

契せし時なれば、一時中止せし講和の説も、大に歓迎せられ、石田三成等は、直ちに惟敬の言を以て、秀吉に報せしに、秀吉は糧食缺乏の情状を聞き、和を許さんとして、まづ京城及び忠清江原の各地に駐屯せし諸將に命じて、急に兵を收めて慶尙道の南邊に退かしむ。

李如松は日本軍の京城を去るを聞き、兵を提げて開城に至り、次で京城に入る。城中人民飢餓、室屋蕩然、荒涼殊に甚し。柳成龍、李如松に勤めて、日本軍を追はしめんとせしが、如松は之を追ふに意なし、その遠く去るに及びて、宋應昌始めて如松に之を追はしむ。如松僅に聞慶に至りて還り、朝鮮兵の沿路にあるものも、敢て出て、撃つものあらず。是に於て、日本軍は徐々として退き、蔚山、西生浦より東萊、熊川、巨濟に至るまで、凡十八屯を設け、城を築き、暫を掘り、朝鮮の降民をしてその間に耕種せしめ、久留の計をなして、肯て海を渡らず。

明は又沈惟敬及び徐一貫、謝用梓をして日本に至らしむ。秀吉乃ち三成、行長等をして和約の條項を議せしめ、竟に七條を定めて、惟敬等に付し、内藤如安をして共に明に如かしむ。七條の目、諸書載する所同じからず、今毛利文書、南禪寺舊記等に據れば、曰く、明主の女を迎へて日本の后妃に備ふること、曰く、勘合の印を定ること、曰く、明と日本

日本軍慶尙道に退く

和約七條を議す

日本二王子を還す

清正等晉州を陥る

定陵府陵の發掘

との大臣誓詞を交換すること、曰く、朝鮮の四道を還すこと、曰く、朝鮮の王子一人及び大臣を質とすること、曰く、朝鮮の大臣、累世渝ることなきを誓ふこと、是日本より提出せしものなり、而して平壤、餘、燃、蔡、述、朝、野、輯、要、等に見えたる入貢、封王等の如きは、沈惟敬の唱へたることにて、雙方の要求する所の條件、既に同じからずして、講和の議は、容易に纏るべきに非ず。然るに日本は、六月、沈惟敬の還ると同時に、釜山にありし朝鮮の二王子、臨海君、順和君、及び從臣、金貴榮、黃廷武、黃赫等を還したり。

是時に當りて、朝鮮は講和を喜ばずと雖も、和戰の決定は日本と明とにありて、朝鮮は全く之に與るを得ざるなり。されば日本は一方には明と講和を議しつゝあるに、又一方には清正、行長、長政等に命じて、晉州を攻めしめ、前年敗績の怨を報ぜんとして、劇戰數日終に之を陥れ、府使徐禮元、金海府使李宗仁、湖南倡義使金千鎰、慶尙右兵使崔慶會、忠清兵使黃進等皆敗死し、城中軍民死するもの六万余人、その免るるもの數人に過ぎず、開戰以來、その慘烈なること此の如きものあらずといふ。

是より先、王は平壤收復の報告により、義州を發して、肅川より永柔(平安)に至りて、暫く駕を駐む。時に京畿監司成泳、宣陵(成)靖陵(中)の發掘せられしことを報ず、王、百官を率ゐる望哭して、衷を盡す、又京城の收復せしを以て、鄭澈、柳根を明に遣して、之を謝せしむ。

李如松還

王京城に
還る

官爵を賣
る

斬首及第

八月、李如松は兵を撤して還り、たい劉綎、吳惟忠、王必勣等、兵万餘人を率ゐて、星州に駐屯す。宋應昌も亦効せられて去り、葡遠總督顧養謙之に代りて、兼て朝鮮の事を理む。李如松の還るや、王は黃州(黃海)に如きて迎送し、進みて海州(同上)に次る。王妃世子及び臨海順和の二王子も、亦來り會す。十月、王京城に還る。貞陵洞の月山大君の舊宅を以て行宮とす。時に兵亂を経て、都中大に飢え、僱尸相枕す。命じて五場を設けて、粥を作りて賑給せしめ、又僧を募りて、都城内外の屍骸を收瘞せしむ。而して地方の饑饉は益甚しく、父子夫婦相食するに至る。是を以て、王は己を罪するの教書を諸道に下せり。又國用匱乏するを以て、官爵を賣ることを許し、初め百石を三品とし、三十石を五品となし、が後には一二十石を以て嘉善堂上に陞すも、之を願ふものなし。又敵首一級を斬るものは科第を許すことありて、之を斬首及第といふ。これ等は率ね剃髮して首級となす。是を以て飢民往々その首領を保つこと能はず。或は首級の賣買ありて、價を争ひ相訟へて、二三品に陞りしものありといふ。

廿七年(文祿三年、萬曆廿三年)二月、陳奏使許瑣を明に遣し、日本の反覆昨多く、講和の恃むべからざることを言ひ、兼て粟を發し、饑を賑はんことを請ふ。明は參將胡澤を遣して、講和の得策なることを諭さしむ。王は尤講和を喜ばざりしが、領議政柳成龍、左參贊成渾、忠

講和に於
ける論人

清監司李廷毓等は、講和の已むべからざることを主張し、臺諫金宇順、柳永慶、李爾瞻、鄭仁弘等は之を排斥して、議論頗盛なり。蓋金宇順、柳永慶、李爾瞻、鄭仁弘等は、皆東人にして、成渾、李廷毓は西人なり。柳成龍は東人なれども、是より先、洪汝諄は禹性傳を効して、その職を削られ、東人中に於て南人北人の分れしより、李爾瞻、鄭仁弘等は、成龍と角立して互に相排撥せし時なれば、その議論の趨勢此の如きなり。その後、金宇順等は、又鄭澈が崔永慶を殺し、罪を論ぜしより、時論大に變じ、金應南、鄭琢、相繼て相となる。蓋日本及び明の大軍、内地に駐屯して、雌雄を争ひ、國勢の危急尤甚しき時に於ては、黨派の争論も一時は屏息せしが如くなりしも、今や日本は南邊に退き、明軍は遼東に還り、劉綎の軍も、再び減じてその半を留るに至りしかば、自國の力之を奈何ともするのと能はざるにも拘らず、この紛争をなすに至れるなり。

その後、明は愈講和を成さんとして、廿八年(文祿四年、萬曆廿四年)四月、都督僉事李宗城、楊方亨を日本冊封の正幅使として、惟敬と共に來らしめ、九月、釜山に至る。宗城は統禱の子弟にして、癡騃事を解せず、或人之に告て曰く、願はくば海を過ること勿れ、必ず復た還ることを得ざらんと、宗城懼るゝこと甚だし、夜半に微服して遁れ去る。是に於て、廿九年(慶長元年、萬曆廿五年)五月、明は更に楊方亨を正使とし、沈惟敬を幅使とし、朝鮮は又行長及び

楊方亨等
を日本に
遣す

惟敬等に促されて、敦寧都正黃慎を正使とし、大丘府使朴弘長を副使として、之に隨行せしむ。是に於て、清正行長等の諸將も、先後兵を撤して還れり。

楊方亨等日本に到る、秀吉之を大坂に延見せしに、その詰命に茲特封爾爲日本國王の語ありて、地を割き女を納るゝのことなきを以て、その違約を怒り、又朝鮮は嚮に二王子を還したるも、王子をして來り謝せしめず、卑官を遣したるを責め、黃慎は使命を傳ふるを得ず、十二月、方亨、惟敬等、皆放還せられたり。蓋この和議は、惟敬と行長と苟且彌縫して事を成さんと欲して、使節の往復に空しく四年の歲月を費し、も、雙方の要求する所、太だ逕庭ありて、事竟に諧はざりき。是に於て、黃慎はまづ人を遣して日本の封を受けざる事情を報せしめ、京城に還るに及びて、又日本の再舉意あるを陳ず、王特に慎を嘉善に隣す、蓋慎が勞を賞してその使命を竣へざるを幸とするなり。

第三節 丁酉の亂及び講和

和議既に敗る是に於て、宣祖三十年(慶長二年、万曆五年、丁酉)正月、日本は再び清正行長等をして、兵凡十四萬餘人を發して、朝鮮を攻めしむ。是より先和好の成らんとするを以て、士民の逃亡するもの漸く還りしが、再び軍旅の興ると聞き、擧國大に懼れ、往々戰はずして逃るゝものあり、王は頻に使を明に遣して急を告げ、援を乞はしむ。それ講和をな

和議を敗る

日本再び師を興す

さんとせば之を喜ばず、事敗るれば、また憐を大國に乞はざるを得ず、その醜陋なること古來常に此の如し。

且當時黨派の争頗盛なるが爲めに、國事を沮害せしことも、亦尠からず。是より先、李舜臣は三道(慶尙全、忠清全)水軍統制使となりしが、是に至りて、間諜あり告げて曰く、敵船を海中に要撃せば、必ず勝を致すべしと、王、備局諸臣を召して之を問ふ、尹根壽は機會失ふべからずとす、乃ち密に舜臣を諭して要撃せしむ、舜臣從はず、朝議頗舜臣を咎め、執へて獄に下す。初め元均は、舜臣に附し名を聯ねて捷を奏せしが、舜臣が統制使となるに及びては、その下にあるを耻ぢて、節制に違はず、舜臣獄に下るに及びて、元均代りて統制使となり、閑山島にあり、盡く舜臣の約束を變じ、酒を嗜み色に溺れ、軍卒怨憤、號令行はれず、藤堂高虎、脇坂安治等と戦ひ、軍潰えて敗死せり。李舜臣は東人にして、元均は西人なり、蓋舜臣を陥れたるは、西人の所爲なり、或は東人中の北人なりともいふ、兎に角黨派の争鬭よりして、舜臣を斥け、遂にこの敗績を致し、ことは明かなり。獨り水軍の敗れしのみならず、陸路に於ては、初め體察使李元翼、元帥權慄等、慶尙道の山城を修めて、敵を禦がんとせしが、一たび敵軍の來るに及びては、元帥以下、みな風を望みて遁れ去る。たゞ安陰縣監郭超、前咸陽郡守趙宗道、助防將白士霖等、安陰(慶尙南道)の

李舜臣を獄に下す

元均敗死す

明楊鎬邢
等來援

各道の防

南原陷る

黃石山城を守りしが、敵軍之を攻ること一日、士氣まづ通れ郭越趙宗道等皆之に死す、是に於て南邊殆ど敵軍に抗するものなし。

明は朝鮮の要求により、直ちに右僉都御史楊鎬を經理朝鮮軍務とし、兵部尙書邢玠を總督とし、總兵官麻貴を提督とし、副總兵楊元、吳惟忠、游擊茅國器、陳恩衷等をして朝鮮を援はしめ、陸續鴨綠江を渡り、麻貴はまづ京城に至り、六月、諸將を部分し、楊元をして南原(全羅道)を守らしめ、茅國器をして星州(慶尙道)に駐せしめ、陳恩衷をして全州(全羅道)に屯せしめ、吳惟忠をして忠州(忠清道)を守らしむ。朝鮮は、初め李德馨、金倅等に命じて復讐軍を創置して、兵を八道に募らしめ、又明の命によりて、將官を分派し、慶尙左兵使成允門、防禦使權應銖をして、慶州に駐して鳥嶺の路を防がしめ、右兵使金應瑞をして、宜寧(慶尙道)に駐して釜山の路を防がしむ。而して全羅兵使李福男、防禦使吳應井、助阪金敬老、別將申浩、南原府史任鉉、判官李德恢等は、皆楊元に從て南原を守る。

是時、日本軍は、浮田秀家、毛利秀元等、行長清正を先鋒とし、路を分ちて、慶尙道の南邊を略し、更に進みて全羅道に向ひ、九月、南原を圍み、水陸の兩軍相合せり。楊元等圍を受ること累日、攻撃益急にして、城中大に亂る。楊元麾下數人と圍を潰して走り、僅に身を以て免れ、李福男、吳應井、金敬老等、皆死し、南原遂に陷る。時に陳恩衷は金州にあり、相

全州潰ゆ

稷山の戦

日本軍慶
尙道に退

楊鎬蔚山
を攻む

距ること遠からざりしかば、楊元急を告げ援を乞ひしも、愚衷肯て兵を出さず、南原の陷るを聞くに及び大に懼れて遁走し、全州も亦戰はずして潰散せり。

南原既に陷り、全州以北の瓦解せしより、京畿大に震ひ、都民分散し、朝臣或は出避の策を献ずるものあり、王妃世子は、まづ遂安(黃海道)に幸し、明軍を退て京城を守り、漢江の險に依る。楊鎬は久しく平壤に留りて進まざりしが、是に至りて、急に京城に入り、諸將の戰はざることを責め、副總兵解生、牛伯英、楊登山等をして稷山(忠清道)を守らしめ、黑田長政等と素沙坪に戰ひて之を破れり。

是より先、秀吉は既に退軍の命を發し、且天候は漸く寒さを加ふるを以て、十月、日本軍は慶尙全羅の南邊に還り、清正は蔚山に屯し、長政は梁山に屯し、行長に順天に屯し、島津義弘は泗川に屯し、海岸に沿うて營をなす。蓋この退軍は固より秀吉の命に出たりと雖も、稷山の一戰に勝利を失ひしことも、亦或は之を促し、なるべし。是に於て明軍は益、勢を得て、十二月、邢玠は京城に留り、楊鎬、麻貴は、その兵四萬餘人を分ちて三協となし、副總兵李如梅を左協とし、副總兵高策を中協とし、副總兵李芳生、解春を右協とし、朝鮮の接伴使李德馨、都元帥權慄等之に従ひて、慶州に會し、大に器械糧食を備へ、遂に進て蔚山を攻む。蔚山は清正の屯する所なりしも、この時、清正は土木の事を

楊鶴京城に還る

楊鶴罷り

楊鶴の冤を辨す

監して生西浦にあり、明軍の蔚山を攻ること急なるを聞き、西生浦より船に乗じて、直ちに蔚山の島山城に入る。島山は即ち飯城にて、（考地）蔚山節度營の次に、飯城在東五里、一名島山、倭賊築城於此とあるものにて、清正は入りてこの城を守れり。然れども包圍益、嚴に攻撃益、急にして、城中に糧食缺乏、窮困尤甚しかりしが、三十一年（慶三年万曆）正月、長政等の之を援ふに及びて、楊鶴は大に懼れて、圍を解き營を撤す。城中亦援軍の至るを知り、門を開て突出す。是に於て、三協の兵器糧食を委棄すること、勝て計ふべからず、倉皇として慶州に回りしが、敵軍の更に來り襲はんことを慮り、又兵を撤して京城に還れり。この役は、明人の全力を傾けて之を謀りしものなるに拘らず、その攻成るに垂んとして、一たび援軍の至るによりて、急に兵を撤して逃れ歸る、その怯弱眞に笑ふべきなり。

是に於て、贊畫主事丁應泰は、楊鶴が廿餘罪を劾奏し、鶴は遂に其職を罷められたり。楊鶴が蔚山より遁れ歸りしことは、その罪洵に掩ふべからず、その職を罷められたるは、當然のことなれども、丁應泰は嘗て鶴と隙ありしを以て、その所謂三十餘罪の内には、誣罔のとも尠からざれば、王は陳奏使崔天健及び右議政李元翼を遣して之を辨ぜり。然るに應泰は朝鮮の楊鶴を救ふを怒り、更に朝鮮の日本を誘うて入犯し、遼河以

高世徳経兵を四路に分つ

新寨の敗

明人和を送る

東を取り、舊土を恢復せんとする等のことを誣告す。是を以て、王は柳成龍を遣さんとせしに、成龍は老母あるを以て辭す。王悦ばず、遂に右議政李恒福を遣して、反覆その冤を辨明せり。

是より先、明に更は董一元、劉綎、陳璘等をして、水陸軍を率ゐて來らしめしが、楊鶴既に罷められ、天津巡撫高世徳代りて經理となるに及びて、兵凡十四萬を四路に分ち、麻貴は東路に主りて、清正に當り、董一元は中路に主りて、義弘に當り、劉綎は西路を主りて、行長に當り、陳璘は水路に主りて、應援に備へ、朝鮮諸道の防禦使は、皆之に分屬し、平安、江原、慶尙左道は東路に屬し、京畿、黄海、慶尙右道は中道に屬し、忠清、全羅に西路に屬せり。李舜臣は元均敗没の後、また統制使となり、珍島に於て敵船を破りしが、是に至りて、陳璘が水路に屬し、また古今島（全羅南道麻里郡）に於て敵船を破れり。

九月、麻貴は頗貴、牛伯英等を率ゐて、清正を蔚山に攻めしむ。克たざりしを以て、溝を深くし、壘を高くし、堅く守りて出でず。劉綎は偽りて行長と和を約し、誘ひ出して之を擒せんとせしむ。成らず。董一元は晋州より軍を進めて、泗川の新寨を攻めしが、大に義弘に破られ、死傷勝て計ふべからず。一元僅に身を以て免れたり。是より、明朝鮮の人愈々石曼子（津島）の兵威を畏れ、十月、遊擊茅國器は義弘と和を議し、その弟茅國科を送りて質

秀吉討す
日本軍還

李舜臣戦
死す

李徳馨等
討んとす

となし、劉綎の亦行長と和を議し、劉天爵を質となすに至れり。然るに豊臣秀吉は、八月十八日を以て既に薨じたりしかば、遺言して喪を秘し師を班さしむ。是に於て、日本軍は漸次に營を撤し、陸續海に渡る。されども明軍は泗川に敗り懲りて、敢て師を出さず、獨り陳璘は之を聞て喜び、俄に和議を變じ、總兵鄧子龍及び李舜臣と共に海口を扼し、日本軍の還るを邀へて、之を撃たんとす。時に行長は援を義弘に求む、義弘之を援はんとして、露梁に於て子龍等に會し、攻戦尤劇烈にして、子龍舜臣は皆死し、兩軍俱に苦戦せしが、義弘は終に軍を收めて還れり。この時左議政李徳馨は、上疏して明軍と共に對馬を討んことを請ひ、黃慎も亦殆ど之に同じき疏を上りしが、事遂に行はれざりき。

明人の義弘行長等と和を議せしは俱に全權を帯びてなしたるに非ざれば、恃むに足るべきものに非ずと雖も、會、秀吉の薨去によりて、日本に盡くその兵を撤じれば、戰爭は忽ちその局を收めたり。是に於て、三十二年(慶長五年、萬曆廿八年)劉綎、陳璘、麻貴、董一元等各兵を率ゐて京城に還り、尋て邢玠は四路に兵を領して西に還り、萬世徳、李承勳、杜潛は兵二萬四千を統べて暫く京城に駐するととなれり、明年九月に至りて、明軍は全く撤退せり。

家康和
心圖る

情惟政を
日本に遣す

日本は師を班し、翌年より、徳川家康は宗義智をして朝鮮と和を媾せしめんとして、屢使を遣し、かば、朝鮮は之を明に奏聞せしが、家康の豊臣氏に代りて、爾府を開くに及びては、義智之を求ること益切にして、もし和を許さざれば、或は毎年農民を遣して禾稼を刈り取らしむべしといひ、或は一戦に及びて後に交を絶たんなどいひて、恐喝することもありしが、三十七年(慶長九年、萬曆三十九年)には又嚮に俘虜となりし金光なるものを遣して、和を請はしめ、事もし諧はされば、入寇せんとするの計畫あることをも告げしむ。是に於て、朝廷大に懼れ、惟政を日本に遣して情狀を探らしむ、惟政は即ち松雲大師にして、嘗て僧休靜に従ひて義兵將となり、又清正の陣中に入らせしものなり、その日本に至るや、俘虜男女三千餘人を還さしむ。

然れども和議未だ諧はざりしが、柳永慶が領議政となるに及びて、義智又和を求む、永慶以爲らく、家康、豊臣氏を廢して之に代る、我が讐に非ず、もし犯陵の賊を縛送せば、和を許すべしと、遂に僉知金繼信をして答書を持して日本に往かしむ。三十九年(慶長十一年、萬曆四十一年)義智二人を縛送して、犯陵の賊と稱す、二人皆二十餘歳の青年なり。王、大臣して之を議せしむ、李徳馨、李恒福、尹承勳、李廷龜等は、この二人を以て犯陵の賊とするは、神明を欺侮し、倭人の詐術に陥るものなりとして、極めて之を論ぜしが、王は永慶の

議に従ひ、二人を市に斬り、使を明に遣して之を奏し、遂に和を許せり。嚮に王が媾和を喜ばざりし時には、永慶も亦極めて和議を排せしが、是に至りて、王の意に従ひ全く前議を變更せり。四十年（慶長三十五年）正月、僉知呂祐吉、校理慶暹、佐郎丁好寬等を日本に遣す、然れども通信使と稱するを嫌ひ、特に改めて回答使と稱し、書狀官を改めて從事官と稱せり。光海元年（慶長十四年）に至りて、また通商の約を定む、是を日西約條といふ。是に於て、二十餘年間紛紜定まらざりし日本との關係も、全く舊交に復せり。蓋壬辰以來日本より被りし打撃は、實に甚しく、前後凡七年の間、猛將勇士の爲めに八道を蹂躪せられ、有形の文物は悉く破壊せられざるはなく、饑饉瘟疫、又その間に行はれ、餓孚路に横はる、これ豈無前の慘害といはざるべけんや。されば朝鮮人士の日本に對して憤激せしものもなきに非ざれども、常に復讐の舉をなすこと能はざるのみならず、一たび日本の恐喝に遇へば、滿朝大に懼れ、犯陵の賊の眞ならざることとは、知らざるに非れども、姑く之を以て口實とし、國辱を雪ぐとして和を媾するに至りしものは、内部の事情實に之をして然らしめしなり。當時内部は獨り國力疲弊せしのみならず、更に一大洪害をなし、ものあり、明黨の軋轢是なり。明黨の軋轢は、壬辰以前より行はれしも、外部の壓迫尤甚しき時に於ては、

一時少しく其の聲を潜めしが如くなれども、暗闘黙争は、決して絶ゆることなし。是を以て外患稍弛むに至れば、その軋轢することは舊時よりも甚しく、南人北人の中に於て、北人は分れて大北小北となり、大北は更に分れて骨北肉北となれり。三十一年日本の師を還し、後より南以恭は屢上疏して、領議政柳成龍が邪佞にして和を主とし、利を圖る等の事を論じて、之を黜けんことを請ふ、鄭仁弘も亦その黨に嗾して、成龍を詆斥す。是に於て、王は一たび成龍が職を削りしかば、左議政李元翼は、今日、相を擇ぶは、柳龍に非ざれば、任ずべきものなしとて、自ら退くを求めて已まず、右議政李恒福は、禍の身に及ばんとことを恐れて、病を以て謝す、王乃ち命じて成龍の官を復せり。以恭、仁弘は北人にして、成龍、元翼は南人なり。尋て南以恭、金蓋國は、洪汝諄を論劾せしかば、又分れて大北小北となり、李山海を主とするものを大北とし、李爾瞻、鄭仁弘、金大來、奇自獻、許筠、洪汝諄等之に屬す、柳永慶、南以恭、金蓋國等を主とするものを小北とし、柳希奮、朴承宗等之に屬す。三十三年、李元翼は、成龍を救ふて、その職を罷められ、李山海相となり、洪汝諄兵判となりしが、二人互に權を争ひしかば、汝諄を主とするものを骨北とし、山海を主とするものを肉北とす、李爾瞻等、又汝諄を論ず、王兩つながら之を黜く、是に於て、西人朝に満ち、遂に尹西、申西の

目ありといふ。

是より後は、また西人を攻撃するもの多く、三十四年、鄭仁弘の門客文景虎は鄭澈、成渾が崔永慶を搆殺せし罪を論じ、大司憲黃慎、執義李成祿、掌令趙翊等は、その職を遞せられ、三十五年、柳永慶は吏判となり、鄭仁弘は大司憲となりしが、成渾を論ずるもの益多く、渾は官爵を追奪せらる。左議政李恒福は、成渾を救はんとして、鄭仁弘の黨に排斥せられ、右議政尹承勳は、李恒福を救ふを以て、鄭仁弘に論劾せられ、恒福、承勳は、遂にその職を辭せしが、副司果李貴、前都事梁弘海等は、又仁弘が擅に威福をなすことを論ぜり。

朝臣の間紛々擾々として、互に相軋し、己が身あることを知りて、國家あることを知らず、政權の争奪に汲々たること、率ね此の如くにして、舉國一致の力を以て、外國に敵するなほ、到底望むべきことに非れば、王も初は極めて講和を排斥せしが、是に至りては、その意見一變し、且目前の小康に安んじ、群臣の請によりて、至誠大義格天、熙運の尊號をも受くる程なれば、媾和の説も、終に決定せらるゝに至りしなり。

日本に對しては、右の事情によりて、外面に於て和好を修むと雖も、その内面に於て、怨恨を抱きしことは、容易に忘却すべきに非ざれば、この反照として、明の恩誼に感ずる

ことは亦甚だ深し。蓋日本軍の撤回は、秀吉の薨せしより起りし自然の結果にして、明軍の力によりて、攘斥せしものには、非ざれども、明が數十萬の師を喪ひ、數百萬の餉を費すをも厭はず、朝鮮の爲めに力を勞せしことは、亦頗大なれば、明朝滅亡の後と雖も、永く諒るゝこと能はざりき。

第八章 滿洲の入寇及び朝鮮の降服

第一節 光海の亂政及び廢立

宣祖は壬辰丁酉の亂を歴て、國步尤艱難の時に際したれば、屢位を世子に傳へんとせしことありしも、果さざりしが、世子光海君の昏庸にして、嗣となすに足らざるを察し、且は晩年に繼妃金氏の永昌大君璫を生みたるを以て、殊に之を鍾愛し、世子を易へんとするの志ありしかば、領議政柳永慶は、王の意に順ひて、永昌大君を援立せんとす。又李山海の徒李爾瞻等は、嘗て洪汝諄と權を争ひて、黜けられしより、怨恨を懷き、竊に光海君に托し、且鄭仁弘の山林にありて、名望あるを以て、之と結びて、外援となし、今や王の疾に罹りて、瘵えざらんとするを見て、脅迫して位を光海君に傳へしめんとせしかば、王怒りて、爾瞻、仁弘等を竄逐し、大にその黨を治めんとせり。

然るに王の疾は俄に危急となりしかば、遺教を傳へんとして大臣を召す。時に柳永慶は鄭仁弘の彈劾により、城外に出て、罪を待つ。李元翼、李德馨、李恒福、尹承勳等、召に應じて直ちに至れば、氣絶ゆること已に久した。妃金氏の命を以て、一封の書を世子に與へ、又一封の書を以て、柳永慶、韓應寅、申欽、許箴、朴東亮、徐濟、韓浚謙の七臣に與へて、永昌大君を托せり。李爾瞻、鄭仁弘は、竄逐の命を受けしも、近畿に徘徊逗留して、未だ配所に向はざるに、忽ちこの變ありて、宥釋して召還せられたり。この時、宣祖は、東宮より進めし藥飯(果實を雜り)を食し、久しからずして薨せり。醫官成決入りて之を診せしに、玉體青黑異常にして、頗疑ふべきものなりといふ。これ固より曖昧にして辨じ難きことなりと雖も、當時小北(柳永慶)と大北(李爾瞻)との軋轢は尤甚しく、如何なる陰險陋劣の手段を用ふるも、憚らざる有様なれば、必ずしも不祥の事なしとはいふべからざるなり。

宣祖薨す

光海位に即く

かくて光海は位に即き、柳永慶、金大來、李弘老等を竄逐し、尋て之を殺し、李元翼を領議政とし、李恒福、沈喜壽を左右議政とし、鄭仁弘を漢城判尹として、李爾瞻を禮曹判書とせり。又延陵府院君李好閔を明に遣して、宣祖の喪を告げて、承襲を請ひしも、明は鶴に長子臨海君のあるを以て、光海の世子たるを許さざりしによりて、直ちに承認を

明使に贈賂を贈る

與へず、更に遼東都司殿一魁、知州萬愛民を遣して情狀を調査せしが、朝鮮は再び領府事李德馨を遣して陳辯し、遂に冊封を許されたり。この時、嚴萬二使に對して、多く白銀人蔘等の賄賂を行ひたるによりて、纒に事なきを得たり。是より先、明に對しては宗系の辯誣及び壬辰丁酉の救援等、種々の難問題ありしも、賄賂を行ふことあらざりしが、是に至りて一たびその門を開きしより、後は些細の事も、賄賂に非ざれば成ならざることとなり、非常に困難せりといふ。

臨海君を殺す

既にして臨海君はその不軌を圖るを告るものありしに因て、喬桐に流されしが、鄭仁弘、李爾瞻等は、之を殺さんと請ひ、李元翼、李恒福、沈喜壽等は、全恩の説を主張せり。然るに爾瞻等は、全恩を攻撃して護逆となし、又陰に縣監李稷に嗾して臨海君を殺さしむ。

李爾瞻は、又永昌大君璲のその母大妃金氏の側にあるを忌みて、之を殺さんことを謀りしが、會、朴應犀、徐羊甲等、黨を結びて盜をなし、東萊の銀商を殺して捉へられ、斬に處せられんとするを聞き、人をして應犀に告げしめて曰く、もし上疏して變を告げば、特に死を免るのみならず、勳を録せらるべしと、應犀喜びてその言に従ひ、獄中より變を上りて曰く、延興縣院君金悌男(大妃の父)、永昌大君を擁して主となさんと欲す、我等之と

金悌男を
殺す

通じて大事を擧んとし、糧械を備へんと欲するのみ、竊盜をなすに非ずと、是に於て韓應寅、朴東亮、申欽、徐渚等を鞠し、又悌男を捕へて之を殺し、應犀の罪を宥し、永昌大君を江華に幽せり。右議政鄭仁弘は又劄を上りて、七臣を除きて、永昌の羽翼を折かんと請ふ。時に論者必ず永昌を殺さんとせしが、領議政李德馨が之に従はざるを以て、爾瞻の徒は、逆に黨すとして之を攻撃せしかば、德馨は退て龍津の別墅に歸り、食を却けて進めず、因て疾を得て卒せり。その後江華府使鄭沆は、爾瞻が風旨を承け、永昌大君を密室に鎖して蒸殺せり、時に年八歳なり。副司直鄭蘊は之を聞き、江華に往き密にその情状を探りて、歸り、上疏して鄭沆を斬んと請ふ、是に於て論劾伸救紛然として盛なりしが、鄭蘊は遂に竄逐せられたり。

永昌大君
を殺す

初め金悌男の獄起るや、儒生李偉卿及び掌令鄭造、尹詔等は、母后金氏、内巫蠱をなし、外逆謀に應じ、母道既に絶ゆとして、王と大妃とをして別處に居らしめんとせしが、大司憲崔見源、大司諫李志完等、異議を唱へ、東學儒生趙慶起、李安眞等は、上疏して鄭造、尹詔等の三賊を斬んことを請ひ、檢閱嚴愷は、承文博士尹焄等と承文院に會して、李偉卿等二十人の姓名を書し、國母を動搖し、罪網常に關するを以て、擧を停ることを議し、愷は入りて之を王に啓す、王怒りて愷が職を遞せり、而して鄭造、尹詔も、亦その職を削られ、

大妃を廢
すの端緒

雙方共にその罪を被れり。

されども、金悌男及び永昌大君を殺しし後に及びては、邪論益、盛にして、七年、王は移りて昌德宮に御し、大妃を廢運宮に留めて、防守を嚴にし、鄭造、尹詔等は、再び臺閣に入る。時に咀呪凶書の二事を以て、教文を作りて、中外に頒布せり。咀呪とは、金應壁が大妃の命を承て、穆陵(祖)及び成陵に於て、生猫を埋めしといへることなり、凶書とは、密に明人に訴へて、凶計を逞くせんとするの事なり。前領議政李元翼は、教文を見て、禍の大妃に及ばんことを恐れ、屢、箭を上りて、孝を大妃に盡さんことを請ふ、王怒りて元翼を切責し、惡名を君上に歸し、美名を異日に活るとなし、且元翼の君を脅すは、南以恭の愆、愆に出でたりとして、元翼以恭を竄逐せり。是より後は、或は鄭造、尹詔等を攻撃し、或は、李元翼を伸救せしものも、尠からざりしが、大妃を廢せんとするの論は、次第に盛にして、金悌男を追刑して、之を市に肆し、申欽、韓浚謙、朴東亮等を竄逐せり。

是時、李爾瞻、鄭仁弘は、廢母の計畫をなし、こと萬方なりしも、爾瞻は大北の巨魁にして、小北の領袖、朴承宗、柳希奮と互に争ひしが、柳朴二氏は、妃嬪の姻戚にして、殊に承宗が廢母に反對なるを以て、爾瞻等も頗る躊躇せしが、九年十二月、希奮が兵判となり、大妃に肅謝の禮を行はざりしより、李爾瞻、許筠等、急にその黨を教誘し、大司憲李覺、副提

鄭造、大司諫尹訥は、まづ廢黜の論を發し、威を以て之を脅す、朝臣憚々として人色なく、儒生も亦逃散せり。王この議を以て、政府に下す、領議政奇自、獻首として之に反對せり。是に於て、更に百官前衙九百三十餘人、宗室一百七十餘人をして、各意見を上らしめしに、或は廢黜を主とし、或は之に従はず、李恒福、鄭弘翼、金德誠等の如きは、尤之に反對せしが、滔々たる俗流の徒は、率ね爾瞻の風旨を希ひて、之を贊成せしかば、奇自、獻及、び恒福、弘翼、德誠等を遠竄し、十年正月、右議政韓孝純は、爾瞻の指嗾により、大妃の十罪を數へて、之を啓す、是に於て、王は大妃の尊號を去り、たゞ西宮と稱し、供奉を減じ、朝謁を停めしむ。

大妃を廢す

大妃を害てせんとす

綾昌君を殺す

然るに爾瞻の徒は、なほ之に満足せず、十四年十二月、江原監司白大珩は、李偉卿と共に、健戯と稱して、慶運宮に亂入して、大妃を害せんとせしが、大妃は竊に逃れて、その禍を免れたり。時に領議政朴承宗は、事の急なるを聞き、馳せて西宮に到り、呼唱追逐せしを以て、大珩も窮探することを得ざりしといふ。其他進士蘇鳴國の上疏に、塞門洞宮に王氣ありといへるによりて、塞門洞宮は、王の弟定遠君瑈の私第なるを以て、定遠君の子、綾昌君侄を捕へて、喬桐に禁錮し、終に之を殺し、かば、定遠君は悲慟して繼て薨逝せしことあり。

種々の税

光海の近親に於ける、その兄弟を殺し、その母を廢し、その姪を殺し、人倫を戕害せしこと甚だ多し。加之、屢、冤獄を興して、無辜を殺し、且風水の説を信じて、土木を興し、仁慶慈壽景徳の諸宮を作り、用度浩繁にして、民窮し財竭く。是に於て、官を賣り、獄を鬻ぎ、賄賂盛に行はれ、凡内外の官職を除拜するに、銀兩の多少を視て、高下をなし、價なくして授けらるるものあることなく、獄に入るものは、賂を行ふに非らざれば、免るゝを得ず、竄竊のものは、銀を納れて自ら贖はしめ、申欽、徐漬、朴東亮、韓浚謙等の如きも、各數百金を行ふて、始めて釋さるるを得たりといふ。

金介屎を金用ふ

是時に於て、内にありては、尙宮金介屎は、寵を擅にし、事を以て、筆を執りて專斷し、王も亦自由なるを得ず。外にありては、李爾瞻、大北の巨魁を以て、國柄を竊弄せしも、務めて掩飾をなし、常に禮判兼大提學の職を帯びて、自ら吏曹に入らず、權柄を避るが如くにして、その實は己が鷹犬を要地に布列し、趙挺、李挺元の徒は、常に指揮を奉ずること、奴隸の如く、生殺廢置、意の如くならざることなく、其の勢力は、議政以上にありて、王を輔けて邪毒を擅にせり。されば、尹善道、李爾、龜川君暉、錦川君誠澈等の如きは、屢、上疏して、爾瞻の專横を論ぜしも、王は悉く之を竄逐せり。内政の紊亂せること、此の如くなるの時に當りて、更に二大難事の起るあり、北方滿洲

滿州愛親
覺羅氏與

後金國汗
と稱す

明の楊鶴
つ満洲を以

姜弘立兵
を率ゐて
明を助く

姜弘立滿
洲に降る

との關係是なり。是より先滿洲には愛親覺羅氏長白山の西に興り太祖努爾哈赤漸く強くして諸部落を併呑し壬辰の亂宣祖の義州にあるに當りて使を朝鮮に遣し士馬を率ゐて救援せんとするの意を告げたりしが宣祖は之を群臣に詢りしに柳成龍が名は救援といふと雖もその意實に測り難し唐の回紇吐蕃の兵を乞て歷世その禍を被るが如くなるべからずといへるによりて邊將をして婉辭を以て之を謝せしめしかば努爾哈赤も亦再び使を遣さざりき。

其後努爾哈赤の勢は益盛にして光海八年(萬曆四十四年)には自立して後金國汗と稱し天命と建元し尋て明の邊疆を犯し撫順清河等を陷る。明は之を聞て大に驚き十一年(萬曆七年)遼東經略楊鶴をして兵廿四萬を瀋陽(奉天府)に集めて路を分ちて滿洲を伐たしめ兵を朝鮮に徵す。是に於て光海は參判姜弘立を六道(平安黃海京畿忠清全羅)都元帥とし平安兵使金景瑞を副とし兵二萬餘人を率ゐて明を助けしむ。然るに明の北路の軍は皆敗績し南路の將劉綎喬一琦等は兵四萬を率ゐて寬甸より進み弘立景瑞等も之に従ひて富察の野(興京の南)に至り亦大に滿洲の軍に破られ劉綎喬一琦及び弘立は從ひし宜川郡守金應河雲山郡守李繼宗等之に死す而して金應河の死最壯烈なりといふ。然るに弘立景瑞等は密に通事を敵陣に遣し我國の已を得ずして兵を送るの意を傳

明と滿洲
とに對し
て形勢を
観望す

へその衆を以て滿洲に降れりこれ光海が弘立に勢を觀て向背を定むべしとの密旨を與へたるに由れりといふ。國家再造の恩誼を負へる明室に背きて奴食奴賊といひて常に排斥せし滿洲に通ぜしとは頗怪しむべきが如くなれども當時投降の情態又は光海の廢せられし後にも西北邊報の急なるによりて光海を喬桐より更に濟州に遷せしより觀るも密旨ありといへることは決して誣罔に非るべし蓋當時滿洲の勢力甚だ盛なる以てその侵掠を被らんことを畏れてこの舉に出でしなるべし。

さればその後滿洲よりは降將鄭應井及び金景瑞の子得振等を遣し書を遣りて和好を要す平安監司朴燦軍官黃諫を遣して之に答へて曰く兩國各封疆を守りて舊好を修めんと滿洲は更に使を遣し來りて天地を奈り血を飲りて盟をなさんとを求む。此の如く雙方より使節の往來ありしかば明は朝鮮の滿洲に通ずるを疑ひ將に使を遣して監護せんとす光海は大に之を憂へ辯証使李廷龜を遣して之を辯せり。されども滿洲よりは更に降將文希聖李民箕李一元等を送還して和好を求む朝鮮は之に従ひて直ちに和を講ぜしにも非ずして唯その怒に觸れざらんことを務め明に對しては遼陽海陽の攻陷せらるるに及びても兵を出して之を助くることもなさへれども陸路の交通既に絶えたるを以て更に非常の危険を犯して海路より使を遣せり。

李貴等謀立を謀る

かく曖昧の態度を執りて形勢を觀望せしも、是より後は明と滿洲とに對する關係は愈々困難に陥らんとする勢あり。

光海の時に於ける内外の形勢は、此の如くにしてその昏亂無道は、日に甚しかりしかば、密に廢立を謀るものあり。李貴嘗て咸興判官たりし時、申景禎は北處候たりしかば、深く相結納し、又沈器遠、金自點等と約し、金瑬が重望あるを以て、推して大將とし、義兵を擧げ、光海の弟定遠君瑄（後元宗とす）の子、綾陽君儆を立てて王となさんとす。十四年、李貴は平山（遼海）府使となり、申景禎は曉星嶺別將となりしが、時に平山地方、虎の人を害するもの多し、因て李貴は軍を集めて、虎を捉へんが爲めには、境界を限らざらんことを請ふ、王之を許す、貴乃ち獵虎を名として、屬邑の兵を發し、因て以て事を擧んとす。然るにその謀露れて、之を告るものあり、臺諫は李貴が異心あるを論じて之を鞠せんことを請ひしが、金自點は賄賂を以て陰に金介屎に結びて、その寃を訴へしかば、王は介屎の言を信じて、臺諫に従はず、たゞ貴が職を罷めて、その罪を鞠せざりき。かくて密謀は次第に傳播して、勢猶豫すべからず、乃ち計畫布置を定め、十五年（明天啓三年）三月、李貴、金自點等、弘濟院に會して、即夜に闕を犯さんとす、然るに金瑬は未だ至らず、衆心恟懼して、皆潰散せんとす、李貴遂に李适を拜して大將とす、軍情始めて定まる。

李貴等兵を擧ぐ

光海を廢す

仁祖位に即ぐ

靖社の功を録す

既にして金瑬等來りて、他處に會して、适を招く、适大に怒りて往かざらんと欲す、李貴勸めて往き會せしむ。是に於て、适は大將を瑬に讓る、瑬乃ち部伍を整へ、諸軍をして各その軍を率ゐしめ、進て彰義門に游りて、之を摧破し、直ちに昌德宮に到る。この日、金自點は、盛に酒饌を備へて、金介屎に納れしを以て、光海は方に宮人と宴樂せしかば、變報の至るも、之を顧みざりしが、義軍の火を宮中に放つに及びて、光海大に驚き、垣を踰えて走り出で、朝官衛士も皆逃散せり。既にして、綾陽君儆は、西宮に詣り、大妃に謁して、その收めし所の寶璽を納る、光海も亦擁せられて至る、大妃はその三十六罪を數へて之を殺さんと欲せしが、綾陽君の之を諫めしによりて、果さず、遂に寶璽を綾陽君に授けて位に即かしむ、是を仁祖とす。

仁祖の位に即くや、永昌大君、臨海君、綾昌君、及び金悌男等の爵を復し、光海及び妃柳氏、その子、凝等を江華に安置せしが、凝は、牆内より穴を穿ちて逃れしかば、之に死を賜ひ、その後、光海を喬桐及び濟州に遷し、李爾瞻、鄭仁弘、尹詡、鄭造、金介屎等、數十人を誅戮し、その他、竄逐削黜するもの、數百人の多きに至る。又李元翼を忠州の驕所より起して、領議政とし、金瑬等五十人の功を録して、靖社と曰ひ、一時悉く面目を一新せり。

蓋光海は、壬辰亂離の後を承けて、位を繼きたるものなれば、銳意勵精、百度を整頓し、類

運を挽回せんとするも、決して容易の事に非ず、然るにその昏亂無道の日に甚しかりかば、廢立の起るも亦已を得ざりなり。されども一方より之を觀れば、この舉は、實に數十年間沈淪せし西人が、北人の隙に乗じて、その勢力を回復せしものにて、靖社功臣の中に於ても、眞に國家を思ふの誠心より出でたるものは、崔鳴吉、張維等の如き、僅々數人に過ぎざるなり。されば李貴等も、初めは宗社を安んじ、民生を救ふを以て言をなし、功業既に成るに及びては、人の家財器服を籍没して、之を分つが如き、貧鄙の事ありしかば、李滌の如きは、初めこの舉に與かりしも、深く之を愧ぢ、第宅田民を還納し、終身自廢して、其志を明せりといふ。

嚮に李貴等が義兵を起しし時に於て、その部分規畫は、皆李适より出でて、その功最多かりしが、靖社の功を録するに及びて、金自點、沈器遠等は、一等となりしも、李适は後に加りしを以て、二等となりしが、頗不平を抱きたり。且金邊との軋轢よりして、庸を争ひしこともありて、李貴の慰解によりて、纔に事なきを得たりしも、同僚の間、兎角圓滑ならざることあり。

時に滿洲との關係は、頗憂慮すべきことあるを以て、張晩を都元帥として、府を平壤に開かしめ、李适を平安兵使兼副元帥として、寧邊に屯せしむ。适益恐り、快々として任

に赴き、陰に異謀を善へ、仁祖二年(明天啓四年)遂に部兵一萬二千餘人、降倭百三十人を以て兵を擧ぐ、龜城府使韓明璉等亦之に従ふ。書を張晩に送りて曰く、聖明在上、群兇滿朝、清君側之惡、烏可已乎と、張晩は都元帥たりと雖も、部兵は數千に滿たずして、その力之を扼制すること能はず、賊軍は長驅して南向す。李适の返書至る、朝廷震駭し、王は直ちに李守一を平安兵使兼副元帥とし、李元翼を都體察使とし、京畿監司李曙として、開城に鎮して、賊路を防がしむ。金邊は又奇自獻、金元亮等數十人の内應を爲すを以て之を誅せんことを請ふ、王之に従ふ、これ實に狼狽の餘、訊問をも待たず、妄に殺戮を加へしものなりといふ。既にして賊軍は益々進みて、開城を陥れ、臨津を渡り、遂に碧蹄に至る、仁祖乃ち策を決して、京城を出て、公州(忠清道)に奔る、适等入りて京城に據り、王子興安君璉(宣祖弟)を立てて王とし、都民に通諭して、各本業を守らしむ。張晩は初め賊路を斷つこと能はざりしと雖も、是に至りて、安州防禦使鄭忠信、及び李曙等と力を協せ、大に适が兵を教嶺(京畿道の北)に破りしかば、适明璉等逃れて利川(京畿道)に至る、部將奇益獻等、适明璉等數人を殺して、走りて行在所に獻ず、この時興安君も亦廣州に奔り執へられて殺さる。是に於て、仁祖は公州を發して、京城に還り、張晩、鄭忠信等三十二人は、振武の勳を録せらる。

韓明健等
州に奔る

滿洲太宗
立つ

姜弘立等
太宗に勸
めて朝鮮
を侵さし
む

阿敏等來
侵す

蓋李适の亂は廢立事件の餘響にして僅々數十日の間に於てその事は平和に歸せりと雖も一時王は出奔せざるべからざるに至る亦細事といふべからず。且この亂の結果として韓明健の子潤等が逃れて滿洲に奔りしより遂に姜弘立等と共に愛親覺羅氏を愆患してその入寇を促すこととなれり。

第二節 滿洲第一回の入寇

滿洲は益疆土を開きて光海十三年(滿洲天命六年)都を遼陽に定め仁祖三年(天命十年)また瀋陽に遷りしが四年(天命十一年)太祖努爾哈赤薨じて子皇太極立つ是を太宗とす。初め韓潤等の滿洲に奔るや姜弘立等に謂て曰く本國の亂盡く爾等の妻子を戮せり願くは滿洲の兵を借りて與に讎を復せんと弘立等之を信じ太宗に勸めて朝鮮を侵さんとす。この時明の總兵毛文龍は鎮を皮島(朝鮮の所置)に設け義州鐵山及び身彌島(平安北道宜川に往來し)に往來し朝鮮よりは糧食を徵發して滿洲牽制の運動をなしたれば滿洲の經路上に於ては妨害をなししこと尠からず。是を以て太宗は姜弘立韓潤等の言を納れ貝勒阿敏濟爾哈朗をして朝鮮及び毛文龍を圖らしむその意實に南方の邊境を掃清して牽制の患を除かんと欲するなり。

仁祖五年(滿洲天命七年丁卯)正月阿敏は濟爾哈朗阿濟格杜度岳託碩託と共に姜弘立韓

潤を嚮導とし兵三萬餘人を率ゐて鴨綠江を渡り義州を攻め府尹李堯を殺し又鐵山を衝けり。此時毛文龍は既に避けて皮島におりしかば之を身彌島に驅逐し更に郭山定州を攻め郭山郡守朴有健定州牧使金指を擒にし宜川府使奇協を斬り到る處に於て前王(海光)の爲めに仇を復すと聲言し長驅して進み清川江を渡り安州を圍みて之を陥れ兵使南以興牧使金浚及び處侯朴命龍江界府使李尙安等以下死するもの甚だ多し。

仁祖は兵判張晩を都元帥とし金起宗鄭忠信申景瑗等を率ゐて之を禦がしめ又諸道に命じて兵を募り王に勸めしむ。張晩平山(遼海)に至る平安道監司尹喧は安州の陷るを聞き平壤を棄て黃海道兵使丁好恕は黃州を棄てし逃れ張晩も亦遁走せり。是に於て朝廷大に震駭し仁祖は金尙容を留都大將として京城を守らしめ都體察使李元翼左議政申欽西平府院君韓浚謙等に命じて世子涯を奉じて全州に向はしめ王は親ら廟社の主を奉じて江華島に遁れ領議政尹昉右議政吳允謙贊成李貴吏判金壘戸判金蓋國禮判李廷龜等皆之に従へり。初め滿洲は姜弘立等の勸誘に因りて師を興ししと雖もその目的は毛文龍を驅逐し朝鮮を脅制するにありて必ずしも内地に深入するの意あらず。姜弘立も亦朝鮮よ

仁祖江華
に遁る

り弘立の叔父晉昌君姜綱及び弘立の妻子の陣中に遺し、によりて、その宗族の生存するを知り、頗韓潤に欺かれたるを悔いたり。されども一たびその境に入れば、殆ど疾風の枯葉を掃ふが如く、向ふ所潰敗せざることをなかりしかば、遂に破竹の勢を以て、内地に深入するに至りしなり。

開戦の理由

向者我軍征瓦爾喀時、爾國無端出境、與我軍相拒、罪一也。烏拉貝勒布占泰屢侵爾國、爾以其屬我姻戚、求我勸諭、得以息兵、爾會無一好言相報、罪二也。我兩國原無讐怨、爾于己未年（光緒十一年滿洲天命四年）發兵、助明圖我、幸蒙天鑒、明兵敗、爾之帥卒、爲我陣擒、我不忘舊好、故不加誅戮、且贖養之、爾不遣一介來謝、罪三也。天以遼東賜我、遼東民我民也、爾容毛文龍潛據海島、致我遼東百姓被其侵擾、聽其引誘、我曾命爾縛送毛文龍、復成兩國之好、爾竟不從、罪四也。辛酉年（光緒十三年）我軍攻勦毛文龍、惟明人是問、亦望爾惠顧、前好不以一矢相加、爾究無一好言相報、罪五也。毛文龍係明國之將、爾乃與以土地、導其耕種、資之糗糧、贖其軍實、罪六也。我皇考上賓、明方與我爲敵、尙遣使來弔、爾竟不遣一使、罪七也。爾如此、負恩構怨、難以悉數、我用是聲罪致討。

時に京城は、人民既に潰散し、留都大將金尙容は、火を御庫及び兵戸曹諸倉廩に放ちて、江華島に遁れて、殆ど空虚となりたれば、阿敏は朝鮮國王の城郭宮殿を見んと欲して、京城に入らんとせしが、濟爾哈朗、岳託等は、之に従はず、遂に軍を平山（黃海）に駐め、副將劉興祚を江華島に遣して、和を議せしむ。

原昌令を遣して和を請ふ

江華島にては、守備薄弱にして、一々危懼の念を抱き、心竊に媾和を希望せしも、他を懼りて之を明言するものなかりしが、獨り參判崔鳴吉は、媾和の已むべからざるを主張せしかば、遂にその條件を議することとなりしに、劉興祚は明の天啓の年號を去り、且つ王弟を質とせんことを要求せしが、朝鮮は頗之を難かりしかば、興祚は堂中に假の字を書して示したり。是を以て、宗室原昌令、義信を王弟封君と稱し、興祚に隨ひて平山に至り、木綿虎豹皮等の方物を進めて和を請はしめたり。興祚が義信の眞の王弟に非るを默容せしは、その和を求むるに急なるを見るべきなり。

和の約を締結す

阿敏はなほ媾和を欲せざりしが、濟爾哈朗、岳託等は和を許し、朝鮮王をして盟誓せしむべしとて、再び劉興祚、姜弘立等を江華島に遣したり。是に於て、兵判李廷龜、戸判金蓋國、吏判張維等は、興祚等と約條を議し、平山の地一步を踏えずして、盟舉るの翌日、兵を撤すること、兄弟の國と稱すること、撤兵の後、再び鴨綠江を踏えて來らざることを滿

洲と和するも、明には背かざることを等の事を定め、興祚は多くの歳幣を求めしも、之を拒絶し、たゞ、犒軍の資若干を送るととなし、三月、壇を江華府城の門外に築き、李廷龜、吳允謙、金盞、李貴、申景煥等、王に代りて壇に臨み、興祚等と白馬黒牛を殺し、天を祭りて誓をなせり、その誓文左の如し。

誓文

滿洲誓文

朝鮮誓文

朝鮮國王與大金國二王子立誓、我兩國已立誓、我兩國已講定和好、今後兩國各遵約、兵馬新建、城堡存心不善、皇天降禍、若二王子因起不良之心、亦皇天降禍、若兩國二王、同心同德、公道、借處龍天保佑、獲福萬々、心違背和好、與兵傷伐、則亦皇天降禍、兩國君各守善心、共享太平。

仁祖京城に還る

濟爾哈朗等は、劉興祚を遣し、盟誓を爲さしめたるも、阿敏は之に與らざりしを以て、部兵をして、縦に、剿掠せしめしが、退りて平壤に至りて、更に原昌令と盟をなし、遂に兵を義州及び鎮江(兩洲九)に留めて、師を班し、原昌令は阿敏に隨ひて、滿洲に往て、質となれり。是に於て、仁祖は江華島を發して、京城に還れり、之を丁卯の虜亂といふ。其後仁

祖は、副將沈正筭等を滿洲に遣して、義州の鎮兵を撤せんことを請ひしかば、滿洲は明人をして、朝鮮の境に入らしめず、朝鮮の兵をして、義州を守らしむべきことを約して、義州を還せり。

明の救援

この亂の起りし時に當りて、使臣金尙憲は、北京にあり、本國の難を聞き、書を兵部に呈して、救援を乞ひ、又毛文龍も急難を告げたりしかば、明は遼東巡撫袁崇煥に命じて、兵を發せしむ。崇煥乃ち水師を鴨綠江に遣して、文龍を援けしめ、又左輔趙率教等をして、精兵を率ひ、三岔河に逼りて、牽制の運動をなさしめしが、滿洲は急に和議を定めて、その局を收めたれば、左輔趙率教等の諸將も、皆軍を還せり。又日本の徳川家光も、對馬の宗義成をして、鳥銃長劍各三百柄、燧硝三百斤を送りて、救援せんことを告げしめ、六年(寛永五年滿洲天聰二年)又僧玄方を遣して、朝鮮の爲めに、滿洲を伐て、耻を雪かんと云ひしかば、朝廷之を滿洲に洩さんとせしが、獨り金盞國は、滿洲もし道を朝鮮に假りて、憾を日本に逞くせば、朝鮮はその間に介居して、不測の禍を蒙らんとて、固く之を諫めしに因て、果さざりき。

日本援兵とす

戦後の疲弊

滿洲の入寇は、數十日にして、師を班せりと雖も、侵掠尤甚しく、清川以北は、荒廢の地となりしかば、副元帥鄭忠信は、之れを棄て、退守の計を爲さんとせしが、平安監司閔聖

徽は、祖宗の疆土棄つべからずとして、義州城を西邊の巨鎮とし、又白馬山城、慈母山城を築かんことを請へり。されども國儲蕩盡して、奈何ともすべからず、備邊司は、京外に通文して、監司兵使守令邊將より儒生胥吏に至るまで、力の厚薄に因て布を出さしめたり。

李仁居の

柳孝立の

仁祖崩
を破らんとす

且叛逆は屢起りて、江原道橫城の人、李仁居は、隱者を以て自ら居り、靖社勳臣の國に當りて、その爲す所人心に厭かざるを見て、竊に徒黨數百人を聚め、縣監李擢男を縛して、悉く軍器兵仗を發して、京を犯すの計を爲し、自ら倡義中興大將と稱せしが、遂に執へて誅せらる。又柳孝立は、柳希喬の兄の子にして、堤川(忠清道)に謫せられ、李仁居とも往來せしが、大北の殘黨と共に、密に光海を迎へて、上王とし、位を仁城君洪(五子)に傳へしめんとせしが、事露れて孝立は誅せられ、西人は仁城君を殺さんとし、南人は殺すべからずとして争ひしが、仁城君は終に殺されたり。

是時に當りて、朋黨の弊害は頗多かりしかば、仁祖は即位の初より、朋黨を破るを以て第一の先務となせり。元來廢立の事は、西人の力に依りて成りたるものなれば、その跋扈は日に甚しく、西人の中に於て、又種々の名目を分ちて争ひしかば、仁祖はその黨同伐異の甚しきものに對しては、外官に補するの爵を施したりしも、之を止ること能

はざりき。其他宋匡裕は、變を告げしが、誣告を以て殺され、任慶思及び楊天植、鄭搏等は、皆逆亂を謀るを以て誅せられ、内部には種々の紛擾ありて、反正の政治も亦缺點ありしかば、掌令姜鶴年は、上疏して有伯夷則必有易暴之讎といふに至る。然るに滿洲の勢力膨脹するに隨て、その壓迫は愈甚しく、國歩益艱難に趨けり。

第三節 滿洲第二回の入寇及び朝鮮の降服

朝鮮は一たび滿洲と和を約して之を服従せり。然るに滿洲よりは明を伐つゝの兵船を徵求せしのみならず、その將は鴨綠江を渡り、平壤に來りて糧食を請求し、その兵は郭山の官庫を破り、民家に入りて、剽掠を肆にす。是に於て、朝廷には、滿洲の故なくして我邊民を掠め、我倉穀を奪ふは、盟を取る者なりとして、兵を興し、賊を撃て、君臣の大義を明かにせんとするもの鮮かならず。加之十年(滿洲天)には、滿洲より使を遣して、兄弟の盟を革めて、更に君臣の約を結ばしめんとし、且歲幣を索ることは殊に多くして、黄金一萬兩、五色布十萬疋(五十四疋)、白金一萬兩、白苧布一萬疋、精兵三萬、戰馬三千匹を出さしめんとす。朝鮮は兵船同盟約等の事は謝絶せしも、歲幣は虎皮を黄金に代へ、その他は半額を送ることとして、春信使申得淵を滿洲に遣し、もその黜けられて還るに及び更に金大乾を遣して、歲幣の從ひ難きを陳じ、絶和の意を示さしむ。時に

滿洲の風を兄弟の盟を結ばしめんとす

都元帥金時讓は、義州にあり、上疏して強弱同じからず、その歡心を失ふべからずといひしかば、之を竄逐し、王は親征の爲め、開城に向はんとせしが、金大乾の鴨綠江を渡り、滿洲に入る能はずして還るに及びて、また歲幣を送ることしせり。其後滿洲よりは、恐喝徵索すること甚だ多く、英俄爾岱等は、義州に到りて、牛畜米穀を掠奪せしことありしも、亦斷然たる絶和の決心をなすにも非ず、十四年(崇禎元年丙子)には、僉標羅德憲を春信使とし、同知李廓を回啓使として、瀋陽に遣し、依違の間に彷徨せり。是時滿洲にては、傳國璽を得たるに因て、滿洲蒙古の諸貝勒は、太宗に尊號を稱せんことを勸るの議あり。朝鮮にては、仁烈王后韓氏(仁祖)の喪あるに因つて、戶部承政瑯福塔(鳳夫)承政英俄爾岱(龍舟)を遣して、韓氏の喪を弔せしめ、且滿洲八和碩貝勒、蒙古四十九貝勒の尊號を上りて、上に臣事せんとを請ふの書を致さしむ。是に於て、朝鮮にては、激昂殊に甚しく、掌令洪翼漢及び館學儒生は、上疏してその使を斬り、その書を焚かんと請ふ。仁祖は遂にその使を接見せず、又貝勒の書を納れず、從來の例を變じて弔使を殿上に上らしめず、別に空帷を禁川橋に設けて、祭を行はしめ、その幕後に兵を置て之に備へたり。英俄爾岱等之を見て、形勢の甚だ危険なるを知り、急に民家の馬を奪て遁れ去る。仁祖人をして追て留めしむれども、還り來らず。備邊司は乃ち論文を八

滿洲諸貝勒太宗に尊號を勸めんとす

滿洲の使書を拒絶す

道に下して、滿洲を斥絶するの意を諭す、其文に曰く、

國家猝値丁卯之變、不得已權許稱廢、而十年之間、齟齬無厭、恐喝且甚、此誠我國家前所未有之羞耻、上自聖明、下至臣庶、含垢忍痛、思欲一有所奮、以滌此辱者、豈有極哉、今者此虜益肆猖獗、敢以僭號之說、託以通議、此豈我國臣民所忍聞者、不量強弱存亡之勢、一以大義決斷、却書不受、嚴斥其言、胡差(胡人の差)等要請終不接辭、至於發怒不辭遁去、此都人士女咸共聞觀、雖知兵革之禍、迫在朝夕、而反以爲快、四方若聞朝廷有此正義之舉、則必聞風激發、誓死同仇、遠近貴賤而有間哉、自前遭逢變故、則必先有告諭之文、今以此意下諭諸道、使忠義之士、各效策略、勇敢之人、自願從征、期於共濟艱難、英俄爾岱は中途に於て、その平安道監司に下したる書を奪ひ還る、太宗之を諸貝勒大臣に示す、衆みな朝鮮の決意を知り、師を興して朝鮮を滅滅せんと欲す。時に太宗は、寬溫仁聖皇帝の尊號を受け、國を清と號し、諸貝勒大臣は、三拜九叩頭の禮を行ふ。會、羅德憲、李廓等、瀋陽にありしかば、その式に參列して、禮を行はしめんとせしが、德憲等は、殿梓せられて衣冠盡く破れ、或は顛仆すれども、終に腰を屈せず。されども太宗は、德憲等を赦して之を還し、誓を致して朝鮮の不當を責め、且罪を悔ゆるを知らば、子弟を送りて質とせよ、然らざれば、大軍を擧げ、日を刻して境に臨まんとす。

滿洲太宗皇帝と稱し國を清と號す

とを告げて、その反省を促したり。これ太宗は、飽まで急に師を朝鮮に用ふるの意なきなり。

然るに其書に皇帝と稱せしを以て、朝鮮にては德憲等が僭號の書を受けて還りしを咎めて、之を鼻示せんことを請ふものありしが、遂に德憲を白馬山城(遼州)に廟を劔山山城(平安南道)に竄配せり。是時に當りて、滿洲排斥の氣は甚だ熾なりしかば、士大夫の間、或は彼自らその國に於て、皇帝と稱するも、我に於て關るなし、我國はたゞ丁卯兄弟の盟を守るべし、自己の兵力を量らずして、まづ盟を敗るは、得策に非ずとするものなきに非れども、敢て口を開かざりしが、獨り吏判崔鳴吉は、平和の説を唱へしかば、副校吳理達濟、校理尹集は、上疏してその非を痛論し、鳴吉を斬んと請ふ。形勢此の如くにして、平和の望は、既に絶えたりと雖も、亦戰守の準備をなすにも非ず、唯一時の感情に驅られて、大言壯語、口舌の空論を以て、敵を待つに過ぎざるのみ。

清の太宗は、愈々朝鮮親征の計を決し、禮親王代善、睿親王多爾袞、豫親王多鐸、貝勒岳託、豪格、杜度等を率ゐ、滿洲蒙古漢軍凡十萬を統べて、來侵す。まづ豫親王多鐸に命じて、前鋒瑪福塔をして直ちに京城を搗かしむ、義州府尹林慶業は、白馬山城を築きて之を守りしが、瑪福塔はその備あるを知り、之を顧みずして、星夜急行し、瀋陽を發せしより十

清太宗朝
鮮を侵す

餘日にして、已に京城に達したり。

嬪宮王子
を江華島
に還す

はじめ滿洲軍の進行甚だ急にして、殆ど疾風の來襲のごとくなりしかば、朝廷大に狼狽し、判尹金慶徵を都檢察使とし、副提學李敏求を副とし、江華留守張紳をして、舟師大將を兼ねしめて、江華島を守らしめ、原任大臣尹昉、金尙容をして、廟社の主を奉じ、嬪宮(世子の元孫の世子)二王子、鳳林大君湜(第二)、麟坪大君滄(第三)を護して、江華島に逃れしむ。

仁祖南漢
山城に入

仁祖はその翌日、南門を出て、池華島に向はんとせしに、瑪福塔は數百騎を率ゐて、已に弘濟院に到り、而して一隊の兵を以て、陽川江を遮斷して、江華島の通路を絶ちたり。こゝに於て、仁祖はまた城内に還りしか、上下遑々奈何ともすべからず、吏判崔鳴吉が同中樞李景稷と共に敵陣に赴き、出兵の理由を問ひ、且牛酒を持して、之を犒ひ、故らに時刻を遷延せし間に於て、仁祖は世子滄及び百官を率ゐて、南漢山城(廣州)に入れり。然るに傾議政金瑬等は、暗に乗じて、潜に江華島に入らんことを請ひしかば、明日雞鳴に城を出てしが、雪後坂路氷凍して、馬忽ち躓きたり、王因て馬を下りて、步行せしに、又屢頓仆して進むこと能はざりしかば、遂に再び南漢山城に引還せり。

仁祖乃ち都監大將申景禎、總戎使具宏、御營提調李曙、守禦使李時白、御營大將元斗杓等をして、城中の兵一萬三千餘人を分ちて、城壕を守らしめ、都副元帥及び諸道の監司兵

洛軍南渡
山城を圍む

諸道の援
軍皆敗績す

糧食の缺
乏

役に論じて、勤王の兵を募り、又急を明に告げ、固守して外援を待んとす。然るに瑪福塔等は、既に南漢山城に迫り、太宗は少しく後れて進み、大臣譚泰に命じて京城に入らしむるに、城兵敢て抵抗するものなかりしかば、遂に漢江を渡り、十五年(清崇徳十二年)正月、南漢山城を圍みたり。

この時明は、方に流賊に苦しみ、朝鮮を救ふに暇あらず、僅に登萊の總兵陳弘範をして、舟師を出さしめしめ、風を候ひて敢て發せず。諸道の監司兵使は、率ね躊躇して進まば、その進みて戦ふものは、敗れざるはなく、忠清監司鄭世規は、衿川(京畿道)に戦ひて全軍敗没し、尼城監金弘翼、藍浦縣監李慶徵等皆之に死す。慶尙左兵使許完、右兵使閔楳は、雙嶺(京畿道)に至り、完の軍は戦はずして潰え、楳の軍も亦火を失して潰散し、完及び楳は俱に陣中に歿す。全羅兵使金俊龍は、進て光教山(京畿道)に據りて戦ひ、敵將額駙揚古利を殺し、頗勝捷ありしも、日暮、軍を收るに及びて、全軍一時に潰散せり。其他平安監司洪命壽は、金化(江原道)に戦死し、副元帥申晳瑗は、鐵瓮(平安南道)に生擒せらる。諸道の援軍は、率ね此の如くにして、一も敵軍を攘斥して、南漢山城の圍を解くに足ることなし。然のみならず、倉卒の入城にて糧食其他の準備をなすの暇なかりしかば、羅萬甲を管餉使に拜せしも、倉穀は一月を支ふるに過ぎざれば、次第に給與の額

和好を清
に求む

江華城陥
落す

を減じて、僅に之を維持し、寒氣尤凛烈の時に當りて、王は寢具なく衣を解かずして寢ね、諸將士は外に露處して、膚を裂き指を墮し、その慘狀言ふに忍びざるもあり。而して重圍の中に陥ること四十餘日、復た奈何ともすること能はざるに至れり。

是に於て、仁祖は左議政洪瑞鳳、戸判金蓋國等を遣して、和好を請はしむ。崔鳴吉は國書を草し、且その間に周旋して、務めて和好を成んと欲せしかば、禮判金尙憲、吏參鄭蘊等は、深く之を論駁せしも、大勢は既に和好に傾きたり。たゞ太宗は、王親ら城を出て、軍門に降り、盟を取らし、首謀の臣二三人を縛送すべしといひたるによりて、王は頗猶豫して決せざりき。

是より先、江華島には、熿宮王子の外、羣臣の妻子も、亂を避くるもの頗多く、金慶徵、李敏求、張紳等は、之が防守の責に任じたりしが、太宗は入旗をして、小船八十隻を造らしめ、睿親王多爾沓に命じて之を攻めしむ。時に金慶徵等は、江華は金湯の固にして、敵軍飛び渡ること能はずとして、防備を務めず、たゞ日に沈酗を事とす。是を以て清兵の一たび海を渡るや、水陸の軍皆戦はずして潰走し、慶徵、敏求及び紳等は、小船に乗じて遁れ、府城忽ち陥落し、熿宮王子及び羣臣の妻子俘獲せられしもの二百餘人は、皆南漢山城の陣中に護送せられたり。而して金尙容等は、火を放つて自殺し、婦女子の節に

殉するものも亦鮮からず。この時敵軍は、尤殺戮淫虐を肆にせしが、多くは蒙古兵の所爲なりといふ。江華島の陥落するや、南漢山城の包圍軍は、王子の手書及び尹防等の狀啓を示して、出降を促す。城中之を聞て、大に驚駭し、痛哭せざるものなし。仁祖も宗社已に陥り、事となすべからざるを知り、直ちに出城の議を決す。金尙憲、鄭蘊等は之を憤りて自殺せしも、皆死に至らず。吏議李敬輿は、死守の義を陳せしも、大勢既に定まりたれば、洪瑞鳳、崔鳴吉、金蘊國等は、敵陣に往復して、降服を議せしに、清は國王及び世子は、藍色の服を着し、西門より出て、禮を行ひ、世子、大君及び公卿の子弟を瀋陽に帶去し、江華島俘獲のものを還し、國寶は追て鑄造給與すべきこと等を指示せり。尋て英、俄、爾、岱、瑪、福、塔は、太宗の書を持して來り、更に條件を提出して曰く、明より受けたる誥命冊印を獻納し、其往來を絶ち、その年號を去り、清の正朔を奉ずること、世子、大君及び諸大臣の子弟を質とすること、精が朋を征し、朝鮮の騎歩舟師を徵する時には、期會を誤らざるべきこと、且今兵を回して皮島を征せんとするに就ては、兵船五十隻を發すべきこと、大軍の還るに就ては、輜軍の禮を行ふべきこと、聖節、正朔、冬至及び慶弔等の事は、明に對する舊禮の如くなるべきこと、遁逃を容隠すべからざること、内外諸臣と婚姻を締結して、

降服を請

降服の條

條

和好を固くすること、新舊の城垣は修繕を許さざること、日本の貿易は舊の如きを許すと等の數條にして、歲貢は黄金一百兩、白金一千兩、水牛角弓面二百副、丹木二百斤、環刀二十把、豹皮一百張、鹿皮一百張、茶二千包、水獺皮四百張、青黍皮三百張、胡椒十斤、好腰刀廿六把、好大紙一千卷、好小紙一千五百卷、五爪龍文席四領、各樣花席四十領、白苧布二百疋、各色細紬二千疋、細麻布四百疋、各色細綿布一萬疋、布一千四百疋、米一萬包とせしむ。己卯の年(仁祖十七年)より始むることを許したり。而して首謀者二三人を送るとは、従前よりの問題なれば、今城を出て降服する以上は、別に議するを待たずして、既に決定せられたるものなり。清の朝鮮に對して指定せし條件は、大略右の如くにして、朝鮮に於ては、頗苦痛を感ずることあり、負擔も亦輕からざれども、今日の場合は、徹頭徹尾、唯その命令の儘に、従はざるべからず、是に於て、仁祖は世子と共に藍色の戎服を着し、滿城の士民號哭の聲に送られて、西門より出て、漢江の東岸三田渡に於て、清の太宗が九層の壇を築き、黃幕を張り、黃傘を立て、盛に兵甲旗幟を陳ねし前に進み、北面して三拜九叩頭の禮を地上に行ひ、又進みて階を升る。太宗は南面して壇の上層に坐し、仁祖は西向し、諸王子の上に坐して、蒙古王と相對し、酒を行ひ、禮畢りて、漢江を渡り、初更、京城に還る。而して太宗

仁祖降服の禮を行

京城蕩殘す

斥和の臣を瀋に送る

三田渡の碑を建つ

は世子及び鳳林大君を留めて質となし、江華俘獲のものを還し、盡く諸道の兵を收めて師を瀋陽に還せり。

仁祖は既に京城に還りしも、閭閻蕩殘して、人民既に盡き、死屍路に横はり、雞豚鵝鴨は一も見ることなく、只吠犬の喧々として、人肉に飽て狂走するあるのみ。士大夫及び將士の山城より来るものは皆その父母妻子の生死を知らず、破室中に入り、聲を放て痛哭す。初め清兵の城に入りし時には、府庫を封じ、殺戮をもなさざりしが、蒙古兵の入るに及びて、殘害侵掠、殊に甚しく、一物をも遺さざるに至るといふ、その慘狀想ひ見るべきなり。王は哀痛の教を下し、南漢扈從百官の秩を増し、宰臣侍從の落後せしもの、職を削り、張紳、金慶徵を誅し、斥和首謀の臣吳達濟、尹集は、出城の前に於て、既に敵陣に送りしが、是に至りて、又甌山縣監邊大中に命じて、平壤庶尹洪翼漢を執へて送らしむ、この三人は、實に幾多の斥和諸人の代表者として、奮て虎口に投じ、遂に瀋陽の市に戮せらる、これ丙子の亂の概略なり。

その後、又清の命によりて、大清皇帝功德碑を建つることとなり、大提學李景奭をして、其文を撰せしめしが、瑪福塔は來りてその役を監督し、その文を改撰せしめ、咆哮益甚しく、遂に三田渡の南、清帝駐蹕の所に於て、巍然たる豐碑を立て、朝鮮と清とに於ける

從來の關係を列擧し、清帝功德の洪大なるを頌して、その恩を謝するの意を述べたり。これ實に朝鮮の屈辱を受けたる紀念として、永く後世に垂れたるものなり。是より以來朝鮮は清に對して、再び頭を搔ぐることを能はざりしが、今帝三十二年日清戰爭の後、清の羈絆を脱するに及びて、この碑を毀ちたり。

第四節 朝鮮降服以後の状態

仁祖は既に城下の盟をなし、十分の屈辱を忍びて、清に降服せり。是より後、従前兄弟の交際は變じて、君臣の關係となり、清の正朔を奉じ、清帝の書は、詔といひ、勅といひ、其使は勅使といひ、朝鮮の清帝に上る書には、臣と稱し、新王の立つ時には、王及び王妃も、皆清帝の承認を経て、その冊封誥命を受けざるべからず。凡使を清に遣すと、一年に四行あり、冬至、正朝、聖節、歲幣にして、各表箋方物の規定あり、歲幣の數は、即ち前節に擧げたるが如くにして、其負擔の最重きものなり。その他臨時に謝恩、奏請、進賀、陳慰、進香、告訃、問安等の使を遣すことは、その幾回なるや知るべからず、弱小國の事大の禮を執ることも、亦決して容易の事に非ざるなり。其の後、或は貢米の下劣なるを以て、退けられしことなどありしも、一意恭順、その命を奉ぜしかば、廿三年(清順治)には、三節及び歲幣并せて一行とし、之を冬至使といひ、一年に一度之を送ることとし、その歲幣の數

事大の禮

冬至使

も漸次に之を滅じたり。されども冬至使を遣すことは、連綿として日清戦争以前まで繼續せり。

右の如く朝鮮の清に於けるその力既に敵すること能はず故に已を得ず、屬國の禮を執りて之に事へしと雖も清を以て仇讎とするのみならず、胡虜として之を輕蔑することは、前日に異らざるなり。然るに明は中華文明の邦として尊敬する所、且壬辰救援以來は深くその恩誼に感ぜしものなるにも拘らず、今日の場合、清を助けて明を伐たざるべからざること、なれり。これ最朝鮮の忍ぶ能はざる所にしてこの間に於ける當路者の苦衷は、亦實に憐むべきものあり。

清を助け
明を伐つ

初め清の太宗の軍を朝鮮より班すや、その一部を分ちて、貝子碩託及び明の降將孔有徳、耿仲明等に命じて、龍山に於て船を造らしめ、之に乗じて下り、朝鮮の兵船を徴して、共に皮島を攻めしむ。これ實に降服の時に於て承諾せし條件なれば、仁祖は已を得ず、平安兵使柳琳を首將とし、義州府尹林慶業を副とし、兵船を帥るて、之を助けしむ。是時毛文龍は、已に袁崇煥に殺されしを以て、沈世魁は、都督として島中にありしが、慶業は密に斥候將金礪器を遣して、豫め之を報じ、その難を逃れしむ、是を以て、世魁は加せずして之に死せしも、其他は害を免るゝもの多し。其後清は又兵を徴し、が傾議

獨歩を明
に遣す

政崔鳴吉は甚だ之を不可とし、再び瀋陽に至りて、國內空虚、人民疑懼する等の情狀を陳して、之を拒絶せり。既にして鳴吉は相位を去りしが、十八年(清崇徳五年)清の錦州衛を攻るや、又戰船糧米を徴せらる。仁祖は平安兵使林慶業を舟師上將とし、黃海兵使李浣を副將とし、戰船百廿隻兵六千を以て、貢米一萬包を漕運し、且戰を助けしむ。然るに慶業は、中途に於て、潜に船工に命じて、船三十餘隻を破らしめ、その石城島に至るや、颶風に遇て漂流せしに託し、密に三船を登州に送りて、清の情狀を明に通ず、遼東灣に入り、蓋州衛外に至るに及びて、明の兵船に遇ふ、慶業勢戰はざるを得ず、乃ち矢は鏃を去り、砲は丸を去りたれば、兩軍死傷甚だ少しといふ。此の如く、陽に師を出して、清を助けしも、陰に明に通じて、百方之を沮害せしとは、當時慶業等の用ひし慣手段なり。是より先、朝鮮は南漢出城の後に於て、崔鳴吉は、その已を得ずして、清に降服せしことを明に告げんとし、書に登萊總兵陳洪範に致し、が、その書の果して達せしや否やも審かならざりしかば、更に一信使を遣して、その情事を表白せんとせしが、林慶業は僧獨歩の慷慨にして、辭令を善くし、事を託すべきを以て之を鳴吉に報せしかば、鳴吉は奏文を具して、獨歩を明に遣せり。而して獨歩は、海路より明に往來すること三回にして、明よりも答書を送りて、朝鮮の忠誠を褒賞せり。其の後、宣川府使李桂イは、清に

囚へられて、具に朝鮮の明に書を通ぜしことを告げ、且其關係者として、崔鳴吉及び名流十餘人の名を示したりしかば、清は朝鮮に命じて、鳴吉、慶業等を執へて送らしむ。鳴吉は奮て瀋陽に入りて幽せられしが、慶業は途中より逃亡し、海に浮びて、明に入れり。その後、北京陥り、慶業は清に執へられしも、屈せず、清は遂に檻車を以て、朝鮮に押送せり。蓋慶業が明の爲めに盡すの心は、始終渝らざるなり。

前判書金尙憲は、清に降服せしより以來は、職を罷めて家居し、常に慷慨激昂の議論を唱へしを以て、嚮に瀋陽に幽せられしが、崔鳴吉の至るに及びて、同じく一室に囚へられたり。初め鳴吉は、尙憲が名を好むの心あるを疑ひ、尙憲は、又鳴吉を以て、秦檜なりとして、之を惡みしが、是に至りて、兩人共に一室にあり、死生前に迫るも、確乎としてその心を動さざりしかば、互にその心を信じたりといふ。蓋金尙憲と崔鳴吉とは、硬軟の別ありて、言論行動は同じがらずと雖も、その清を惡み、明を思ふに至りては、決して異ならざるなり、これ實に當時朝鮮人士通有の觀念なり。

清の太宗は、仁祖廿一年（清崇禎八年）に薨じて、世祖位に即きたり。時に明は流賊益猖獗にして、廿二年（清順治七年、明崇禎十七年）李自成は燕京を陥れ、毅宗は煤山に上りて縊死し、總兵吳三桂は、清に降りしかば、睿親王は吳三桂と力を合せ、李自成を破りて、燕京に入り、世祖を

清を惡み明を思ふ

清世祖に定む

仁祖薨じ孝宗立つ

孝宗清を伐んことを計す

瀋陽より迎へ、都を燕京に定めて、大赦を行ひ、廿三年、世子淫、鳳林大君溟及び金尙憲、崔鳴吉等を放逐せり。是を以て、仁祖は麟坪大君を遣して、定鼎を賀し、且前後の恩命を謝したり。

世子淫は、燕京より還りて程なく卒せり、是を昭顯世子とす、而して元孫は幼少にして、その母姜氏は、又罪過の聞えありしを以て、仁祖は領議政金瑬、左議政洪瑞鳳等と議して、第三子鳳林大君溟を立て、世子とす。その後姜氏は、遂に死を賜ひしが、或は冤罪なるべしともいふ。その他前左議政沈器遠は、謀反を以て誅せられ、柳潁は亂を作んことを謀りて殺され、皆未だ大事に及ばざりしも、幾多の紛擾に免れざりしが、仁祖は在位廿七年にして薨じたれば、世子溟嗣ぐ之を孝宗とす。

孝宗は、天資聰明にして、英偉の氣あり、之に加ふるに、國家の否運に遭遇して、青年の時より、質子となりて瀋陽にありしこと、殆ど八年、その間に於て、幾多の辛酸を嘗め、その心身を練磨し、その志氣を激發し、久しく清の爲めに屈辱せられし遺恨は、實に骨髓に徹せり。是を以てその位に即くや、慨然として、その恥を雪がんとするの志あり、首として金尙憲、金集、宋浚吉、宋時烈等を召して、陰に北伐の計書をなし、且宋時烈をして、長陵（仁烈）の誌文を製するに、清の年號を用ふることなからしむ、これ實に清に服従する

ことを欲せざるの意を表明せしものなり。
 是より先仁祖の末年に、東萊府使盧協慶尙監司李曼の狀啓に、倭情叵測の語あるに因
 て、右議政鄭太和は、清に使せし時、城池甲兵を修繕せんことを請へり、これ明に前日降
 服の時、約條の禁ぜし所なれば、清は頗之を疑へり。時に金自點は、領議政として國柄
 を竊弄し、朝政を濁亂せしが、孝宗の初に及びて、大諫金慶餘、執義宋浚吉等は、自點の罪
 を論劾して、之を遠竄せんことを請ひ、遂にその職を免ぜられたり。自點は深く之を
 怨み、譯人李魯長をして、新王の舊臣を退け、山林の士を進用し、兵を擧げて北伐せんと
 欲することを清に告げしめ、且長陵の誌文を送らしむ。是に於て、清は益之を疑ひ、使
 を遣して、その虚實を詰問す、朝野之を聞て、洵々たり。獨り領議政李景奭は、身を以て
 之に當り、自ら義州に往て、その使を迎へ、京城に至るに及びても、百事皆己がなし、所
 なりとして、少しも畏避せず。是を以て、清使は景奭に極刑を加ふべしといひしが、王
 は密に千金を清の譯官に與へて、その意を清使に致さしめ、且親ら使館に到りて、反覆
 救解せしによりて、景奭を白馬山城に安置し、嚴に荏棘を加ふること、として、その局を
 收めたり。而して金自點は、遂に光陽(全羅道)に竄せられしが、その後逆を謀りて誅せら
 る。

金自點清に密告す

李魯長を

宋時烈李浚吉信任す

北伐の準備

孝宗北伐の計畫は、是に於て少しく頓挫せしが如くなりしも、その物々たる英氣は、容
 易に初志を變ずるものに非ず。且宋時烈、宋浚吉等は、方に事を用ひて亦北伐を勧め
 しかば、孝宗は益意を之に注ぎ、訓練大將具仁屋の年老て事に堪へざるを以て、李浚を
 擧げて之に代らしむ。蓋その股肱心膂となす所のもの、文臣に於ては宋時烈、武官に
 於ては李浚にして、時烈には貂裘を賜ひ、浚には金銀を以て飾りし御甲冑、及び白羽箭
 角弓等を賜ひて、之を寵異せり。且屢大閱を行ひ、陣法を試み、戎服衣袖の太だ長淵に
 して便ならざるを以て、大明會典の制に倣ひて、之を狭小にし、鞠躬祗迎の軍禮に適せ
 ざるを以て、改めて拱手長跪となし、訓練院の武騎砲兵の額を加へ、禁軍の數を増じ、僧
 徒には米三石を納れしめ、上は公卿より下は庶孽の役なきものに至るまでには、皆布
 一匹を出さしめて、養兵の資となし、又内厩に良馬を養ひ、名づけて伐大聰といふ、その
 大國を伐つの用に供せんが爲めなり。かくの如く、その計畫は、着々歩を進めしかば、
 世人も皆その旨意のある所を知り、鄭好謙の如きは、庄土を賣りて、潜に戰馬を購ひ、戎
 服を具へ、その子にも亦鳥銃を習はしめて、從軍の準備をなし、其他兵丁軍卒に至るま
 で、出征の覺悟を定めしものも、尠からざりき。
 孝宗は久しく清に拘留せられて、深くその内情を知り、畏怖すべきものは、漸く凋落せ

孝宗薨す

清を助け
て羅禪を
征す

しを見て、この計畫をなし、と雖も、固より衆寡敵せず、妄に長驅深入すべからざるを以て、兵を養ひ、財を畜へ、十分の準備をなして、敵國の釁を待んとするにあり。されども朝鮮は、壬辰以來數十年疲弊の後を承けて、國力の充實は、急遽に期すべからざるのみならず、清に於ては、世祖は幼弱を以て位に即きしと雖も、睿親王之を輔佐し、八旗兵は之が驅使に任じて、次第に各地を平定し、國運は隆々として日の昇るが如く、今や支那統一の業を成さんとするの時なれば、朝鮮の微力を以て、之に乗ずべきの機會に遭遇することは、容易に望むべきに非ず。是を以て、孝宗も在昔歲月を經過せしが、不幸にして、在位僅に十年にして、病に罹りて薨せしは、試に痛むべきなり。

清に對して復讐をなさんとせしことは右の如くなりしも、表面上に於て、使節の往來は、舊時に異ならずして、事大の禮は決して怠ることなかりき。是を以て、五年(清順治四年)には、虞候邊炭をして、兵五十人を率ひ、清の明安達哩に從つて、羅禪を黑龍江邊に征せしめ、九年(清順治十五年)にも、亦北虞候申瀏をして、兵二百六十人を率ひ、清の沙爾瑚達に從つて、松花江口に於て羅禪と戰へり。羅禪は、即ち露西亞にして、十數年前より、黑龍江地方に出沒せしが、前後兩役、共に之を敗り、露將ステパノフは戰死して、一軍殆ど殲滅し、是より後、黑龍江邊は、一時露人の跡を絶つに至れりといふ。

顯宗立つ

羅碩佐の
上疏

大報壇

この役は、朝鮮人の烏銃に巧なりといへるより、清の徵發によりて、已を得ず兵を出し、ものなれども、孝宗に於ては、亦幾分か敵情偵察の資となりしことあるべし。

孝宗薨じて、子淵チ立つ、是を顯宗とす。顯宗は、孝宗の拘留中に於て、瀋陽の旅館に生れ、屈辱の間、人となりしも、天性仁恕温厚にして、英偉の氣に乏しく、その父の遺謀を繼紹發揚するの器に非るなり。されば、吳三桂が清に背きて、兵を雲南に起し、中原騷擾せし時に當りて、士人羅碩佐は、萬言疏を上りて、孝廟薪膽の志を追ひ、義旅を驅り、三桂に合して、壬辰の恩に報い、丙子の耻を雪がんことを請ひたれども、答へざりき。もし孝宗をして、此時にあらしめば、幾分の運動をなし、やも知るべからず。顯宗の子肅宗、即位の初にも、承旨尹鑄は、北伐の議を唱へて、人心一時動搖せしが、領議政許積は、王者の師は萬全に出づべし、今日微弱の兵力を以て、妄に大事を興すは危険なりとて、之に反對せしかば、その言終に行はれずして、止みたり。その後、三十年甲申(清順治四年)は、明の社稷滅亡(崇禎十)より六十一一年目に當るを以て、大報壇を宮殿後苑の西に設け、太牢を以て、神宗を祀りて、壬辰再造の恩に報じ、王親ら詩を作りて曰く、大報壇成肇祀親、時維蠶月、屬和春、衣冠濟々、班行造、鐘管鏘々、禮數陳、昔被隆恩、銘在肺、今瞻神座、淚沾巾、追惟豈但、徹誠寓、切願寧、陵雅志、遠と、寧陵は、即ち孝宗なり。又嘗て明の成化中、賜はりし印

北伐の略
消滅す

紀年の書
法

跡を模刻して、後世子孫位を嗣ぐ時の寶となし、清の寶を用ひざらしむるが如き、明を慕ひ清を惡むの精神は依然として存在せり。且、王の時には、饑饉早魃重ぬ至り、國內頗困弊せしを以て、清よりは米數萬石を送りて振濟せられしとありしも、其米は陳腐にして、殆ど食ふに堪へず、之を食へば病を發し、數月の内にして、癘疫大に行れ、八路命を隕す者數十萬に至り、毫も其恩惠に感ずるとあらざりしが、朝廷には、朋黨の軋轢、日に甚しくして、紛々擾々、その他を顧みるの暇あらざる狀況なれば、北伐の議は、自然に消滅せり。されば三十八年(清康熙五十年)清よりは烏喇總管穆克登をして豆滿江地方の疆界を審査せしめ、朝鮮よりは軍官李義復、趙台相等を遣し、俱に白頭山に登り、分水嶺に於て、石を刻し、土を築き、柵を樹て、疆界を確定せしことあり、又定例の外にも、使節の往來ありて、常に平和の交際を保ちしが、其後にも英祖は大報壇に、明の太祖及び毅宗を附祭して、王親ら盛にその禮を行ひ、正祖は尊周彙編を纂輯せしめて、尊攘の意を明にしたるが如き、その精神に於ては、決して舊時に異らざるを見るべし。

されば清の正朔を奉ずることは、降服の第一條件なれども、それは唯表面の儀式のみにて、國內にては、或は明の崇禎の年號を用ひて、崇禎紀元後四巳未(崇禎紀元より後四年)など、書し、或は上之四年庚子、又は當寧(現世の君)五年戊辰など、書するが如き新例を

開きて清の年號を用ふるを避けしことは、近時の獨立以前に至るまで變ることなかりき。是を以て清に降服せし以後に刊行せし書籍を緝く時は、その紀年は、大抵前記の如き書法を用ひて、清の年號を記せざれば、之を年表に對照するに非ざれば、その何れの時代なるか、一見甚だ明瞭ならざるもの多し、これ誠に不便なることなれども、朝鮮人がこの不便を忍びつゝ、なほ二百餘年間、之を變ぜざりしものは、亦その意のある所を察すべきなり。

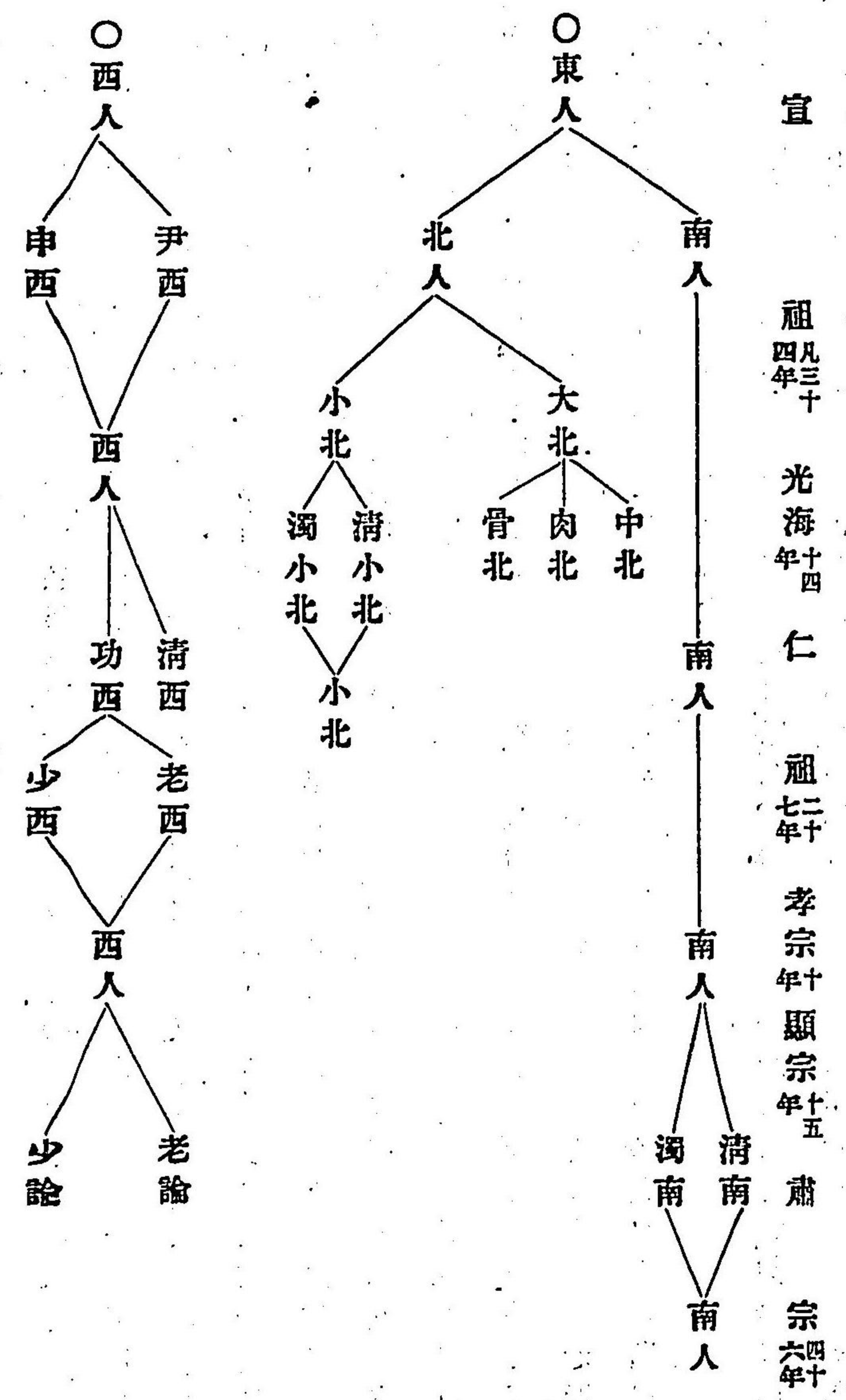
第九章 黨派の軋轢

第二節 東西南北の紛争

黨派の名目を分ちて互に相争ふことは、宣祖の時より初りて、それより以來は、内政外交上に於て、隱密の間種々の關係あり、併せて之を述べざれば、當時の狀況を悉さざるを以て、宣祖より光海仁祖の時に至るまでの事は、概略前數章に於て、既に之を附載せり。されども黨争の尤激烈にして、害毒の及ぶ所尤廣博なるは、なほ是より以後にあり。顯宗、肅宗以後に至りては、黨派の紛争は、實に世局の全面を包蓋するの有様にて、如何なる問題も、この範圍の外に出ること能はざるなり。

顯宗肅宗以後黨争甚だ盛なり

蓋當時の所謂黨派なるものは、固より確乎たる主義綱領のあるにも非ず、唯種々の行懸り上に於て、東西南北、夫々分属せられたるものにて、兄弟師生の間に於ても、その黨派を異にすることあり。その問題として、兩黨互に鎬を削りて相争ひ、志成れば、君寵を貪り、權勢を擅にし、事敗るれば、竄逐誅戮之に随ふものは、多くは喪服の制の如き王妃の冊立の如き、瑣々たる禮儀上の議論にして、當時にありては、至大至要のこととなし、と雖も、眞に國家の安危、民生の休戚に關するものは、甚だ稀なり。要するに政權争奪は最後の目的なれば、その問題の如何は、固より問ふ所に非るなり、たゞその問題を借りて他の黨與を排擠し、己の目的を達することを得ば、それにて満足するものなり。されども一の黨派が勢力を得たる時に於て、他の黨派の末輩の之に附隨するものゝ出るは、免れざることなれども、大體より之を見れば、その黨派を護るの心は頗堅くして、鄭汝立が初め李珥に事へて西人となり、李珥の卒するに及びて、更に東人に歸せしが如き、南以恭が初めは北人にして、小北、清小北となり、後に西人に入りて老西となりしが如き、全く東西二大派の區別を紊りしものは、甚だ多からざるが如し。今、宣祖以來の事に就ては、再び之を絮説せざるも、顯宗以後紛争の状態を述べんとするに先だちて、一應その以前より變遷し來りし分裂の系統を示せば、大略左の如し。



近世朝鮮史 第九章 黨派の軋駭 第一節 東西南北の紛争

宣祖の時黨派分裂の初は、東人と西人との二大派に過ぎざりしも、その紛争日久しきに及びては、枝より枝を生じて、名目愈多岐となれり。その初は、東人西人互に進退をなししが、宣祖十七年、李珥の卒せしより、東人は永く權勢を占しかば、分れて南人、北人となり、北人より又分れて大北、小北となり、大北、小北より又分れて數派となりしも、光海の末に至るまで、凡四十年間は、概して東人勢力の時代なり。さればこの間に於ては、時に西人の用ひられしことありと雖も、忽ち黜斥せられしが、光海の亂政に乗じて、西人は仁祖を奉じて、反正の功をなしたるを以て、再び勢力を挽回して、朝廷に立ちたれども、南人、小北をも、全く屏斥せしには非ず。されども西人勢力の時代なれば、その初は分れて清西、功西となり、次て老西、少西となれり。清西とは反正に與らざるものをいひ、功西とは、反正の功をなしたるものをいふ。而して功西より分れし老西、少西は、即ち老年派と少年派とに於ける意見衝突なり、これ實に古今の免れざる所にして、他日の老論、少論も、亦この理に外ならざるなり。

孝宗は、専ら宋時烈、宋浚吉等に任じたれば、西人の勢力を得たることは、勿論にして、南人の持平許穆が、兵を用ふることを諫めしが如きは、固より採用せらるべくもあらざるなり。其後孝宗の薨ぜし時、慈懿大妃（孝宗の兄昭顯の配、姜氏）の喪服の制を議するに當りて、

その五禮儀に載せざるを以て、大臣儒臣をして議せしめしに、領議政鄭本和、左議政沈之源、領敦寧李景奭等は、昔年の服をなすべしとす、吏判宋時烈、右參贊宋浚吉等も、皆之を然りとして、施行することゝなれり。是時に於ては、未だ黨派の關係あらざりしが、進善尹鶴が三年を服すべきの説を唱へしより、掌令許穆は、又上疏して、三年説を主張し、宋時烈、宋浚吉等は、之に反對せり。是に於て、初は黨派と何等の關係なき服制論が、直ちに西人と南人との紛争問題となりて、前參議尹善道は、上疏して許穆の説を贊成して、違竄せられ、右尹權憲は、善道を伸救し、是より以來數年間、服制の議論、紛然として已まざりき。

要するに、その議論の岐るゝ所以は、孝宗は、その兄昭顯世子湮の薨せしに因て、第二子を以て統を承けたるものなれば、昭顯世子の配姜氏、即ち慈懿大妃の孝宗に對する關係は、輕きに從ふべしとするものは、昔年説の根據なり。長子に非ずと雖も、適妻の生める所にして、第二の長子なれば、眞の長子に異ならずとするものは、三年説の根據なり。根本の見解に於て、既に同じからざる所あり、故に是より後、幾回となく、同一問題に遭遇すること、その議論は、終に決定に至らざるなり。且、尹鶴は嘗て理氣の説を著して、退溪、栗谷を斥け、又朱子の經注を斥けて、中庸章句を改定せしかば、宋時烈は斯

服制論の
由

尹鶴の異
説

李景爽と
宋時烈との
乖離

文の亂賊なりとして力を極めて之を排せしが如きも亦感情の益乖離せし所以なるべし。

其後、顯宗の温陽(南道)の温泉に幸せし時、領府事李景爽、箭を上る、その中に平昔朝端納履之色相繼、今日帳殿未開有、舜問之奇、蓋有之而未之聞耶、君父有疾、遠臨草次、如非有事故、老病遠在者、其在分義不當如此の言あり。判府事宋時烈之を聞て、己を指して殺せしものなりとして、待罪の疏を上る、李景爽も亦箭を上りて罪を待つ、是より兩人の間頗相乖離せり。

此の如くにして、南人と西人とは、軋轢漸く盛なりしが、十五年、仁宣大妃(李宗の妃、昭氏)の薨ぜし時、慈懿大妃の服制を定むるに當りて、初め禮曹は、昔年なるべきことを啓せしが、忽ち之を改めて大功九月とせり。その後、大丘儒生都慎徹は、上疏して之を難せしかば、顯宗は、大臣備局諸臣を召して、その可否を議せしむ。領議政金壽興、判樞金壽恒、吏判洪處亮、兵判金萬基、戸判閔維重等、皆大功の制を是とす、王甚だ之を喜ばず、遂に當時の禮官を拿鞠し、金壽興を春川(江原道)に竄し、金壽恒以下、皆命を待つ、大諫南二星之を論救して、亦竄せらる。而して大功九月の説は、宋時烈に本づきたるを以て、時烈は水原(京畿道)に出でて、罪を待つ。既にして南人許穆は、領議政となり、是と同時に、西人金壽恒も

慈懿大妃
服制の
大紀
また興る

顯宗薨つ
西人立つ

宋時烈金
壽恒竄せ
らる

南人大に
用ひらる

また左議政となれりと雖も、南人は將に西人に代らんとするの端を開きたり。

顯宗薨じて子焯立つ、是を肅宗とす、時に宋時烈は、なほ外にありしが、肅宗命じて先王の詰文を撰進せしめんとす、晉州幼學郭世禔は、上疏して附邪論之、金壽興、猶被竄配、倡邪論之、宋時烈、獨漏憲章といひて、詰文を撰するに適せざることを極論せり。是より宋時烈に對する攻撃は、益甚しくして、時烈は官爵を削奪せられ、遂に長鬢(慶尙北道)に竄せられ、金壽恒は城外に出て、命を待ち、遂に靈巖(全羅南道)に竄せらる。大司憲尹鐸等は、又啓を上りて、時烈等數十年秉執朝權、有甚於洪水猛獸之害といひて、時烈の黨李惟泰、李翊等を遠竄し、而して權大運、許穆は、左右議政となりて、南人大に志を得たり。

西人既に斥けられて、南人之に代りたれば、その争は又南人の中に起りて、正言李壽慶は、今の領左相(許穆、權大運)はその人に非ることを啓せしかば、工判洪宇遠及び同憲府は、その職を罷めんことを請ひ、李瑞雨は又壽慶の直言なることを極論せり。而して右議政許穆は、壽慶、瑞雨は皆己が推薦せしものなるを以て、之を保護せしかば、王は壽慶を叙用せりと雖も、許穆は遂に劄を上りて、骸骨を乞ひしが、之を留むるもの多かりしかば、王は許穆の請を許さざりき。又顯宗の喪に於ける慈懿大妃の服制に就て、大司憲尹鐸は、斬衰三年を唱へて、許穆は之を賛し、許穆、權大運は之を非として、齊衰、昔年を主

南人分れて清南濁南となる

南人と西人との争

張せり。南人の中に於て、かく議論の分れしより、或は許穆尹鶴等を目して清南とし、許積等を目して濁南とす。清南とは論議の峻激なるものをいひ、濁南とは持説の温和なるものをいふ。その後、吏議柳命天(南)が、持平李沃(南)の嘗て宋時烈に諂事せしを論劾して、之を遠竄せしより、清南濁南は、角立して益争へり。是時に當りて、南人と西人との間に於ても、亦紛擾あり、肅宗五年、諸道の僧軍を發して、墩臺を江華島に築かしめ、前水使李禎(南)はその役を掌りしが、書を李禎に投じて、昭顯世子の孫を立て、宗統の序を失へるを正さんとするものあり。是に於て、李禎は鞠問せられて死し、王孫焜(西)、煨(西)の二人は、濟州に竄せらる。是よりして、宗統の序を失へるとは、宋時烈の言なりとして、清南濁南の徒、みな宋時烈を殺さんと請ふこと甚だ切なりしも、王は允さざりき。左尹南九萬(西)は、又疏を上りて、許積の子許堅が清風府院君金佑明の妾(王后の庶母)を毆打せしこと、又許堅が人の妻を掠めしこと、大司憲尹鶴が禁令を犯し、松樹を伐採して、家屋を造りしこと等を告げたり。是を以て、南九萬は誣罔の言をなしたりとて、遠竄せられたれども、西人は、動もすれば、南人の隙に乗ぜんとするの勢あり。時許穆は、已に右相を辭して、田里に歸りしが、江華島の變あるに因て、召されて京城

清南撥斥せらる

許積職を辭す

に至り、變定まりて歸らんとするに臨み、上疏して、許積が上意を迎合し、貴戚に締結し、私を行ひ、民を害するの罪を論ぜしかば、許積は劄を上りて、罪を請ひ、出て忠州に至り、許穆も亦待罪の疏を上りて、漣川(京畿)に向ふ。肅宗は許穆の元老なるを以て、罪を加へざりしも、右議政閔熙の言によりて、權大載、權階、李沃、李鳳徽等が許穆と往來し、峻激の論を唱ふるを以て、之を遠竄し、禮判閔黼を忠州に遣して、許積を召還せしかば、幼學李后平は、又上疏して、許穆を救ひ、許積を斥けて、亦遠竄せられ、清南と濁南との争に於て、清南は、大に撥斥せられたり。その後、許積はその祖父の爲めに、諡を迎ふるの宴を開き、遍く朝紳を招請す。是日、適大雨なりしかば、王は之を慮り、侍臣に命じて、内儲の油幄を賜はらんとせしに、侍臣は許積が既に持ち去りしことを告げしかば、王は驚き且怒り、小官をして、其情状を探らしめしに、一時の權宰畢く集り、訓練大將柳赫然、福善君(大)等皆在り、而して、西人の宴に與るものは、數人のみにして、金萬基はその請の切なるによりて、溝濬に始て至る。是に於て、王はその黨與の甚だ熾なるを聞き、意を決して、之を除かんとし、直ちに金萬基、柳赫然、申汝哲を宴席より召して、柳赫然の職を罷め、金萬基を訓練大將とし、申汝哲を總戎使とす。許積は、乃ち柳命天の勸によりて、王に謁して、言ふことあらん

南人斥け
之に代る人

として、闕下に到れば、諸將皆符を易へ、形勢一變せしを以て、倉皇として退き歸り、曉に漢江の上に出て、遂にその職を辭せり。是より南人は漸く擧斥せられて、吏判李元禎、參判柳命天、參議陸昌明、大憲閔黯等は、その職を罷められ、右贊成尹鐫、前副學閔宗道、副護軍吳挺緯、及び許堅、諸福は盡く遠竄せられ、西人は次第に勢力を挽回して、嚮に罪を被りし金壽恒は放釋せられ、尋て領政議に拜せられ、李尙眞、南九萬、李仁夏等も皆僉用せられたり。

是より先、麟坪大君(仁祖第子)の子福昌君楨、福善君栴、福平君楹は、常に禁中に出入し、漸く驕淫となり、宮女を奸するに坐して竄配せられ、幾くもなくして釋されしに、福善君は、密に許積の庶子許堅と交通して、不軌を圖り、種々計畫することありしかば、兵判金錫胄は、その機を知りて、之を審察せしが、適、油糧問題によりて、許積は王の怒に觸れしより、南人は勢力を失ふこととなりたれば、許堅等の謀に與りし鄭元老、姜萬鐵は、金錫胄に因て變を上りしかば、その事盡く暴露せり。是に於て、肅宗はまづ許堅及び福善君等を誅し、福昌君及び許積、尹鏞等に死を賜ひ、その他の清南、湖南の徒も、或は遠竄し、或はその職を罷め、金錫胄、鄭元老等五人を録して、保社功臣とす。その後又李元成の變を上るに因て、鄭元老、柳赫然等を殺し、更に金益勳、李元成等を保社功臣の中に追録し

申時の大
申庚

閔鼎重、李尙眞を左右議政とし、西人は大に採用せられたり、是を庚申(肅宗六年)の大黜陟とす。

右の如く、顯宗の頃よりして、南人は西人と軋轢し、禮論を利用して、首尾よく西人を放逐し、肅宗の初より、全く南人勢力の時代となりしが、清南、湖南の分裂は、その勢力を滅殺せしのみならず、その驕恣の甚だ長ぜしより、遂に敗滅の禍を招き、僅々五六年の間にして、またその勢力を西人に讓るに至れり。

第二節 老論少論の分裂及び南人との軋轢

宋時烈朝
に入る

庚申の大黜陟ありしより、西人は南人に代りて、政權を掌握せしかば、その擧斥せられしものも、次第に任用せられたり。而して宋時烈は、嚮に長鬢より巨濟に移されしが、是に至りて放還せられ、召を承けて朝に入り、名望一世を傾け、人皆稱するに大老を以てせり。されどもその論議多く衆心に厭かず、年少の輩、漸く搆貳するものあり、是を以て、西人の中に於て、更に老論少論の分裂を見るに至れり。

初め尹拯は、宋時烈の門に遊びしが、その父尹宣舉が卒せしに因て、その撰せし父の年譜を以て、墓文を宋時烈に請へり。尹宣舉は、嚮に尹鐫が朱子を駁難せし時に於て、その説を賛成して、時烈に反對せしものなれば、年譜にも深く鐫が學を推尊せり。時烈

尹拯其父
の墓文を
宋時烈に
求む

之を見て大に駭き、墓文を作らざらんとせしが、之を朴世采に謀りしに、世采は務めて之を調停せしに因て、時烈はその墓文を撰せしも、贊揚の語は専ら之を世采に托せり。是を以て、尹拯は其父を疎外せしものなりとて、心甚だ平ならず、屢書を時烈に送り、且長鬻の講所に訪問して、之を改めんことを請ひ、數回往復の後、時烈は之を許し、も他の字句を改めたるのみなれば、尹拯は其意に滿たずして、頗不快の感情を抱きたり。』

肅宗は、又科場に於て、書を投じて變を告げしものありしを以て、右議政金錫胄に命じて、之を密察せしめしかば、錫胄は前兵使金煥を脅して、許璽、許瑛に叛逆を勧めしめ、又煥をして柳命堅の戚族全翊戴と交結して、命堅の動靜を探らしむ。然るに錫胄は已を得ざるの事を以て、燕京に往くことゝなりしかば、金煥の事件を舉て、御營大將金益勳に付託せり。時に金煥の形迹疑ふべきものありしかば、物議稍起る、益勳急に煥をして變を告げしむ。煥乃ち翊戴を脅して、與に柳命堅の變を告げんとせしも、翊戴從はず、因て益勳に告げて、翊戴を囚禁せしめ、煥は直ちに許璽、許瑛の變を告げ、璽、瑛はその罪に服して誅せられ、煥は功臣となる。翊戴之を見て、己も亦恩賞に與らんとして、柳命堅の變を告げしも、命堅を拿問するに、一も證據なし、是を以て、翊戴は遂に殺されたり。それ金煥の事件は、金益勳が金錫胄の意を受けて爲さしめたるものなれども、

金益勳益勳を告げしむ

宋時烈金益勳を救ふ

脅誘誣告陰險の尤甚しき事なるのみならず、益勳等が嚮に保社の勳に追録せられしは、頗人心に滿たざりしかば、是に至りて、持平朴泰維、俞得一、大司趙持謙、校理秦東等、相繼て上疏して、益勳を削黜遠竄せんことを請ひしかば、宋時烈は、益勳がその師金長生(諡)の孫なるを以て、節を上りて之を伸救せり。是に於て、少年の輩、大に憤り、趙持謙、韓泰、東等、始めて角立の勢をなし、修撰金萬採は、疏を上りて、其父益勳の冤を訟へ、持謙、秦東等は、又之を辯じ、金益勳の一身は、實に當時議論の燒點となれり。

かく議論の紛擾なる時に當りて、領府事宋時烈は、上疏して、孝宗の廟を尊びて、世室となさんことを請ひ、又疏を上りて、太祖に諡號を加へ、昭義正倫の四字を追上して、威化島回軍の意を表せんことを請ひしかば、吏曹參議朴世采、首として之に反對し、回軍の事は、大義を假借して、王業を成し、ものなれば、今日臣子敢て指斥せずと雖も、亦必ずしも表章するに及ばずとす。世采は、初め時烈と共に召されて朝に入りしものにて、時烈は、世采を以て己が後援とし、世采も亦時烈に對して、弟子の禮を執ること甚だ恭しかりしが、世采が王に白して、尹拯を招くに及びて、拯は果川(諡)に至り、辭して京城に入らず、世采往て之を訪ひしに、拯は時烈に従はば、大禍の將に至らんとすることをいひたり。世采是より其志を變じて、諡號の議に於て、反對の意見を述べて、坡山に還

宋時烈大祖に諡號を請ふ

尹拯宋時
烈に反對す

宋時烈
に歸る

老論と少
論の分裂

れり。尹拯は墓文の事よりして、豫て時烈に快からざりしが、時烈の巨濟より還るや、金錫胄の事を聞かば、必ず之と異を立るなるべしと思ひしに、時烈は却て錫胄が衛社の功を稱せしと聞き大に驚き、もし時烈に従はば、坑塹の中に陥らんことを恐れて、反對せんとせしも、その聲援を得ざるが爲めに躊躇せしが、果川に於て、朴世采に面會して、その意を述べ、世采の同意を得るに及びて、直ちに退き歸り、その嘗て作りし時烈に與ふるに擬せし書を發表し、朱子の陳龍川を駁せし王翊并用、義利雙行の語を引て、時烈を譏り、斷然反對の旗幟を翻せり。

宋時烈は、嚮に召を承けて朝に入りしと雖も、所謂國家の元老にして、固より要路に當るものに非ざれば、初は領府事となり、尋て致仕して奉朝賀(三品以上の奉朝賀と稱す)となりしが、形勢此の如くにして、時論益潰裂し、到底融和を謀るの道なきに至りたれば、上疏して、京城を出て、高陽(京畿道)より金剛山に入り、轉じて華陽洞(忠清北道清州にあり)に歸れり。かく種々の事情は綜合し、西人は愈分裂して、宋時烈を宗とするものを老論とし、尹拯、朴世采等を宗とするものを少論とし、是より以後、この兩派の軋轢は、百數十餘年に亘りて、無數の弊害を醸成せり。

西人既に要地に居て、南人は常にその隙を伺ひしが、肅宗は宮掖の内、甚だ整齊ならず。

王子誕生

王子を元
子に封す

昭儀張氏は、寵後宮を傾け、東平君杭(仁祖の子塔)は、眷遇分に過ぎ、出入頻數なり、加之、右議政趙師錫は、張氏の母家と親密なるよりして、その位地を得たりとの説もありて、宮掖の事を論じて、その怒に觸れしものも、往々ありしかば、吏判朴世采、領議政南九萬、左議政呂聖齊等は、之を諫めしに、肅宗の怒は愈甚しく、世采は城を出て、罪を待ち、九萬聖齊は、皆遠竄せられたれども、金壽興は代りて領議政となり、其權はなほ西人にありき。十四年十月、張氏は王子昀(ウン)を生みしかば、明年正月、肅宗は王子の名號を定めんとし、諸大臣を引見して、之を諮詢せしが、吏判南龍翼、戸判柳尙運、兵判尹趾完、大諫崔奎瑞、領相金壽興等、尙早しとして、皆之を諫めたり。この時、肅宗は資算正に廿九歳、王妃閔氏は廿三歳なれば、南龍翼等の言ふ所、誠に當れりといふべし。されどもこの諮詢は、名は諮詢なれども、その實は命令にして、もし遲回觀望して、敢て異議をなすものあらば、官を納れて退去すべしといへる恐喝的方法を用ひたるものにて、素より可否の意見を聽て、事を決せんとするの意に非ざれば、肅宗はその諫を納れずして、直ちに之を元子に封じ、且昭儀張氏を進めて禧嬪とせり。

其後宋時烈は、又疏を上りて、元子に封せしことを論ぜしが、肅宗はその名號已に定まりし後に於て、なほ不滿の意あるを怒りしかば、南人は好機乘ずべしとなして、右副承

南人夫に
用びらる

金壽恒を殺
す時烈を殺

肅宗王妃
閔氏を廢
せんとす

旨李玄紀、校理南致薰、同副承旨尹彬等は益之を扇揚し、宋時烈は遂に官爵を削奪して濟州に竄せられ、金壽興はその職を罷められ、權大運は領議政となり、陸來善、金德遠は左右議政となれり。是より南人は大に用ひられ、金壽恒、吳道一、洪致祥、李師命、李翊、金益勳、李順命、金萬重、南龍翼、閔鼎重等は、或は削黜せられ、或は遠竄せられしが、吏判沈粹、禮判閔黯等二十餘人は、上疏して宋時烈、金壽恒を殺さんことを請ひ、金壽恒は死を珍島の講所に賜はりしも、宋時烈を殺すことは允されざりしが、その罪惡を列擧して、之を請ふこと已まざりしを以て、時烈は遂に拿致せられて、井邑(全羅北道)に到りて死を賜り、而して金錫胄、金萬重、金益勳等は、皆保社の勳を削られたり。是に於て、西人はその領袖を喪ひ、庚申以來十年間の勢力を失墜せり。これ實に南人が肅宗の私情に投合して、その讒構を逞くし、遂に西人を傾けたるものなり。

肅宗は又張氏を寵じ、元子を封ぜしより、王妃閔氏が不滿の意ありとて、之を廢せんとせしが、南人は元來元子を封ずることに就て、西人の放逐せられし後を承けたるものなれども、肅宗が一時愛憎の私情よりして、無罪の王妃を廢せんとするは、流石に忍びざるることなれば、權大運、陸來善、金德遠以下二十餘人は、之を争ひしが、刑判李宇鼎、獻納李萬元、校理姜統、應教李湜等は、皆竄黜せられたり。

吳斗寅等
廢妃を諫

閔氏を廢
し張氏を
正妃とす

四人廢妃
を復せんとす

この時、西人は散地にありしが、廢妃の擧あらんとするを聞き、前判書吳斗寅、前參判李世華、前應教朴泰輔等八十餘人、上疏して之を諫む。肅宗は大に怒り、出でて仁政門に御して、斗寅、世華、泰輔等數人を召して親鞠せしに、その疏を草せしものは泰輔なりしが、鞠問を受けるに及びて、泰輔は悲憤慷慨益その不可を陳ぜしかば、肅宗は愈怒りて、壓膝煨烙の酷刑を施せり。且その鞠問は、怒に乗じて倦むことを知らず、二更より初めに平明に至るまで、徹夜に之を行ひ、明日更に鞠問せんせとしが、權大運の請に因て、纒に死を減じて、遠竄せしむ。斗寅、泰輔は、皆道に死せり。權大運、陸來善等は、初め廢妃の事に就て争ひしも、吳斗寅等の親鞠せられんとするに及びては、王の意を迎合し、その上疏を目して無狀なりとし、必ず廢妃の擧を停めんとする意氣もあらざりしかば、肅宗は遂にその我意を貫徹し、閔氏を廢して庶人となし、飲食供給をも絶ち、而して禮嬪張氏を陞せて正妃とせり。

是より後、五六年は、南人専ら國政を掌りしが、肅宗が王妃を廢せしは、一時憤怒の情に驅られて、爲したることなれば、歲月を経るに従ひて、次第に悔悟の念を生じ、之を助成せし南人に對して、不快の感情を抱きたる時に當りて、西人韓重燦、金春澤等、密に世局を變ぜんことを圖り、西人をして貧富に隨ひて、銀を出さしめ、廢妃閔氏を復せんとす。

廢妃閔氏
を復す

その初は老論の主張せしものなれども、少論も亦往々之を賛成せしかば、その事漸く傳播せり。是を以て右議政閔黯は、大獄を起し、盡く反對の徒を除かんと欲せしかば、肅宗は斷然閔黯を絶島に竄し、訓練大將李義徵の兵符を奪て、申汝哲を以て之に代へ、尹趾完を御將とし、南九萬を領議政とし、柳尙運を吏判とし、徐文重を兵判とし、その他多くの西人を任用し、廢妃閔氏を別宮に移し、尋て王妃の位を復して、宮中に入らしめ、張氏が王妃の璽綬を收めて、廢妃の舊爵を賜へり。是に於て、兩司は南人の符て要路に居りしものを彈劾して、己巳廢妃之際、身爲大臣、袖手傍觀、職在三司(司經府、司諫、阿意)順旨、半日庭請、暫時伏閣、終歸於應、文塞責、汲々奉行、如恐不及、といへるによりて、王は權大運、睦來善、金德遠、陸昌明、李元齡等を竄逐し、閔黯、李義徵を殺し、又宋時烈、金壽恒、金益勳等の官爵を復し、吳斗寅、朴泰輔の職に贈り、盡く南人の政を改めたり。

續禧張氏の弟張希載は、嚮に書を張氏に通じ、その言廢妃閔氏に涉りしことあるを以て、是に至りて、鞠問せられ、時論皆之を殺さんとせしが、南九萬、尹趾完は之を誅せば、と張氏に連り、張氏危ければ、世子安からずといひて、之を濟州に竄せり。其後希載の奴葉同は、巫蠱の事をなせり、南九萬、柳尙運は亦窮治することを欲せず、たゞ之を遠配せしが、羣議之を攻ること甚しく、九萬は城を出て、罪を待ち、葉同等は誅せられた

南人の政
を改む

張氏を殺
す

り。然るに二十七年、王妃閔氏の薨するに及びて、張氏が宮人巫女と王妃を咀呪せしこと又覺れしかば、肅宗は親ら罪人を鞠問して、張氏を殺さんとす。領議政崔錫鼎は、屢筋を上りて之を諫め、判中樞徐文重、右議政申琯、吏判李奮等は、面對に於て、世子の爲めに法を屈じ、恩を全うせんことを請ひしも、王聽かず、宮女をして藥を張氏に賜て、自盡せしめんとせしに、張氏手づから藥碗を擲て、從はず、王怒りて親ら張氏の室に至り、門板を取り來りて、張氏の上に覆はしめ、數十の宮人をして、その上を壓せしめて之を殺せり、王の所行も、此に至りては、燕山君の暴戾にも勝れといふべし。且東平君杭は、張希載と交通して、閔氏を廢し、張氏を立んとせし形迹あるを以て、東平君に死を賜ひ、張希載及び巫蠱に關係せし宮人巫女を誅し、張氏の族黨を遠竄せり。蓋宮闈に關することは、一たびその處置を誤る時は、怨恨忌嫉、更るく起りて、恩を傷り、義を害し、無限の慘禍を醸成するに至ることは、古來の通弊にして、肅宗も亦この窺日に陥ることと免れざるなり。張氏既に殺されし後に於ては、崔錫鼎は、嚮に筋を上りて諫めしに、因て竄逐せられ、その他張氏を寛容するの議を主とせしものは、次第に罪を被り、南九萬、柳尙運も、攻撃せらるること益甚しくして、終に竄黜せられ、領府事尹趾完は、之を伸救せしむ、從はれず、少論は頗るその勢力を殺滅せり。

少論を
殺す

林溥李潜
を殺す
老論少論
共執政を
執るに
老論要地
に占據す

其後、忠清道幼學林溥等は、疏を上りて、嚮に金春澤が張希載の妻と奸通して東宮を害せんと謀りしことは、罪人尹順命の口供に出でしも、獄を按ずるもの、その言を惡みて文案に録せざりしことを告げたり。當時局に當りしものは、左議政李世白、右議政申琯、判義禁李尙、知義禁金昌集等の諸人なりしかば、老論の徒は、黨然として起り、林溥等を究察して、その虚罔を審にするに非ざれば、吾輩跡を容るゝの地なしとて、鞠問を要求し、林溥、金春澤は、皆絶島に配せられたり。尋て幼學李潜も、亦上疏して、粗林溥と同様の言を述べしかば、王は林溥を治ること嚴ならざりしに因て、復たこの疏ありとて、李潜を親鞠し、又林溥を拿し來りて鞠問せしが、皆杖下に斃れたり。是に於て、老論は罪を被るに至らざりしも、崔錫鼎は復た用ひられて、領議政となり、金昌集、李順命は左議政として、老論少論共に政を執りしかば、兩者の間、互に陳疏論辯することありて、兎角圓滑ならざりしが、三十六年に至りて、肅宗は頭痛頻に加はり、食慾を減じて、身體の調和を缺きしも、藥院の臣、深く憂となさずとて、都提調崔錫鼎等が、保護の任を帯ぶるにも、拘らず、君父の病を輕視するを怒りて、その職を罷めたり。是に於て、崔錫鼎は、又寵を待み自ら用ひて、國政を破壊し、威權を弄し、黨與を樹つるを以て、彈劾せられ、風波大に起り、李尙は代りて領議政となり、老論は悉く要地に占據して、政局一變せり。

丁時翰の
上疏の
時

是より後は、専ら老論と少論との紛争となりて、南人は殆ど一隅に屏息せり。蓋肅宗以後は、黨派の軋轢尤盛なる時代にして、政局の變轉尤速なり、これ前年の弊習の然らしめし所なりと雖も、王もその勢を助長せしことなしといふべからず。君主專制の世にありては、人主の一喜一怒によりて、政局の忽ち變轉することは、敢て怪しむに足らざれども、肅宗の如き愛憎の感情尤烈しきものによりては、黨人常に之に乗じて、その情を激動せしむるを以て、進退黜陟、殆ど晝夜の更迭するが如きなり。されば王の十七年に於て、進善丁時翰は上疏して曰く、
殿下即祚以來、乙卯(元)至己未(五)皆以爲賢而尊之、寵之者、凡幾箇人、而至庚申(六)非誅則竄、非竄則斥、其可謂賢耶、邪耶、自庚申至戊辰(十四)亦皆以爲賢而尊之、寵之者、凡幾箇人、而至己巳(十五)非誅則竄、非竄則斥、其可謂賢耶、邪耶、然則自己巳皆以爲賢而尊之、寵之者、臣未知他日之果爲賢、果爲邪也。
肅宗は實に丁時翰の言の如く、十七年以後に於ても幾回となく、この情態を繰回せり、これ畢竟、王が喜怒哀憎の變り易きより、常に私情の奴隸となりて、政局を玩弄せしものなり。是に由て、黨派の軋轢は、益盛ならざるを得ず、晩年に至りて、頗黨論の弊害を悟りて、之を矯正せしも、滔々たる頽波は、容易にその汎濫を止ること能はざるなり。

第三節 辛壬の士禍

老論と少論との軋轢は、肅宗の末に及びて益熾なりしが、王は其後、心を老論に傾くるに至れり。蓋老少論の分れしは、種々の理由ありと雖も、宋時烈が撰せし尹宣舉の墓文及び尹拯が宋時烈に與ふるに擬せし書は、その原因の主なるものなり。是を以て、王はその二書を把りて之を讀みしに、墓文中には、元來尹宣舉を醜辱することあらず、少論の唱ふる所は、その實に遠へりとして、尹拯を斥して讒を被りしものを宥し、宋時烈を辱めし者を罪し、尹拯父子の官爵を追奪し、予心一悟、是非自明、可以有辭於百世也との教を下して、老論の正當なることを掲揚せり、是を斯文の處分といふ、その師生の義を明にし、異説を斥くると以てなり。

四十三年、左議政李頤命、獨り王に對す、相臣の獨り王に對するは、普通の例に非ることなれば、獻納朴聖輅は、その非を論ず、因て頤命は劄を上りて職を辭せしも、王許さず。尋て王は目疾によりて、酬應漸く難きを以て、世子をして政事を代理せしむ、世子辭すれども、王許さず、且諭して曰く、近日の處分、是非明白なり、事斯文に關す、予が志に違ひ、堅く持して撓むこと勿れと、蓋老少論に於ける方針の確乎として、動すべからざることを示せるなり。是に於て、少論の徒は、大に驚惶し、陳疏上劄跡を接して起り、領府事

斯文の處分

李頤命の劄

世子代理

肅宗立つ

趙重遇の志述等の上

尹趾完は、郷にありて之を聞き、襖を昇きて京に入り、上疏して代理及び獨對の非を極論せしも、王納れず、趾完疏を留めて郷に歸る。是より後、金昌集は領議政となり、李健命は右議政となりて、老論常に政權を掌りしが、肅宗は程なく薨じて、世子即立つ、是を景宗とす。

肅宗は在位四十六年、長からざるに非ざれども、その間は、全く黨派問題の爲めに忙殺せられ、紛々擾々、日も惟足らざる有様にて、空しく歲月を經過せり。その餘毒は、景宗の初に及びて、大に潰烈し、肅宗晩年の方針確定も、何等の効力を有せざるのみならず、却て一層慘烈なる禍害を惹起せり。

景宗の位に即くや、幼學趙重遇は、上疏して禧嬪の名號を定めんことを請ふて、三水(趙重遇)に就せられ、掌議尹志述は、李頤命が撰せし肅宗の誌文に、死を張氏に賜ひしとは、没して書せず、斯文の處分は、その辭を徹婉にせしは、利害を顧み、禍福に怵れしものなりとて、之を攻撃し、承旨李眞儉は、又疏を上りて、重遇は恩に托して、義に悖り、志述は義を假りて、恩を絶つ、皆殿下の罪人なりとて、兩つながら之を駁難し、朝論極めて紛然たり。蓋重遇志述は、老論中の異分子にて、少論には非るなり。

時に景宗は、三十四歳にして、王子未だ誕生せず、且病によりて、久しく朝を視ざることを

世弟を
延初君を
討す

もありしかば、正言李廷燾は、上疏して、早く儲嗣を定めて、兆民の望を係んことを請ふ。王乃ち領議政李昌集、左議政李健命、判中樞趙泰采等と議し、王大妃金氏の教を奉じ、元年(辛)八月、弟廷初君を建て、王世弟とす。司直柳鳳輝は、その太早なることを論じて、遠竄せらる。尋て執議趙聖復は、上疏して、臣僚引接の際、政令裁決の時に於て、世弟をして、側に侍して、參聽し、庶務を練習せしめられんことを請ひしかば、王は直ちに之を納れ、大小の國事、並に世弟をして、裁斷せしむるの教を下せり。然るに承旨李箕翊、左參贊崔錫恒、戶參趙泰億、司直李光佐、副司直朴泰恒等の如き、之を争ふもの甚だ衆く、世弟は屢疏を上りて、之を辭し、金昌集、李頤命、趙泰采、李健命等は、又聯名の劄を上りて、裁斷の教を改めて、丁酉(肅宗十四年)代理の例に依らんことを請ひしが、右議政趙泰者は、極力之に反對し、崔錫恒、李光佐等も、皆之と同一の意見を陳せしかば、王言は汗の如くなること能はずして、終にその教を返收せり。承旨金一鏡等は、又上疏して、趙聖復を論じ、且金昌集、李頤命、趙泰采、李健命等を目するに、四凶を以てし、その不忠無狀を詆斥すること尤甚しく、三司も亦合啓して、之を絶島に圍羅安置せんことを請ひしかば、趙泰者は領議政とし、崔奎瑞、崔錫恒を左右議政とせり。

この時、宦者朴尙儉、文有道、宮婢石烈、必貞等は、金一鏡等と表裏糾結して、世弟を除かん

世弟を
の教を返
收す

少論政を
執る

陸虎龍を
な上る

ことを謀り、事覺れて誅せられしか、三年(壬)三月に至りて、陸虎龍は又變を上れり。是に於て、同謀のもの白望、鄭麟重、金龍澤、李天紀、李喜之等を鞠問せしに、大急手、小急手、平地手の三種の方法によりて、逆謀を逞くし、李頤命を推戴せんとするにありといふ。大急手とは、匕首を挟み、宮中に入りて、之を切すものなり、小急手とは、藥を宮人に與へ、飲食に和して進めしむるものなり、平地手とは、多くの金を以て、内豎に締結し、罪目を構成し、放黜の計をなさんとするものなり。この謀に關係せしものは、尙甚だ多く、殊に李頤命、金昌集は、久しく異圖を蓄へ、威福を擅にし、子姪姻親門客は、逆謀に與り、李頤命は更に身推戴を受くるの實あり、李健命は、奏請使として、清に往きし時、王躬を誣るることあり、趙泰采は、聯名の劄を上りし首唱者にして、他の三人と迭に相和應せしものなれば、この四凶は、實に同心一體なりといへるによりて、皆死を賜ひ、白望、鄭麟重以下、杖下に死せしものは、その屍を戮し、然らざるものは、殺戮し、竄配し、その罪を被るもの實に數百人の多きに至れり、是を壬寅の獄、又は辛壬の士禍といふ、景宗元年辛丑より、二年壬寅に亘るを以てなり。この時、金一鏡は、討逆の教文を撰す、その中に、尙或遂宮城之陳兵、殆不免禁庭之蹀血の句あり、これ他日一鏡の罪案として、劇烈なる攻撃を被りし所以のものなり。

壬寅の獄

老論の勢力を一掃す

蓋ての獄は極めて虚偽誣罔のものにて、その口供の辭は或は罪人をして知らしめずして、強て名を署せしめしものあり、或は承服せしといへるも、直ちに物故せるものあり、或は十餘回の刑杖を受け、氣息奄々、全く知覺なくして、詳悉なる罪案の構成せらるゝものもありといふ。されば前に述べたる逆謀の目的及び方法といへることも、その實際に於ては、果して如何なるものなるやも審ならず。要するに少論の徒が種々の計策を運らして、老論の勢力を一掃せしものにて、景宗は必ずしも之を信ぜしには非れども、その溫柔篤厚なる性質は、これ等諸臣の羅々を制すること能はずして、遂にこの誣獄を構成するに至りしは、誠に悲しむべきなり。

景宗の英祖立つ

陸虎龍は初めその謀に與りしも、變を上りしを以て、餘して扶社の功臣となし、會盟祭を行ひ、血を飲り、誓文を讀み、上天を祭りて、山河帶礪の盟をなし、尹宣舉、尹拯の祭を致し、宋時烈の院享を黜け、討逆の庭試を設け、盡く老論の施設を改めて、肅宗晩年の方針を一變せり。

李義淵の上疎

この擾々の際に當り、景宗は羸弱の身を以て、永く萬機の勤に堪ふることを能はず、在位僅に四年にして薨じ、王世弟、昉位に即く、是を英祖とす。(もと英宗と號す、今皇帝二十七年、明治二十三年、色道文にて)英祖の初には、景宗以來の餘風を受て、李光佐、柳鳳輝、趙泰億等を相として、少論は要路に盤據せしが、老少論の軋轢は、その由來する所甚だ久しく、且は前年の誣獄によりて、老論はその勢力を失墜せし後なれば、苟も機會の乘ずべきあれば、之を挽回せんと欲するの念慮は、最盛なるの時に當りて、王位の更迭は實に乘ずべきの好機會なれば、幼學李義淵は首として、疏を上りて曰く、

大行大王(宗)不幸有倦勩之疾、先朝願命大臣奉東朝(肅宗)聖教、策我殿下於儲位、惟彼羣小以半夜倉卒陰移天位等說、動搖民心、而北門潛入、釀成奇禍、喬木世家、誅戮無餘、至發禁庭、觸血之言、其設計之慘毒、有不忍言、在今殿下之責、莫先於亟正群小壅蔽之罪、以明辛丑(肅宗)以後事、皆非先大王之意、

これ實に少論の無狀を抉摘して、之を爰除せんとするものなり。是に於て、少論は競ひ起りて之を反駁して、その勢力を維持せんとし、老論は又金一鏡等の罪惡を痛論して、邦刑を正さんことを請ひ、朝廷は喧々囂々として、鼎の沸くが如く、殆ど底止する所を知らざるなり。

英祖は深く積年黨争の弊害を察し、その老論と少論とに論なく、李義淵、金一鏡の如き護黨の最甚しきものを囚へて、之を鞠問せしに、李義淵は間もなく物故せり、而して金一鏡が趙聖復及び四凶を論ぜし疏と、陸虎龍が變を上りし書とは、同情の跡あるを以

陸虎龍を
殺す

金一鏡を
殺す

老論を用
ふ

て、遂に虎龍を拿し來りて鞠問せしに、虎龍は色變じ語窮して、對ふること能はざりしが、その翌日に至りて、遂に斃れたり、蓋少論の徒之を殺して、その誣獄の跡を掩はんと欲せしなり。是に於て、英祖は李義淵、陸虎龍を追刑し、金一鏡を戮し、又一鏡の黨李天海、尹就尙、李師尙を殺し、權益寬、南泰徵等を遠竄し、陸虎龍の勤籍を削り、趙泰耆、柳鳳輝、李光佐、趙泰億等を削黜して、少論の勢力を殺滅し、金昌集、李頤命、李健命、趙泰采は官を復し、謚を賜ひ、趙聖復、李晚成等は、その職牒を還し、爵秩を贈り、鄭澹、閔鎮遠、李觀命を相として、老論を用ひたり。

それ老論と少論とは、各功罪ありと雖も、壬寅の獄は、實に少論が虚偽誣罔を以て、老論を陷擠せしことは、尤明白なるものなれば、英祖は斷然その首謀を誅し、冤枉を伸雪し、少論を斥けて、之に代ふるに老論を以てしたるは、誠に適當の處置と謂はざるべからざるなり。

第四節 叛黨の誅戮及び黨論の調停

英祖は既に少論を斥け、老論を用ひたりと雖も、その心は固より公平を主とするにあれば、必ずしも一黨一派に偏するものにあらず、且各人に就て之を觀れば、老論と少論とは、果して孰れか賢にして、孰れか邪なるやも、容易に知るべからざるものあるなり。

丁未の換
局

されば英祖も、初は鄭澹、閔鎮遠を相として、老論を用ひしが、三年(未)に至りて、また局面を一變し、鄭澹、閔鎮遠等を黜け、李光佐を領議政とし、趙泰億を左議政とし、吳命恒を吏判とし、李台佐を戸判として、頗少論を用ひたり、是を丁未の換局といふ。是に於て、持平趙顯命は、上疏して、殿下初未有鑑衡之平、而但以一時之喜怒從事焉耳、迭進迭退之際、人心世道、日益陷散、必至於亂亡、而後已、といひて之を論難せり。是時に當りて、王は決して一時の喜怒を以て事を處せしにも非ず、千思萬慮、その心を苦しめたることは、實に察するに餘ありと雖も、閔鎮遠等の如きは、必ずしも擯斥すべきの罪あるに非ざれば、英祖の黜陟は、盡く公平なりといふべからざるが如し。

李麟佐の
叛

丁未の換局は、少論を用ひたりと雖も、英祖は固よりその是非を問はず、悉く少論を以て、老論に代へんとするに非ざれば、金一鏡の殘黨の如きは、採用せらるべくもあらざるなり、されば是等不平の徒は、更るく叛逆を企てたり。初め金一鏡、陸虎龍の遺族、その他多くの志を失ひ、國を怨むもの相聚り、冥々の間、竊に計畫する所あり、嶺南の人、李麟佐、鄭希良を推して元帥とし、李有翼、李河を謀主とし、平安兵使李思晟は、亂を西に倡へ、總戎使金重器、禁軍別將南泰徵は、内に應じて、四年三月を以て、京城を犯し、宗室密豊君坦を推戴せんとす。時に奉朝賀崔奎瑞は、退て龍仁(京畿)にあり、之を聞て大に驚

き、急に馳せて京城に到りて、變を告ぐ。英祖乃ち兵曹判書吳命恒を四路都巡撫使とし、朴文秀、趙顯命を從事官とし、李汝迪、朴東樞を後援として、之を討ぜしむ。是時、李麟佐は、既に權瑞鳳と兵を合せ、輿車を以て兵器を載せ、潛に清州(忠清北道)の城中に入り、兵使李鳳祥、軍官洪霖を殺し、又鎮營に入り、營將南延年を執へて、之を降さんとす。延年屈せず、遂に之れを殺し、李麟佐は自ら大元帥と稱し、權瑞鳳を牧使とし、申天永を兵使とし、朴宗完を營將とし、檄を列邑に傳へて、兵馬を召聚す。而して麟佐は是より進て鎮川(忠清北道)に至り、兵を分ちて二となし、一隊は竹山(京畿道)に向ひ、一隊は安城(上同)に向へり。時に吳命恒は、振威(上同)に至り、稷山(忠清南道)に向ふと聲言して、密に安城に至り、一戰して之を破り、又竹山を攻て、斬獲甚だ多く、麟佐、瑞鳳等を生擒して、之を京師に送る。部希亮、李熊輔(慶尙北道)は、別に兵を慶尙道に起し、居昌(慶尙南道)より進みて、熊輔は知禮(慶尙北道)に向ひ、希亮は茂朱(全羅北道)に向はんとせしが、善山府使朴弼健、昆陽郡守禹夏享等兵を發して、之を討じ、希亮、熊輔を斬る。是に於て、吳命恒は兵を收めて凱旋し、熊輔、希亮等の首級を獻ず。王親ら之を慰勞し、李麟佐、權瑞鳳、李思晟、南泰徵等を斬に處し、奮武功臣十五人を録して、吳命恒を一等とし、海恩府院君に封じ、朴續、新、朴文秀等を二等とし、崔奎瑞には、王親ら一絲扶鼎の四字を書して、之を賜へり。

李麟佐等
を斬に處す

尹志の變

李麟佐の亂は、既に平ぎしと雖も、その餘黨の潜伏せしものは、尙未だ滅息せず。六年、羅弘彦は、廢宗圻若くは、垓を推戴せんと謀れり。圻、垓は、嚮に誅せられし、福昌君楨、福善君柁の從孫なり、事覺れて皆誅せらる。廿四年には、又權繼、權裕等は、妖書を驪川君増の家に投じて、その非分の心を動かさしめんとして、杖斃せしことあり。かく不穩の舉動は、屢起りしと雖も、皆微々たるものにして、何等の大事をもなすこと能はざりしが、三十一年(乙亥)、尹志の變に至りては、稍根底あるもの、如し。初め金一鏡の誅せらるゝや、尹就商は、その黨を以て拷掠せられて死し、その子志は、羅州(全羅南道)に竄せられ、日夜朝廷を怨みしが、是に至りて、書を羅州の客館に掛けて、人心を動搖せんことを圖れり。監司趙雲達之を伺ひ知り、尹志等の疑ふべきことを啓す。因て王は、尹志等を拿じて、之を鞠問せしに、その謀に與りしもの、志の子先哲、李夏徵、李孝植、林國蒸等の徒頗多し。乃ち尹志は大逆の律を施し、光哲及び李夏徵等は、皆之を誅せり。是に於て、教文中外に頒ち、討逆の慶科を設けしに、沈鼎衍の呈する所の文字、頗亂悖の言あり。鼎衍は、李麟佐の黨、沈成衍の弟なり、乃ち之を鞠問せしに、尹志の族、尹惠、金一鏡の孫、道成及び姜夢協、柳明斗等、皆その謀を同くすとす。その他、金寅濟、李垓、李佺、申致雲、朴師緝、柳壽垣等の如き、謀逆の罪を以て、誅戮せられしもの、亦甚だ多し。

開義昭鑑

要するに、金一鏡一派の勢力は、その根底頗深く、内外に盤結して、容易に拔去すべからざるものあり。是を以て、景宗以來三十餘年間に於て、幾回となく起りし逆謀の獄も、その脈絡は盡く一貫して、たゞ時に随ひ處に因て、萌芽の發生せしに過ぎざるなり。されば英祖は、他くまで之を芟除せんことを務めたりしが、是に至りて、粗その功を畢りたれば、儒臣に命じて、變亂の始末を録せしめ、名づけて開義昭鑑といひて、その方向を明にせり。

されども少論盡く邪なるにも非ず、老論盡く正なるにも非ざれば、かく少論の叛黨を誅戮する時に當りても、英祖は老論少論並び用ひて、李光佐の如きは、十有餘年間相位に居れり。其後三司の啓によりて、趙泰耆、柳鳳輝、崔錫恒は、皆官爵を追奪せしも、李光佐、趙泰億は律を施すは過多なりとて、従はざりしが、尹志を誅するに及びては、趙泰耆、柳鳳輝、李師尙、尹就尙等は、諸賊の根柢なるを以て、逆律を追施し、李光佐、趙泰億等の官を追奪せり。されば英祖の處置は、大體より之を觀れば、結局少論を抑へて老論を揚るが如くなりしも、當時兩黨の情狀を熟察すれば、是實に已を得ざるのことにして、その本意の存する所は、游平の政を布きて、兩黨を調停するにあり。されば即位元年に於て、まづ教を下して曰く、

游平の教

明黨之弊、未有甚於近日、一遊之人、盡驅之於逆黨、刻而又深、流而復竄、其中豈無抱冤之人乎、我國偏小、用人不廣、而至於近日所用、罔非黨目之人、如此而合天理之公、服一世之心乎、彼攻此擊、公言枳塞、混舉忠直之人、并驅罔測之科、朝著何時乎定、公議何時乎聞、今當歲筭重新、天人一也、豈無革舊勵新、與歲俱春之意乎、被謫之人、令金吾參其輕重、與大臣登對、疏釋、銓曹、游平、收用、咨爾羣工、祛黨習、務公平、鼎席體肅、何薦曹之志、銓衡學、伊尹、撻市之義、欽哉、予言、保我邦家、

十七年には、朝廷の朋黨は、皆清選を争ふに起るを以て、吏曹郎官が通清を主張するの弊を革め、弘文館の回薦を罷めて、罔點となし、召試の後、職を付すること、し十八年には、王親ら周而不比、乃君子之心、比而不周、寔小人之意の句を書し、碑を刻して、泮水橋上に建て、二十三年には、左議政趙顯命と調劑を論じたるが如きことありて、その黨習を飾めしこと、一にして足らざるなり。殊に三十九年に於て、世孫に對して告げし言の如きは、實にその苦心の容易ならざるを見るべきなり。

初め英祖は、孝章世子早く薨せしを以て、第二子愷を立て、世子とす、即ち莊獻世子(三十八年薨す、今皇帝光武三年、明治三)なり、三十五年、又愷の第二子祿を冊して、王世孫とす。(十二年追尊して、莊祖、懿皇帝とす)世孫は聰明にして、學を好みしかば、英祖は、甚だ之を鍾愛し、屢召對して、學を講じ、道を

英祖王世孫を立つ

論せしが、その宋鑑を講ずるに因て、嗚咽して之に告げて曰く、予三十餘年の苦心は、唯朝廷を調劑するにあり、今日の世當に熙豐の黨の隙を伺ふものあるべし、汝固く之を守りて變ずることなかるべしと、これ豈英祖が真情を吐露して、世孫を警戒せしものに非ずや。

老論は調停を喜ばず

抑黨争の激烈を極めたる後に於て、蕩平論の起ることは、自然の順序にして、英祖は正にこの時機に遭遇せしものなり。され共英祖が蕩平を標榜せしは、當時比較的勢力ある老論より之を觀れば、即ち少論を保護することゝなるものなれば、老論は之を以て忠逆分れず、賢邪混淆するものなりとして、奉教李鼎輔、說書俞最基、贊善申暉等の如き上疏して、蕩平の不可なることを論ずるもの尠からずして、調停は容易に効を奏すること能はざるのみならず、老論、少論の外にも、南人、小北ありて、互に争ひしが、この四黨は益潰裂して、終に八九種となれりといふ。

英祖世孫をたてて政をなさんとす

五十一年に至りて、英祖は年既に八十を過ぎ、氣力漸く衰へて、萬幾に酬應すること能はざるを以て、諸大臣を召し教を下して曰く、沖子をして代りて政を聽き、國事を明習せしむべし、老論、少論の如きは、沖子の當に知るべき所なり、吏判、兵判の如きも亦知るべき所なりと、左議政洪麟漢は、身を挺して之に對へて、東宮は必ずしも吏判、兵判を知

金龜柱東宮を危うせんとす

るに及ばず、必ずしも老論、少論を知るに及ばず、尤必ずしも朝事を知るに及ばずといひて、之を沮碍せり。又金龜柱は、戚臣を以て威福を擅にし、廣く黨與を布き、その從叔金漢祿は、龜柱が爲めに陰に死黨を募りて、東宮を危うせんことを圖り、金鍾秀も亦大臣を以て、その謀を同じくし、之に趨附するもの甚だ多し、世孫の弟恩彦、君禰、恩信、君禎等の俱に濟州に謫せられしも、蓋之が爲めなり。是時、副提學金時燾は、深く金漢祿等の所爲を惡みて、これ畢竟戚里相軋り、權を失はんとを思ひ、後の禍を慮るの心よりして、この凶圖をなすものなり、早く之を辨ぜざれば、宗社を如何せんといひしかば、漢祿は之を聞て甚だ怒りしも、金時燾を動すこと能はざるのみならず、その邪謀を逞くすること能はざりき。

洪麟漢世孫の妨害す

初め洪麟漢は、洪鳳漢の弟にして、世孫の生母、惠嬪洪氏の叔父なれば、意望淺からざりしが、その人となり、貪暴無識なりしを以て、世孫は之を鄙しみしかば、頗怨望を抱けり。時に鄭厚謙が妖邪傾險にして、宮中にあり、其養母和緩翁主(英祖第九女)と共に、王の語狀を伺ひて、威福を擅にするを以て、麟漢は之と結託して、聲勢をなししが、世孫の英明にして、他日己が罪を被らんとを恐れて、洪趾海、尹養厚等と結びて、日夜に飛語を造りて、世孫を傾けんことを謀りし時に當りて、この代聽の教ありしかば、大に驚惶して、百方妨

韓翼等
洪麟漢を
誅す

世孫代理

洪麟漢等
孫の羽翼
を殺さん
とす

正祖立つ

害を試み、領議政韓翼等も亦之を賛成せり。
 是に於て、代聽の事も、上下相持すること十有餘日にして、未だ發表するに至らず、人心
 恟々たりしが、前參判徐命善は、上疏して、麟漢翼等を論駁せしかば、王は徐命善が衆人
 依違の間に於て、慷慨身を挺して忠誠を竭すを嘉みし、特に都總管を授け、韓翼等、洪麟
 漢の職を罷めたり。かくて妨害運動も、終にその効を奏せず、世孫は代りて庶政を聽
 くこととなりしかば、洪麟漢、鄭厚謙等は、又尹養厚と謀り、沈翔雲を募りて、世孫に
 上りて、宮僚を指斥せしむ。蓋徐命善は、上疏の後、王に對して、世孫が洪麟漢の三不必
 知の說によりて、陳疏せんとすることを宮僚に聞きしといへるを以て、内言を漏洩す
 るの罪を文致して、世孫の羽翼を一網打盡せんと欲せしなり。沈翔雲は、その先世、益
 昌が金一鏡、尹就商等と交通し、罪を蒙りて死し、且妄にその父の養家の關係を改め
 るより、世の擯斥を受けたるものなれば、只管鄭厚謙に諂附して、この運動をなし、が
 遂に絶島に竄せられ、尹養厚も亦竄せられたり。尋て執義申應顯は、上書して、洪麟漢
 を誅せんことを請ひしも、從はれざりしが、形勢既に此の如くにして、洪麟漢の黨は、率
 ね勢力を失ひたれば、五十二年(清乾隆四十年)英祖の薨するにあひては、世孫は、恙なく
 王位を踐むことを得たり、これ即ち正祖なり。正祖はもと正宗と號せしが、今皇帝光

武三年(明治三年)追改して、正祖宣皇帝と稱せり。

正祖の位に即くや、直ちに鄭厚謙、洪麟漢を竄し、尋てその黨、尹若淵、洪相簡、李敬彬、李善
 海、閔恒烈、李商輅、洪趾海等を鞠して、或は誅し、或は竄し、洪麟漢、鄭厚謙に死を賜ひ、又黨
 に竄逐せし沈翔雲、尹養厚を鞠問して、之を殺せり。是に於て、この事變の顛末を詳叙
 して、三千四百餘字に亘れる御製給音を下して、之を中外臣民に告諭せり、これ實に人
 心をして歸向する所を知らしむる所以なり。

洪相簡等
を殺す

洪相簡既に誅せられし後、洪相範、洪相吉、洪啓能、洪相格、李澤遂、閔弘燮等は、必ず仇を報
 ぜんとして、密に謀逆をなし、その推戴せんとするものは、王の弟恩全君禮にありとい
 ふ、乃ち洪相範等を鞠して、之を誅す、大臣三司、更に禮を逮問せんことを請へども、王許
 さざりしが、大臣請うて已まず、遂に禮をして自盡せしむ。蓋洪麟漢の一派は、王の戚
 族なりしも、その擯斥せられしを以て、當時失意の境遇にありし少論の徒と結託して、
 屢異謀を企てしも、皆成功せずして、洪鳳漢、洪樂任等數人を除くの外は、多く誅戮せら
 れたり。

正祖は、是に於て、世孫たりし時より、その身に危害を加へんとせしものは、大概之を除
 きて、粗安全なることを得たり。この艱難の時に當りて、百方力を竭して、王躬を保護

洪國榮を
大將とす

世道の始

せしものは、宮僚洪國榮なれば、國榮は世孫代理の時より、驕張事を用ひたりしが、その王位に即くに及びては、益之を信任し、首として之を擡んで、承旨とし、又別に宿衛所を設け、國榮を大將とし、禁旅を率ゐて宿直せしめ、遂に政權を擧て之に付す、これ世道の始なり。世道とは俗語にて、政權を掌握するものといふ、蓋臣僚及び民間の情狀を聽かんが爲め、人主直ちに庶司に接せば、君權の陵夷せんとする恐あり、故に世道を置きて、その申達を掌らしめしなり。されどもかく實權を與へたれば、その人卑官散職にありと雖も、領議政以下、皆命をこの人に聽き、軍國の機務、百官の狀奏、皆まづ世道に咨て、後に王に奏し、王も亦世道に詢て、之を決す、是故に、威福與奪、意の如くならざることをなく、一國を擧て、世道に奉事すること、神明の如し。國榮世道となりしより、利を嗜み、功を貪るの徒風を望みて趨附し、勢焰天を蓋じ、その妹を宮中に納れて元嬪とし、王妃金氏を傾けて之に代らしめんとす、その專横暴戻なること、鄭厚謙にも勝りしかば、世人之を大厚謙と稱せしがし、四五年にして、謀逃を以て廢黜せられたり。正祖の時も、大略英祖の時の如く、その勢力を得たるものは、老論なりしが、他の諸黨も、多くは沈黙を守りて前朝の讎々たるが如くならず、これ蓋正祖の英明を憚りて、一時屏息せしものなるべし。されども八九年の頃よりして、また分争の模様ありしかば、

洪國榮を
大將とす

正祖調停
を務む

知中樞沈豐之は、深く之を愛ひて、正祖に告ぐ、正祖乃ち豐之をして、密に調停の責に任ぜしめ、又奉朝賀金致仁を領議政として、力を調停に致さしむ。その後にも、正祖は堅くこの方針を守りて、その寢室に題して、蕩々平々室といひて、たゞ人才を用ひて、同寅協恭の實を擧んことを務められたれば、英祖以來調停の政策は、正祖の時に至りて、幾分かその効を收めたるが如し。

四黨永く
存す

されども英祖の末年より端を開きし外戚の專恣は、純祖以後に至りて、益甚しく、黨派の關係と、互に糾結錯綜して、無窮の弊害をなし、如何なる方法も、根本論に黨派の陋習を一掃すること能はず、老論、少論、南人、小北の四黨は、その後永く存立せしが、その調停の方法として、凡て一官を叙せんと欲せば、必ず四黨の中より、平均に候補者を出して、之を採用することゝなしたれば、四黨の裔族たるものは、目に一丁字なしと雖も、自ら士族と稱して、閭里に横行し、坐ながら仕官を取り、貴顯に締結し、その人民に對する、剝奪凌虐を擅にするも、法律その身に及ばず、無限の權利を有して、之に抵抗するものなし。而してこの黨人の根據とする所は書院にして、一たび書院より墨印を捺せし命令書を發して、祭需錢を徵收する時は、如何なる者と雖も、必ず囊を傾け、案を竭して、之を出さざるべからず、これ豈堪ふる所ならんや。

大院君黨
の名目
を一掃す

仁祖孝宗
以後には
活動的氣
象あり

書院の性
態及び状
態

賜額書院
の増
加

書院の私
建壘設を
禁ず

大院君の權を執る時に及びては、老論最盛に、之に次ぐは少論、南人にして、小北は尤微弱なり。大院君は、もと南人の家に生れしものなりしが、深く黨論の弊を察し、書院を毀ち、院儒を逐ひ、人を用ふること黨派に拘らざりしかば、是に至りて、始めて舊來黨派の名目を一掃することを得たり。されどもその一掃せしものは、特に黨派の名目のみにして、その軋傾排の實に至りては、決して廢滅せざるなり。

第十章 文化の復興

第一節 學校學風の變遷及び書籍の纂修

黨派の軋傾尤盛にして、弊害も亦尠からざりしと雖も、これ畢竟、人智發達の致す所なれば、社會の大勢は、自ら進歩の傾向を有し、仁祖、孝宗以後に至りては、一般に活動的氣象を帯びたり。この活動的氣象は、各種の方面に見はれて、或は黨派の軋傾となり、或は學問の發達となり、或は政治の開展となり、種々變遷の形迹を呈し來りて、一旦衰頹に向ひし文化は、遂に英祖、正祖の頃に至りて、再び隆盛の運に向へり。學校は、從來成均館、四學、及び郷校等の設ありて、士人學を修るの所となし、その他は直ちに師門に就て教を受ることなりしが、後世書院の隆興するに及びては、有爲の士、之

に就くもの衆く、人材は皆この中より出ることゝなれり。書院は、もと先儒の遺迹に就きて、廟を建て、之を祀り、其徒の名望あるものを選びて、その事を主らしめ、暇日には此に會集して、經典を研究し、道義を講習する所なりしが、その後遂に朝政を議するに至り、凡朝廷に一人の叙拜ある時に當りて、其人衆望に適はざれば、議論沸騰して、叙拜することを得ざるに至る。是を清議といふ。されば大臣若くは王族外戚と雖も亦清議を畏れて、節操を磨勵せしが、後には私怨を以て、互に相攻撃し、黨派をなして争ふことゝなれり。

書院の起原は、太宗、中宗の頃にありと雖も、明宗の時、豐基(慶尚北道)の白雲洞書院に、紹修書院の扁額を賜はり、書籍を頒降せられしより、賜額書院なるもの起りて、世に尊崇せられ、是より漸く書院隆興の端を開きて、孝宗、顯宗、肅宗の頃には、次第に各道に營建せられ、一道に凡八九十の設あり、南方慶尙道の如きは、殊に多くして、全國を通じては、その幾百なるを知らざるに至る。かく書院の盛なりしより、郷校の儒生、皆之に歸し、良民の役を避るもの、皆院僕と稱し、その他種々の弊害も多かりしかば、孝宗、顯宗、肅宗は、屢書院の私建壘設を禁じ、地方官の私建を禁ぜざるものは、罪を論ずることとせり、私建とは、官の許可なくして、私に建るものといひ、壘設とは、同一の人を數箇處に祀るもの

禮學の流

なり。その後英祖も亦その禁令を行はざるものは、道臣守令を罪し、十七年(清乾隆)には、祠院三百餘所を毀撤して、益制限の方針を取りしも、當時の風潮、全く之を抑ふることは能はずして、遊に横暴なる院儒の巢窟となるに至れり。學問は、大抵程朱を宗とするものにて、成宗以後に至りて、次第に精微に趨きしことは、第五章第四節に於て、既に之を述べたり。その後にも、程朱を宗とすることは、決して異なることなしと雖も、その學風に於ては、多少の變動を生じたり、他なし禮學の流行是なり。

仁祖の時

禮儀上に於ては、古來より頗意を用ひて、李滉、李珥等も、皆之を講究せしものなれども、之に就て議論の盛に起りしは、蓋仁祖の頃よりなるべし。仁祖が、その生父定遠君瑀を待遇するの禮を議する時、金長生、朴知誠等、皆徵されて京に入りしが、金長生は叔侄の關係なるべきことを論じ、朴知誠は父母の禮を以てすべきことを論じ、李義吉は又上疏して、之を追崇して廟に入るべきことを論ぜり、李義吉は朴知誠の門人なり。是に於て、朝廷の議論は、二派に分れて、之を争へり、追崇を主とするものは、李義吉之を發せしより、許謫、李貴等之を主張し、崔鳴吉從て、之を扶植し、その反對せしものは、李廷龜、鄭經世、李元翼、金尙憲等にして、張維は初は追崇を主とせしも、後に至りて之を非とせ

金長生の

禮論は朝
鮮人の習
俗に適合

り。而して朝議は大抵追崇の説を賛成せざりしかば、仁祖も初は少しく猶豫せしが、後には極めて強硬の手段を執り、その反對のものを黜けて、遂に追尊して王となし、元宗と號し、太廟に入れ、殆ど歴代繼統の君主と同様な待遇をなせり。この間に於て、或はこの問題によりて、人主の意を迎合し、その身の榮達を求め、或は名譽を求めんが爲めに、反對の議論を主張せしものもありて、必ずしも純然たる學術上の議論には非らずと雖も、禮論がいかん當時に重要視せられしかば、是によりて明かなるべし。當時禮學に精通せしとの聞えあるものは、金長生なり、長生字は希元、沙溪と號す、仁祖九年卒す、嘗て李珥に學び、玩索踐履、交その力を致し、晩年意を禮書に専らにし、その著す所、喪禮備要(卷一)家禮輯覽(卷三)疑禮問解(卷八)禮記記疑等ありて、廣く公私の間に行はれ、東方禮家の大成と稱せられ、遂に文廟に従祀せらるゝに至る。蓋朱子諸經の注を作りしと雖も、禮書に於ては、晩年に功を用ひて、未だ成るに及ばざるを恨とせり。是を以て、當時程朱學の尊崇せられしより、朱子の遺志を繼ぎて、深く禮學を講究することは、朝鮮人の古來より形式を尙ぶの習慣に、尤適合したることなれば、一般學者の間に於て、禮學の流行せしことは、頗盛にして、金長生の如きは、實に之が代表者として現はれたるものなり。

禮論は世に便なり

是より後、顯宗、肅宗の頃に至りては、黨派の紛争極めて盛なりしが、老論の領袖朱時烈は、即ち金長生の門人にして、亦頗禮論を唱道せしものなり。而して當時黨論の題目として争ふものは、大抵禮論なることは、第九章に於て、既に之を述べたり。これ固より各その信ずる所を是として争ふともあるべしと雖も、一には又禮論が黨論の題目として他の黨派を排擠するの用に供するに於て、尤便利なりといへることも、亦事實なり。そは肅宗の時、持平李秀彦の上疏に、

議禮一欵爲近日不靖之一大關鍵、上關孝廟、又涉先朝(宗廟)、而是非易混、莫如禮說、故必舉此一欵、然後方可以變動君上、驅前後議禮之臣於一網之中、而人莫敢離何、是故前之都慎、後之世機、與趙瑒之疏、或以服制、或以誌文、或以葬祭之事、各以其說、換而迭出云云、とあるにて明かなり。かく禮論が、黨派問題に利用せられたるによりて、禮學の流行は、益その度を高めたるが如し。元來恭敬辭讓より出でたる禮が、争論に利用せらるゝに至りては、その本を失へることも亦甚だし、これ豈朱學盛行より生じたる流弊に非ずや。

是時に當りて、獨り朱子の説を難ぜしものは、尹鑄なり、鑄字は希仲、白湖と號す、總明にして文を能くし、嘗て理氣の説を著して、李滉、李珥を斥け、中庸章句を改定し、又孔子を

尹鑄朱子の説を難ず

讖諺するの語を以て、士を大聖殿下に試みしが、一時は之に風靡して、尹宣舉、尹拯、及び朴世堂等の如き少論の徒は、鑄の説を尊崇し、殊に世堂は、思辨錄を作りて、朱子經書の注説を攻撃せしことありしも、その重きを禮論に置くことは、他の諸家と異なることなきなり。その後黨派の關係よりして、肅宗は尹鑄に死を賜ひ、その傳旨の中に於て、能排經傳、移易章句の語を述べし程なれば、是等の説は、終に學界の風潮を變ずるには至らざりき。

英祖、正祖の頃に至りては、學問の旺盛なることは、前代に倍蓰し、殊に正祖は深く朱子の學を崇奉せりと雖も、その流行せしものは、多くは詩文歴史等の學にして、理氣性命の説の如きは、稍衰頹せしものゝ如し。されども禮學に至りては、なほ一般に重要視せられて、續五禮儀、續五禮儀補喪禮補編、鄉飲儀式、鄉約條例、鄉禮合編等の官撰あり。又純祖の時、護軍李祉永が五禮通編を進めしは、亦正祖の命を受けて撰輯せしものなり。その他朴聖源が李彦迪、金麟厚、李況等、以下三十餘家の禮説を聚めて、禮疑類輯(三卷、附錄)を作り、四禮便覽(李)、四禮輯要(金)、四禮撮要(尹)、四禮纂說(李)の如きもの續々世に行はれ、又純祖の時、惠嬪洪氏及び世子の服制論に於て紛々たるが如きを見ても、禮論流行の餘燼は、容易に滅息せざること察すべし。

詩文歴史等の學流行す
禮論は世に便なり

考證學行
はれず

技藝を抑
ふ

書籍の編
纂

清儒考證の學に至りては、その後金正喜の如きもの之を講ぜしことなきに非ずと雖も、大體に於ては、趙寅永が近日燕京より來るの書、その經術は箋注を剝裂し、考訂と號して、理と義とに於ては反て晦し、といひて評せしが如き風潮にて、之に耳を傾くるもの甚だ尠し。

又技藝の上に就て之を見れば、その壓抑を加ふること尤甚だしきものあり。正祖二十年(八_甲政)に、司饗院は、分司を廣州(京畿)に設けて、饗器を燔造せしに、その巧なるものは、瑩潔脂玉の如し、之を甲燔といふ、王その財を糜すを以て、科條を設けて、之を禁斷す。既にして閑臣に接す、適、御膳を進めしに、皆苦獄の器を用ひたり、王之を指して曰く、言を以て教ふるは、身を以て教ふるに如かずと。嗚呼、これ一斑に過ぎずと雖も、その意向既に此の如し、特に發達の道を講ぜざるのみならず、務めて之を汚下に導かんとなす、宜なるかな、朝鮮の工藝美術の日に衰頹に趨きしこと、これ豈節儉の徳を守らんと欲して、その法を誤解せしものに非ずや。

されども大勢上より之を見れば、文化の進歩は、日に熾にして、書籍の編纂は、益行はれ、英祖正祖は、又之を鼓舞獎勵せしかば、二層盛況を呈するに至れり。蓋英祖の初政に當りては、黨論の軋轢甚だ盛なるが爲めに、十分その力を文事に用ふること能はざり

祖 鑑

肅廟實錄

小學訓義

續五禮儀

續兵將圖說

東國文獻備考

しが、後來稍餘裕の生ずるに及びては、専ら精神を此に傾注せしもの、如し。さればその初に於ては、四年に、文學趙顯命に命じて、祖鑑を撰して、東宮に進めしめ、六年に、大司成李德壽に命じて、肅廟實錄を撰せしめしより、その後久しく是等の事見えざりしが、二十年に至りて、小學の書は、その平生尊信せし所なるを以て、世宗の思政殿訓義に倣ひて、儒臣に命じて、集解の下に分釋して、小學訓義を作らしめ、又五禮儀は、成宗以來之を遵用せしが、その後因革損益ありしも、たゞ禮曹の記錄に載せたるのみにて、整理せしものあらざるを以て、大提學李德壽、藝文提學李宗城等に命じて、續五禮儀を作らしむ、三十年には、世祖の時撰せし兵將圖説は、中葉以後、五軍門を設置するに及びて、全く實用あらざるを以て、五軍門の將臣に命じて、今の營制に據りて、續兵將圖説を撰せしむ。東國文獻備考の編纂に至りては、更に博大なるものなり、從來典章文物の事を記せしものなきに非ずと雖も、門戶科を分ち、詳略互に異にして、一部會通の書あらざりしかば、王は編輯廳を設け、奉朝賀洪鳳漢、領中樞金相福、領議政金致仁等に命じて、馬端臨の文獻通考に倣ひて、稍その規模を改め、分ちて象緯、輿地、禮樂、兵、刑、田賦、財用、戶口、市糴、選舉、學校、職官の十三門とす、その先後次第を改めたるは、皆英祖の睿斷に出たるなり、全部凡百卷、四十六年に完成せり、これ實に當時官撰書籍の巨擘にして、後世を

勘亂錄以下
の諸書

裨益すること亦鮮少なからざるなり。但この書は、純祖の時に至りて、十三門の外、更に物異宮室、王系、藝文、氏族、謚號、朝聘の七門を加へ、英祖四十六年以前の事實の足らざるものを追補し、又同年以後の事實を續書するに至りて、益完備なるものとなれり。その他、勘亂錄、春官志、續五禮儀補、喪禮補、編列聖詰狀、國朝樂章、闡義昭鑑、闡義昭鑑、解聖朝堯堯錄、皇華集、續光國志、慶錄(正編は宣祖の時、續編は英祖の時)等の如きは、皆王の命じて編輯せしものなり。

大訓

自省編

爲將必覽

祖訓
小學指南

日省錄

且王は獨り諸臣に命ぜしのみならず、其自ら撰せしものも亦之あり、十七年には、親ら大訓を製して、大廟に告げ、廿二年には、自省編を撰し、王親ら内外二篇を製し、李諧輔、元景夏、趙明履等をして編次せしめ、内篇は身心を以て主とす、外篇は監戒を以て主とす、教を下して曰く、今より後、政令言動、自省編に違ふ者あらば、之を以て、陳戒せよと、其益を求るの切なると、想ひ見るべし。卅年には、爲將必覽を製して、之を武臣に頒ち、卅九年には、警世問答を製し、四十年には、祖訓を製して、世孫に授け、四十二年には、小學指南を製して、諸臣に賜ふ、是等の中には、勿論、諸臣の手を假しとなさば、非ずと雖も、多くは王の親裁に出でしなり、其意を文事に用ふると、洵に勤めたりといふべし。正祖も亦、英祖と軌轍を同じくし、五年には、閣臣に命じて、日省錄を修めしむ、日省

國朝寶鑑

日得錄

堯堯錄

錄は、王が春邸にありし時の日記に就て、毎日の課講兼讀の事を編録せしものなり。國朝寶鑑は、世祖の時、太祖以後四朝の寶鑑を作りしも、その後は、只肅宗の時に、宣廟寶鑑あり、英祖の時に、肅廟寶鑑ありしのみにて、その他十二朝は皆闕け、且英祖五十年の德業は、尤記述せざるべからざるを以て、金尙諳、李福源、徐命膺等に命じて、定宗、端宗以後十二朝、及び英祖の寶鑑を撰せしめ、六年書成る、凡六十八卷、是より後續纂ありと雖も、國朝寶鑑の大體は、是に於て粗備れり。蓋國朝寶鑑は、編年を以て、李氏歷朝の事を記すと雖も、元來嘉言善政の模範とすべきものを載するの趣旨にて、治亂興廢の事蹟を述るものに非ざれば、資治通鑑とは、大にその趣を異にし、尙書を編年にしたるが如きものなり。されば、燕山、光海の如き廢君の時代は、全く之を載録せず、その他に於ても、或る一面の事を記せしのみなれば、歴史として之を觀ること能はざれども、こはそ

文苑輯載
同文彙攷

武藝圖譜
通志

惠政年表

協吉通義
奎章全韻

兵學通以
下の諸書

八子百選

見墻に見るの義に取るなり、その書勅業、敬天篤孝、治柵裕昆、敦親、典學、來諫、用人、勤民、誌祀、定制、右文、詰戎、化俗、懋功、恤刑、理財、接下、建中の二十目あり。十一年には、國朝詞苑代撰の文字を蒐輯して、文苑繡職を作らしめ、十二年には、事大の文字を彙輯して、同文彙攷を作らしむ。十四年には、内閣官李德懋、朴齊家、壯勇、營將官白東脩等に命じて、武藝圖譜通志を作らしむ。初め宣祖の時の武藝譜に六技(棍、鎗、鎗、鎗、鎗、鎗)あり、莊獻世子の新譜に十二技(竹、長、棍、旗、棍、棍、棍、棍、棍、棍、棍、棍)あり、今又騎技六(鎗、鎗、鎗、鎗、鎗、鎗)を増して二十四技とせり。當時の所謂武藝なるものは、是を以て、その大概を想察すべし。十八年には、備局堂上趙鎮寬に命じて、救荒の政を記して、惠政年表を編せしめ、十九年には、書雲觀に命じて、日家の諸書を裏輯して、繁を削り、訛を正し、協吉通義を作らしめ、二十年には、奎章全韻を編せしめて、押韻の標準を定めたり。その他、兵學通、明義錄、續明義錄、正續明義錄、解宮園儀、奎章閣志、秋官志、弘文館志、尊周彙編、鄉禮合編、人瑞錄、史記英選、陸奏約選等の如きは、皆當時の官撰に成りし者なり、いかに王が種々の方面に意を用ひたりしかを察すべし。

且王は好學の念甚だ篤く、その手選に係るものも鮮からず、五年には、文體日に下るを憂ひて、手づから唐宋八家の文を選して、八子百選を作り、十五年には、朱子、蔡元定の律

樂通

朱書百選

四部手冊

五經百篇

大學類義

雅誦

弘齋全書

活字を鑄造せしむ

呂は、未だ管絃に被らしむるに及ばざるを恨とし、之を嘆括して、樂通を作り、十八年には、當時の士、朱子の書を読むものあらざるを以て、一世の風尚を變ぜんとして、朱書百選を作り、廿二年には、王が平生愛讀する所の三禮、史記、漢書、宋五子集、唐宋八大家文、陸贄の文等に就て、手づから批圈を加へて、四部手冊を作り、又易書、詩、春秋、禮記、九十九篇を取り、大學、中庸を禮記の中に置き、朱子章句の序をその下に附して、五經百篇を作り、廿三年には、大學の經文に就て、眞德秀の衍義、丘濬の衍義補の切要にして、鑑戒となすべきものを節略し、王手づから批點を加へ、採輯して、大學類義を作り、又三百篇の後、思那なきの旨を得たるものは、たゞ朱子の詩なりとて、手づから之を選して、雅誦を作れり。又奎章閣は、王が東宮にありし時より今年に至るまでの御製繕寫本を進む、その書分ちて四集とす、凡百九十一編、題して弘齋全書と曰ふ、弘齋は王の號なり、その後、純祖十四年に至りて、内閣は弘齋全書一百冊を印進す。王の著述に富むこと此の如く、又その尊崇する所は、朱子學にありしことも、是に由りて明かなるべし、豈亦篤學敏求の人主といはざるべけんや。

先朝に於て、活字印刷に力を用ひたることは、既に第三章に述べたるが如く、なりしが、王も亦東宮におりし時、世宗の甲寅字を本として、五萬字を鑄造せしむ、是を壬辰字と

いふ、元年に平安道監司に命じて、甲寅字を本として十五萬字を鑄造せしむ、六年に韓構の書を本として、八萬餘字を鑄造せしむ、十八年に、清の四庫全書聚珍板式に倣ひ、字典の字を取りて、木刻の活字大小三十二萬餘字を作らしむ、是を生々字といふ、又生々字を本として、大字十六萬、小字十四萬を鑄造せしむ、二十年に成る、是を整理字といふ、又是より先は監印所と稱せしが、是に至りて改めて鑄字所と稱して、國初の舊號に従へり。これ皆その編纂の書及びその他の印刷に供するものにて、王の書籍弘布に意を注ぎたること想ひ見るべし。

英祖、正祖の二朝に於て、その精を學問に勵まし、文治を務めたること、此の如し。されば上の好む所、下皆之に倣ひ、儒生學士の編著に従事するものも、亦甚だ多く、殆ど數ふるに勝ふべからざるものあり。今姑くその歴史に關するものに就て之を擧れば、朝野輯要(九卷)、朝野會通(十五卷)、燃藜室記述(正編三十二卷、續編九卷)の如きは、蓋李朝史の尤なるものなり、朝野輯要は、李長演の著す所、各朝に就て、概略その年代を逐うて事蹟を叙し、間、傳記を挿入し、又各朝の末に於て、相臣錄、文衡錄、湖堂錄、清白錄等の目を以て、その姓名、號、鄉貫、官位等を略舉せしは、亦一種の便法なり。朝野會通は、金載久の撰する所、編年を以て事を記せり。燃藜室記述は、紀事本末體を以て、その事を叙し、次に各人の

朝野輯要

朝野會通

燃藜室記述

海東釋史

略傳を附し、別編には、制度文物に就て類を分ちて之を述べ、皆引用の書名を標記せり、その撰者は誰なるか詳ならざれども、從來支那の史記に於て、此の如き體裁を用ひたるものなし、これ蓋朝鮮人の獨創に出でたるものにて、頗進歩せしものといふべし。又海東釋史(七卷)は、韓致齋の著す所、世紀及び星歷、禮樂、兵刑、食貨、物産、風俗、宮室、官氏、釋交聘、藝文の諸志、人物、日本、肅愼の諸考ありて、世紀は、三國の初めより高麗の末に止まれども、志考には、李朝までの事を載せたり、其材料は支那の書四百八十六部、日本の書二十二部に據りて、自國の書は、その考按の中に於て、稀に引用せしのみにて、本文に載録せず、恰も我邦の異稱、日本傳を分類整理せしが如きものなり、是亦一種の體裁なれども、もし自他兩國の材料を並べ列して、その異同得失を討究せば、今一層の光輝を發するなるべしと思はるゝなり。又東史纂要(吳)、東史會綱(林)、東史綱目(安)の如きも、皆當時の編纂に係れり。その他、詩文集及び雜書の如きに至りては、眞に汗牛充棟も、晉ならざるなり、豈亦隆盛といはざるべけんや。

第二節 制度の沿革及び文物の輸入

仁祖、孝宗以後、風氣の變遷と共に、制度の沿革するものあり、新文物の輸入するものあり、是に於てか、社會百般の事、異動を生ぜしこと鮮からず、今その二三を擧げて之を示

貨幣

常平通寶

銅錫の貨

さん。

貨幣は朝鮮の初め朝鮮通寶あり、又太宗の時楮貨を作り、世祖の時箭幣を作りしことあり、孰れも甚だ行はれず、その後宣祖光海の時に鑄錢の議興りしも果さず、要するに通貨の主要なるものは粟布に過ぎざりしが、仁祖十一年(宣統六年)に及びて、戶曹判書金起宗の言に従ひ、常平通寶を鑄たりしも、民間なほその用に慣れず、異論又起りて之を罷めたり、されども常平通寶は實に此に起源せり。その後金瑋燕京に使用して、貨幣使用の情況を見て還り、錢を用ひんことを請ひ、孝宗二年に、訓鍊都監をして錢を鑄せしめ、之を西路及び其他の地方にも行はしむることとなりしも、七年に至りて、李時防の議によりて、遂に之を罷め、たゞ開城近傍にのみ行はれしが、肅宗四年(延寶六年、清)に至りて、領議政許積、左議政權大運等の議により、平安監兵營に命じて錢を鑄せしめ、又嚴に私鑄を禁ぜり、是より後、工曹開城府、常平廳、訓鍊都監、摠戎廳等に命じて、續々鑄造せしめたり。蓋開城は高麗の舊都にして、當時商業の中心なりしかば、是より使用の端を開き、終に全國に流通して、人皆その利便を稱せり、是に於て久しく粟布を以て通貨となし、始めて貨幣を用ふるに至れり、これ豈一進歩といはざるを得んや。蓋鑄錢の原料は銅錫を用ふ、而して銅は日本に、錫は燕京に貿易して之に充てしかば、

鑛山の探掘を禁ず

大同法

貢案

その不足ならんことを恐れて、人家日用に切なるものを除くの外、銅器を用ふるを禁ぜしこともありしが、斷然之れを行ふに及びては、不足を告ることなく、却て貿易に制限ありしによりて、錢貨濫造の患を免れたり。抑朝鮮の地には、鑛山なきに非ざれども、世宗の時、金銀は本國の産する所に非ずといひて、明に貢せし金銀を止めんことを請ひしより、内國に於て、金銀の探掘を禁ぜしが、其後、光海の頃より、銀を採ることありしも、甚だ盛ならず、銅を採ることも、英祖の頃より行はれしも、英祖は之を禁ぜし程なれば、吹鍊の法も精ならずして、遂に之を廢せり、正祖以後には、安邊より銅を採りて、鑄錢に用ひしことあれども、亦甚だ多からず。蓋鑛山を開けば、他國に覬覦せられんことを恐れて、政府は常に禁制の方針を採りたれば、鑄錢の原料は、固より之を他國に資らざるを得ざるなり、これ亦當時の事情よりすれば、已を得ざるのことなるべし。

大同法の制定は、光海、仁祖の頃より始められり。初め種々の産物を諸道より貢することありて、世宗は貢案を定めしが、燕山の時、用度の侈大なるが爲めに、更に増加して貢案を改定せり、其後七十餘年、因循して改めず、税輕しと雖も貢重く、人民頗之を苦しむ、宣祖仁祖の時には、輕減せしとありと雖も、終に其弊を革ること能はず、されば宣祖の時既に柳成龍は貢物を米となすの議を上りしも行はれざりしが、光海、仁祖の頃に至り

西洋文物の傳來

て領議政李元翼等の議によりて始めて大同法を行へり。大同法は田結に因て米を收めて貢物に換ふるものなり。蓋この法は小民之を便とせしも、姦吏豪強の徒は却て貢物を好みしかば、異論なきに非ざりしが、始は京畿に行ひ次に江原忠清に行ひ金坊は之が定式規例を爲りて、その施行を務め、肅宗の頃に至りて漸く全國に行はれたり而して顯宗、肅宗の時には又屢大同米を減せしことあり、要するにこの法の民の困苦を救済するに於て功ありしことは疑なきなり。是より後、宣惠廳は大同米の出納を掌りて頗有力なるものとなれり。

西洋文物の傳來して、曆法改正の行はれたるも、亦仁祖、孝宗の時にあり。初め陳奏使鄭斗源の燕京にあるや、西洋人陸若漢(利瑪竇の友人)と邂逅して、幾多の書籍器械を贈らる、仁祖九年(明崇禎五年)斗源の還るや、その贈られし治曆緣起一卷、天間略一卷、利瑪竇天文書一卷、遠鏡說一卷、千里鏡說一卷、職方外記一卷、西洋國風俗記一卷、西洋國貢獻神威大砲疏一卷、天文圖南北極兩幅、天文度數兩幅、萬里全圖五幅、紅夷砲題本、千里鏡一部、日晷觀一坐、自鳴鐘一部、自鳴火砲一部等を進獻せり、これ朝鮮人の西洋文物に接せし始なるべし。

仁祖廿二年(明崇禎十七年、清順治元年)には、觀象監提調金瑋、使命を奉じて燕京に入り、西洋人湯若

正 曆法の改

熹黃 煥碩 標草

望の時憲曆は、崇禎の初より既に之を行ひて、その法前代に卓出せるを聞き、その諸書を購入し歸り、上疏して其法を行はんことを請ひ、觀象監官金尙范等をして力を極めて講究せしめ、それより十年を経て、孝宗四年(清順治十年、後光緒二年)金瑋の請によりて、始めて之を行へり、是に於て、歐洲の曆術始めて傳はり、舊法漸く變じたり。これ實に我邦に於て、寶曆四年(英祖三十九年、乾隆九年)に始めて崇禎曆書及び時憲曆に因て作りし寶曆甲戌元曆を行ひしより先のこと、二百零一年なり、亦早からずといふべからず。其後肅宗及び英祖の時にも、又曆法に多少の改修を加へたり。

蓋仁祖の時に當りて、金坊の如きは、種々の方面に於て、他國の長を取りて、内部の改善を圖りしこと鮮からず、これ實に文明の先導者といふべきものなり。その他、熹黃を羨ることは、孝宗十年(高宗十年)、洪喜男、日本に使用して、その法を學びて歸りしより始まり、煥碩を羨ることは、元來その方なきに非ざれども、功を用ふることも多くして、得る所少なかりしが、肅宗十八年(英祖三十八年)、金指南、燕京に赴きし時、その方を求めて歸り、之を試るに頗効驗あり、因て一書を著し、名けて新傳煥碩方といふ、是より其法遂に行はる、これ亦長を他國に取るものなり。又朝鮮人の嗜好尤甚しき烟草も、光海十年(元和四年)の頃、日本より傳はりて、張維は首として之を嗜みしが、その後、人皆之を用ひて、廣く世に行はる

しに至れり。眼鏡も亦壬辰の亂に明人及び日本人の使用せしを見たるより、漸く之を用ふるに至りしといふ。これ皆瑣々たることに過ぎずと雖も、亦以て一世好尚の漸次變遷に趨くことを卜すべし。

蓋仁祖、孝宗以後に於ける一般の形勢を觀るに、滿洲の侮辱を蒙りし宿怨深恨は、鬱勃として抑ふることを能はず、北伐の計畫は、着々歩武を進めたり。これ一には、滿洲の朝鮮に加へたる侮辱は、前年日本の朝鮮に與へたるより、一層甚だしきものあり、又一には、上に孝宗の英明なるあり、下に宋時烈、李滄等の忠勇なるありしによれりと雖も、當時一般の人心に、活動的氣象ありしことは、是に由りて推察せらるべし。この活動的氣象は、實に進んで他國の長を取り、内部の改善を圖る所の原動力にして、英祖、正祖の精勵を勵まし治を求め、率先唱導を務めたるも、亦この活動的氣象の發揚に外ならざるなり。

第三節 英祖正祖の治績及び大典の修正

英祖、正祖の二君は、朝鮮歴代の間に於て實にその類を出てその萃を抜くものといふべし。不幸にして積年黨争の後を承けたれば、その餘弊は容易に掃蕩すること能はずして、その苦心の割合には、効果を收ること尠きが如くなれども、一段の進歩をなし

たることは疑なきなり。

英祖は常に節儉を尙び奢侈を禁ぜしも、徒らに法令を恃まずして、身を以て之を率ゐ、深く意を農桑に用ひ、歲首に於て、繪音を八道兩都に下して、勸農を飭むることは、毎年若くは數年を隔て、之を行ふこと怠らず、又八道兩都に命じて、世宗の時刊布せし所の農家集成を刊印して廣く之を頒たしめ、王親ら藉田を耕し、稻を刈り、麥を刈るを觀、王妃は親ら蠶し、及び繭を受るの禮を行ふが如きは、儀式上の事に屬すと雖も、勸獎に助なしといふべからず。况や田租を減じ、舊逋を蠲き、餓饉を賑し、均役應を設け、節目を講究して、その法を行ひ、奴の貢を減じ、婢の貢を罷めしが如きは、皆人民を愛撫することに非るはなし。布帛尺を中外に頒ち、大斗小斗を濫用することを嚴禁せしが如きは、よく法規を正すものなり。巫覡淫祀を嚴禁して、世を惑はし民を誣ふるの弊を去り、勸學の文を下して、中外に布告し、親ら釋菜を行ひ、教を諸道に下して、郷飲酒の禮を申明し、節義を獎め、忠良科を設けしが如きは、その風教を勵すに於て裨益する所決して鮮少ならざるなり。

刑獄に於ては、深く意を留めて、その殘酷なるものを除きしこと尠からず、即位元年、既に歷膝は律になさの律なるを以て之を除き、八年には、筵臣の剪刀周牢の刑は、甚だ酷

にして之を用ふる時は、冤枉の者と雖も、誣服せざることをあらずといへるによりて、直ちに命じて之を革罷し、明年又烙刑を除き、十四年には、杖穴を八道に頒ちて、地方刑を用ふるの濫酷を戒め、又士大夫の家私に刑を施すことを飭め、十六年には、黥刺の法は、今之を行はずと雖も、その刑具はなほ存するを以て、法曹及び諸道に命じて、悉く之を焚かしめ、二十年には、刑曹判書徐宗玉の言によりて、全家邊に徒すの律を刑典中より削除して、杖徒を以て之に易へ、四十六年には、亂杖、亂問の刑を除き、四十七年には、申聞鼓を建明門外に設けて、國初の制を復し、民の冤を抱く者をして、之を撃て登聞せしむ。是等の事を見れば、その刑を恤ふるの道に於て、殆ど至らざることもなきものゝ如し。されども従來刑を用ふることは、甚だ慘酷にして、凡逆賊を誅する時には、まづ頭を斬り、次に臂を斬り、次に脚を斬ることは、祖宗以來の例なりしに、仁祖の時、金自點相位に居り、沈器遠を誅するに、まづ臂を斬り、次に脚を斬り、次に頭を斬りて、一層慘酷を極めたりしが、英祖が尹志の黨を誅するときにあいても、尹光哲は首級、肢脚を各地に傳示し、李夏徵は首を羅州に懸け、兩臂は湖南に分送し、兩脚は嶺南左右に分送せしが如きは、その慘酷も亦甚だし、これ豈仁人の爲すに忍ぶ所ならんや、然るに敢て之を爲して憚らざるものは、習俗の固する所、亦已を得ざるなり。されば其他の事に於ても、舊來

逆賊誅戮の方法

正祖の治績

の方法に比すれば、幾分が軽減したることは疑なしと雖も、なほ慘酷の餘風の存せしことは勿論なるべし。若し今日より之を觀れば、頗奇異の感なきに非ずと雖も、當時にありては、固より國を思ひ民を思ふの誠意より出でたるものなり。正祖も亦英祖の後を承け、農政を勸め、飢荒を賑し、欽恤典則を作りて、杖、枷、扭、鎖、棍等の刑具の制を明かにして、厚大なるものを用ふることなからしめ、字恤典則を頒ちて、行乞兒、遺棄兒、養育の規程を定め、疹疫行はるれば、諸道に命じて、醫方の通用すべきものを進めしめ、その最良なるものを選びて、中外に頒示せしめ、また兩醫司(內醫監、外醫監)に命じて、病民を救療せしむ。たゞ舊史に京外に命じて幣を掩はしむるもの、三十七萬九百七十九處とあるは、或は誇張の報告をなしたるには非るか、の疑なきに非ず、されども王の刑獄を慎み、救恤を務めて、仁慈の政を施したることは明かなり。その小學訓義に就て之を致證し、三綱三倫行實を合せて五倫行實とし、鄉飲儀式、鄉約條例、鄉禮合編等を作り、悉く之を刊布して、風を移し、俗を易んことを務めたるが如きは、皆先世の遺意に本づきたるものにて、亦善政と謂はざるべからざるなり。且廣く賢才を求め、多

く忠臣の子孫を録用し、その治を爲す、名實を綜核し、民の疾苦を問ふを以て國を有つの急務とし、常に人を選び、暗行して地方の情狀を按廉せしめ、鄭晩錫の如きは、命を奉じて出てしこと、前後十數回、よくその職に稱へりといふ。且英祖正祖の時に至りては、世態の推移、政治の變遷は、自ら制度の更改を促し來りて、官に増減あり、式に沿革あることも一ならず、是に於て大典修正の必要を生じたり。蓋大典の制定以後、既に數回の補綴ありて、肅宗の時には、受教輯錄、典錄通考の編著ありしが、英祖十六年には、右議政俞拓基の言によりて、典錄通考を續成せしめ、十九年には、又兩館提學に命じて、受教輯錄を續纂せしめたり。されども舊憲と新條とは、繁簡同じからざるものあり、輕重適はざるものあり、且は各一書となりて、考据に便ならざるを以て、纂輯廳を設け、刑曹判書徐宗玉、戶曹判書金若魯、禮曹判書李宗城、前參判李日躋、金尙星、前承旨具宅奎等六人に命じて六典を分掌し、領議政金在魯等に命じてその事を總領し、續大典六卷を撰せしめ、二十年その書成を告げたり。その法大抵寬厚を主とす、全家邊に徙すの律を除きたるが如きは、實にこの時の修正に係るものなり。英祖の續大典は、各條文の分離せしものを湊合整理せしことに於て、確に一步を進めたりと雖も、なほ原典續典の編秩同じからず、且續典以後の教令も、尠からざれば、悉く

典錄通考の撰纂

續大典

大典通編

典律通補

正祖政府の權を復せんとする

之を彙分類聚して、その條貫を明かにし、牴牾を除くに非ざれば、遺憾なしといふべからず。是に於て、正祖八年、更に副司直金魯鎮、漢城府判尹鄭昌聖、行江華府留守嚴瑋等を纂輯官とし、領中樞金致仁を總裁として、大典通編六卷を撰せしめ、明年に至りて完成せり。其書經國大典は、原の字を標し、續大典は、續の字を標し、續大典以後に増補せしものは、増の字を標して之を分ち、その煩瑣なるものを省略し、その謬誤せるものを釐改せり。されども官職の革廢するものをも削らざるは、舊典は不刊の書として之を重んずるを以てなり。正祖は又大典通編成るの年を以て、綾恩君具允明に命じて、典律通補六卷、別編一卷を修めしめ、十年に成る。その書經國大典、續大典、大典通編及び大明律を合せて一通となし、典律の外に於て、考据を資ぐべきものを補ひ、又名物度數の必ずしも六典に入らずして、六典の旁考となすべきものを取りて別編とす、大要革廢の外、緊要ならざるもの語意の疊複するものをも省略して、専ら當時現行のものを録するにあり、その實用を主とするの點に於ては、續大典通編の二書に勝れりといふべし。王の政度に意を用ひたること此の如し、されども二十二年に、大臣を備局に引見して、朝廷の尊からず、堂陛の嚴ならざるは、専ら政府の輕きに由る、故相崔鳴吉の疏中、已に

仁祖二六 四四一三二一 一五三一三六五
 孝宗 八 六五八七七 二二九〇〇八三
 顯宗 七 一三一三四五三 五〇一八六四四
 肅宗 四 二三四二四二八 五二四六九七二
 同 四三 一五六〇五六一 六八四六五六八
 景宗 四 一五七四〇六六 六八六五二八六
 英祖 二 一五七六五九八 七〇三二四二五
 同 二九 一七七二七四九 七二九八七三二
 同 四四 一六七九八六五 七〇〇六二四八
 正祖 元 一七一五三七一 七二三八五二三
 同 一〇 一七三七六七〇 七三五六七八三

太宗四年より、正祖十年に至るまで、凡三百八十三年、右は文献備考戸口考に載する所なり、元來朝鮮政府の統計なるものは、極めて不完全のものにして、精確なることは、固より知ること能はずと雖も、是に因て亦大勢推移の迹を卜知すべし。

の隆治あり、宣祖壬辰の大亂あり、この緊要なる時代の統計を缺きたれば、當時盛衰の状況知り難し。

二十九年と四十四年とは、或は錯誤したるに非るか、尙後考を俟つ。

第十一章 外戚及び王族の専恣

第一節 王室の衰微

英祖、正祖の二朝は、文化復興の盛時にして、其意を政治に用ふるに、甚だ勤めたりと雖も、積年の黨争は未だその根を絶つに至らずして、外戚専横の端緒は、既にこの時に開けたり。蓋外戚の患害をなし、ことは古來その例に乏しからざりしが、太宗は深く之を慮りて豫防せられしより、後、明宗の幼弱なるに當りて、一たび母后外戚専横の事ありしも、その後は鉅害をなすことあらざりしが、英祖の末年に至りて、洪麟漢、金龜柱、金漢祿等は、皆戚臣を以て專横の舉動を爲し、弊害甚からざりしかば、副提學金時榮は劄を上りて曰く、

殿下憂勤三紀、一念圖治而百度盡壞、日趨危亂者、良由一私字爲祟耳、夫瑣々膺仕、古人所戒、而朝著之上、太半姻戚、中批除授、本非美事、而排貂之班、率多親擢、人皆懷資緣之心、僥倖之望、以至政注淆雜、科場不嚴、而公器褻矣。

是によれば、特に外戚のみならず、宦者の害も亦共に行はれしなり、英祖は嘗て中官を待すること甚だ嚴にして、少しも假貸せざりしこと見えなれども、既に外戚専横のこ

英祖の末
起る外戚の禍

皆之に應ぜり。啓聞至る王乃ち大臣を召して、賊を討ずるの策を詢ひ、右議政金載環の言によりて、李堯憲を兩西巡撫使とし、徐能輔、金啓溫を從事官として、之を討ぜしむ。賊は博川(平安北道)に屯聚し、進んで安州(平安南道)を犯さんとせしが、牧使趙鍾永死を誓て之を守りしを以て果さず、時に咸從府使尹郁烈、郭山郡守李祐植等、兵を領して賊を撃ち、郭山、宣川を收復し、義州府尹趙興鎮は、義兵將金見臣、領軍將許沆を遣して、龍川、鐵山等を收復せしも、獨り定州城は、官軍之を攻れども、拔くこと能はざりしが、四月に至りて、巡撫中軍柳孝源は、諸將を指揮して之を攻め、洪景來を殺し、その餘黨を生擒して終に之を平げたり。

洪景來を殺す

朴孝成亂源を論ず

この時、副修撰朴孝成は、疏を上りてこの亂の起りし原因を論じ、王に警告して曰く、今日召亂、豈無其由、朝廷之上、分明樹黨、營私較重於奉公、憂國不及於謀身、守宰不知恤民、銓家未曾擇人、倉廩空虛、無以賑恤、器械朽鈍、無以攻守、殿下之思、聞讒言、群臣之啓發善端、此其時矣、乃若恬嬉度日、不改前轍、臣恐可愛之端、不但關西而已。

この疏を以て、前に挙げたる金啓河の疏と併せ觀るときは、朝廷君臣の情狀、瞭として掌を指すが如し、土賊の跋扈を致すも、決して怪しむに足らざるなり、而して朴孝成は、實に黨派の分裂を以て、この亂の最大原因となしたり。その所謂黨派なるものは、外

戚の關係と、互に糾結錯綜して、時に隨ひ處に因て、軋轢排擠の運動をなすことは、始終絶ゆることなきなり。されば金龜柱、金漢祿等の餘黨は、種々の方法を案出し、十六年には、漢祿の孫なる八歳の幼兒をして、王の行幸の路上に於て金を鳴らして、冤を訴ふるの狀をなさしめて之を試みたり。是に於て、左議政韓用龜は上疏して、教唆の徒を検出し、その黨與を誅し、嚴に金日柱を鞠して、亂本を絶たんことを請ひたれども、王は正祖が龜柱等を寛容せし旨趣を守りて許さざりき。

世子代理

世子薨す

純祖は二十七年(文政十年)に至りて、その久しく靜養を事とし、機務滯滞すること多きを以て世子吳(文)をして政事を代理せしむ。世子は仁明にして、學を好み、賢才を求め、刑獄を慎み、尤心を民事に留めて、將來有望の君なりしも、不幸にして、その職にあること僅に四年にして薨じたり。世子の妃趙氏は、萬永の女なりしかば、趙氏の一族は、威福を擅にし、金氏の族と互に權を争へり。純祖は世子の薨せしを以て、已を得ず、復た政を聽さしが、是時に當りて、臺閣の間、懲討の論、極めて盛なりしかば、純祖は、相臣の聯名にて、劄を上るに因て、教を下して曰く、

朝廷之上、無他猷爲、日々紛々、若將不及者、非彈人殺人、則一無聞焉、古今之稱凶者、莫首於四凶、而餘以汨陳而殛、其餘皆流也、放也、竄也、豈聖人柔弱之教、原天理、察人情、適

可以止故耳、必如後世之屠戮殄滅、然後爲快哉、今日廷臣、未見以教化導予者、而惟望予之果於誅討、予本否德、故謂不足、語仁而然乎、本失於柔、故欲其立威而然乎、使予果於立威、則亦豈今日廷臣之福也、

殺氣朝廷に満つ

惡疫履行はる

この文を讀む時は、いかに當時朝臣の間紛々擾々として、殺氣の充滿せるかを察すべし、これ皆外戚朋黨の軋轢抵排の致す所に非ざるはなし、英祖正祖の英明を以てするも、尙盡く宿弊を一洗すること能はず、况や純祖の柔懦なるに於てをや。然のみならず、惡疫は屢行はれて、その證靈亂の急劇なるものに類し、之に罹る時は、死するもの十に八九なりといふ、當時一種の怪疫なりと稱せり、蓋虎列刺病なるべし。然れども徒らに厲祭を行ひ、僊屍を瘞る等のことのみにして、救療豫防の道備らざれば、病勢は益猖獗して、人命を損すること甚だ衆し。而して政綱は益弛廢して、復た振作すること能はず。宜なるかな、國運の次第に萎靡沈淪して、支持すべからざるに至れること、これ豈衰世の景象に非ずや。

第一節 趙氏金氏の專横

純祖立つ

純祖は在位三十四年にして薨せしかば、吳の子受をして位を嗣がしむ、是を憲宗とす。乃ちその父吳を追尊して翼宗(今追尊して文祖翼皇帝とす)とし、母趙氏を王大妃とす。

成祖趙氏子に嗣す

時に憲宗は年僅に入歳、趙寅永は啓を上りて、純祖の妃純元王后金氏の簾を垂れて、先例に依らんことを請ふ、寅永は領敦寧趙萬永の弟なり。是より金氏は政を聽さじが五年(清九年)、趙寅永が領議政となるに及びて、政權は專ら趙氏に歸し、六年に王后金氏は遂に簾を撤せり。而して憲宗一代は、金氏の勢力終に趙氏の上に出ること能はざれば、趙氏は頗專横のことありしが、憲宗の薨するに及びて、世局また一變せり。

憲宗薨す

憲宗は在位十五年、その薨する時年僅に二十三にして、嗣子なし、純元王后金氏、諸大臣を會して、繼統を議せしむ。領議政鄭元容は、全溪君璜(英祖の孫、璜の孫、璜の子)の第三子昇を迎へ立んとし、左議政權敦仁は、都正李夏全を立んとす、是を以て數日を歴て、議未だ決せず、人心洶々たりしが、一日、元容王后に謁して、早く大計を定めんことを請ふ、王后乃ち内旨を下し、元容をして昇を江華島に迎へしむ。元容内旨を懷にし、尙瑞院に至りて、御璽を押さしめ、遂に朝に宣せずして、直ちに闕門より出て、疾く馳せて江華に至り、まづ留守に告げて、車輿を具へしめ、共に全溪君の第に至る。時に全溪君は已に卒し、家甚だ貧にして、躬ら耕し、屢を織る、蓋朝鮮にては、王族を忌みて職に任ぜず、之を遇すること甚だ薄し、故に往々この窮狀に陥れることあるなり。鄭元容が旨を奉じて來り迎ふるを見て、舉家驚き懼れ、敢て途に上らず、元容懇に王后の意を諭し、迎へ入れて位に

哲宗立つ

即かしむ是を哲宗とす。この時鄭元容は江華よりまづ使を馳せて朝に告げ護衛兵を漢江の濱に遣して待たれんことを請ひしが、もしその兵の至らざることあらば自ら其身を殺すの覚悟なりしといふ。

金汝根大政を協賛す

哲宗位に即き父璜を追封して大院君とし、金汝根の女を以て王妃とし、汝根を封じて永恩府院君とし、大政を協賛せしめ、純元王后は簾を垂れて政を聽き、萬機皆汝根の裁決に出づ。この時哲宗は年既に十九、必ずしも垂簾の政を俟つものに非ず、然るに先朝の例に従ふは、當時母后の勢力あるを以てなり、母后の勢力あるは、外戚諸人の之を輔くるを以てなり。

金炳の權内外を傾く

王后垂簾の政は間もなく之を還したりと雖も、金汝根の勢力は甚だ盛にして、姪金炳國を訓練大將とし、金炳學を大提學とし、金炳基を左贊成とし、その子炳翊を侍教とし、外姪南秉哲を承旨とす。蓋汝根は人となり寛厚にして、下を御するに恩あり、哲學、炳國は皆仁裕にして度あり、炳基は稍豪爽なり、南秉哲は聰明博學にして文を能くし、尤算術推歩に精し、汝根皆之を愛して要職に布列せり。尋て純元王后の弟金左根を左議政とし、金炳國を領議政とし、金氏の權内外を傾け、南氏も亦頗事を用ひたり、たゞ炳翊は柔弱にして病多きを以て、要職を授けざりきといふ。

金左根女色に溺る

當時朝臣の内情は、腐敗實に甚だしきものあり、金左根は長厚にして智なし、羅州の妓梁氏を妾とし、甚だ之を寵す、梁氏便慧にして國政に參預し、官を賣り路を納る、時人之を羅間といふ、羅間の權極めて盛にして、敢てその意に忤ふものなし。一日、純元王后之を召し、その罪を責めて郷に還らしむ、梁氏左根と相待して涕泣す、左根遂に病と稱して、梁氏と共に別莊に往き、日夜愁苦すといふ、これ特に一端と雖も、其他も大概推察せらるべし。且嫉妬排擠も亦戚族の間に行はれて、金炳基は南秉哲を忌み、出して全羅の監司とす、是を以て、秉哲は心に憂憤を懷きしも、敢て發せざりしが、適、暗行御史の全羅道に至り、府の判官を拷問することあり、秉哲吏卒に命じて之を劫かさしむ、御史垣を踏えて逃る、事朝廷に聞え、秉哲はその職を罷められしが、忽ちにしてまた直提學となり、金氏と南氏と相讐すること益深し。されども汝根上にあり、世道の主人となりて、之を調和せり、故に哲宗の世を終るまで、金氏は常に政權を執り、秉哲も亦榮位を失はざりき。

金氏と南氏との軋

金氏權を爭ひて世子定らず

哲宗は酒色に耽り病多くして、五男六女を擧げしも、その生育せしものは、錦陵尉泳朴孝に嫁せし一人の女子あるのみにて、他は皆早世して、位を嗣ぐべきものなければ、王族中の賢者を選びて、世子となさんと欲せしも、金氏の諸族、互に權を争ひて、議論紛然

として定まらず且陰に宗室の子の名譽あるものを除かんとす。會人の謀叛を告るものありその辭李夏全に連り係累甚だ多し乃ち首謀者を車裂して夏全に死を賜ふ時に夏全は擧に赴き金氏の子弟と相争ひて大に敗れその宗室を以て戚族に折かれしを憤り天を仰ぎて冤を訴ふ蓋宗族中の氣慨あるものなり。金氏は是を以て怨望とし甚だ悦ばず且夏全は嚮に權教仁が立んと欲せしものなるが故に機に乗じて之を除きしなり當時皆夏全を以て冤とせざるものなしといふ。是より先權教仁は既に禮論を以て斥けられその後完平君李昇應も亦貪横を以て濟州に竄せらるこれ皆金氏專横の致す所に非るはなきなり。

是時に當りて清は英佛兩國と葛藤を生じ哲宗十一年(清文宗咸豐十年)英佛兩國の聯合軍は白河天津の砲臺を抜き北京に侵入し文宗は熱河に逃れたり。此報の朝鮮に達するや滿朝皆膽を奪はれ物情洶々たり或は上疏して隣國の兵亂西教信徒の異圖佛兵の來襲等は目下焦眉の憂患なれば速に之に應ずるの策を講ぜざるべからず且出奔せる清帝は我が國內に入らしむべからずもし之を入る時は禍立るに我國に及ばん事大の禮は社稷の重きに換へ難しと論ずるものあり。蓋清は世界の太閤にして之に敵するものなしと思ひしに今や天子蒙塵の難に遭ひ又朝鮮にては嘗て

佛國宣教師を誅戮せしことありしを以て(この本は第十二卷第一)の恐怖すること此の如く甚しきも怪しむに足らざるなり。然るに又一變報の來るあり露國は倚の國難に乗じて滿洲東部數百里の地を清より讓與せらるることの條約を結びしこと是なり。是に於て朝鮮は豆滿江を隔て露國と境土を接することとなりたれば更に一層の恐怖を加へたり。當時京城にては強宗貴戚は相率つて山野に遁れその遁るゝこと能はざるものは妻子を地方に遷し或は十字を胸に掛け西教信徒となりて危難を免れんとするもの往々之あるに至る。されば外戚驕横の徒も一時は大に畏縮せしが直ちに外兵の侵入あるにも非ざれば聊愁眉を開きてまた權勢の争奪に汲々たり。

第二節 今皇帝の即位及び大院君の新政

哲宗在位十四年の間は實に金氏專横の時代なりしが王の肝病を以て猝に薨するに及びて嗣子未だ未まらず又遺族なければ之を定むるの權あるものは王妃なり。是時に當りて王妃甚だ衆く翼宗の王妃趙氏憲宗の王妃洪氏哲宗の王妃金氏の三人あり而して趙妃を以て最尊とす是を以て趙妃は諸大臣を會して繼統を議せしめ典宣君是應の第二子嬰を立んとす。典宣君はその父を南廷君球といふ球は進士李秉源

の子にして、莊獻世子の子、恩信君禎の養子となりしものなれば、李氏の疏族なるべし。領府事金左根、領敦寧金興根、之を難じて曰く、我邦古來生存の大院君ありしことなし。而して李暉はその生父、昱應の存するあり、今之を立てば、何を以て其父を處せん、且昱應は性質凶險なり、もし太上の尊を恃み、朝政を攪亂せば、必ず國家の患をなさんと、金氏の勢力を維持せんと欲せば、これ固より當然の憂慮なりと謂はざるべからず、されば炳基、炳國等も、亦その言に應じて、悲慟號哭せり。

時に戚族は各異志を懷きて、趙妃の姪趙成夏、從姪趙寧夏は、皆幼なりと雖も、領議政趙斗淳は、趙氏の族長たるを以て、新王を撥立して、翼宗の統を繼がしめ、趙氏の權力を振はんとし、洪妃の父益豐府院君洪在龍は、已に卒し、その子淳馨亦幼なりと雖も、判書洪淳穆は、洪氏の族長たるを以て、新王をして憲宗の統を承けしめ、洪氏の權威を固くせんとし、各宮中に出入して、謀る所あり。然るに王妃金氏は、方に悲哀の中にあり、その宗族の強盛なるを待みて、新王は必ず哲宗の嗣を承るものなるべしと思ひて、趙妃の意に従ひ、教を下して曰く、興宣君の第二子、暉、天姿夙成にして、人主の量あり、それ入りて大統を承けしめよと、前領議政鄭元容を院相として、雲峴の私第に迎へしむ、これ蓋し金氏が趙氏の欺を啗ひて、この英斷を下し、なるべし。暉既に宮に入る、趙妃は廷臣

趙氏洪氏
各其
權力を
振は
んとす

今皇帝立
つ

の暉の左右にあるをも顧みず、突然外殿に出御し、その手を執りて吾子と呼ぶ、廷臣惶懼して皆伏せしが、獨り鄭元容は、趙妃に勸めて内殿に入らしめんとす、趙妃聽かず、なほその手を執りて、親ら之を携へ歸り、玉座を内殿に設けて、自ら簾を玉座の背後に垂れ、旨を傳へ大臣を召して、教を下して曰く、嗣王翼宗大王の統を承く、亟に中外に布告すべし、未亡人已に簾を垂る、宜しく之が儀注を定めて奏すべしと、諸大臣皆趙妃の舉動の意外なるに驚きしも、事已に此に至る、また奈何ともすること能はず、隨みて命を承く。是に於て、新王は哲宗を以て兄とし、翼宗を考として、其統を承け、王位に即く、時に年十二、是即ち今皇帝にして、その明年を以て元年とす、實に我元治元年(清穆宗同治十一年)なり。

王乃ち王妃趙氏を尊びて、大王大妃とし、王妃洪氏を王大妃とし、王妃金氏を大妃とし、興宣君を封じて大院君とし、生母閔氏を府大夫人とし、祖父南延君を追贈して、南延大院君とし、興宣邸を號して雲峴宮といふ。是に於て必然起るべき問題は、古來未だ曾て其例あらざる、生存大院君待遇の方法是なり。大王大妃趙氏、乃ち教を下し、諸大臣を簾前に召して、之を議せしむ。金左根曰く、大院君は、嗣主の生父なりと雖も、國に二君あらしむべからず、宜しく待するに不臣の禮を以てし、入朝するに趨らず、上の前に

大院君の
待遇を
略す

名いはず、その出入する時は、兵を以て護衛し、その服は大君の制の如くにして、稍その儀を崇くして、朝廷尊を尊ぶの義を示し、主上は月の初に、必らず雲謁宮に謁し、一切政事を以て勞することなからしめんと、金興根も亦この議に同じ、蓋金氏は大院君の政事に干與せんことを恐れて、陽に尊びて陰に之を抑へんと欲するなり。趙斗淳之を駁して曰く、金左根の説は、前後矛盾せり、國に二君ありしむべからずとは是なり、而してその儀注は、二尊に免れず、宜しく王子大君の例の如くにして、趙拜せず、名を稱せざらしめんと、鄭元容は斗淳の議に従はんと請ふ。大王大妃又教を下して曰く、未亡人事體を知らざるに非ず、但嗣王年幼にして、國事方に多難なり、大院君宜しく大政を協賛すべし、その儀たゞ大臣と等と同じくして、上の前に趨拜せず、名を稱せざれば可なりと、諸大臣皆大に驚く、金左根、金興根等、之を争ふこと再三なりしも、行はれず、諸大臣已を得ずして退出す、是より政權は、全く大院君の手に歸し、久しく專横なりし金氏は、その權を失へり。蓋哲宗の薨後に於ける趙妃の舉動は、敏捷果決、毫も逡巡躊躇の色あらず、趙妃いかに機智膽略ありと雖も、これ豈一婦人の方寸より出でしものならんや、冥々の間必ず之を指導するものなくんば、あらず、之を指導するものは、誰ぞや、興宣大院君是應、實にその人なり。

大院君大政を協賛す

大院君の素行

大院君は、家もと甚だ貧にして、放蕩豪俠好み、て無頼の幫間と遊び、人皆之と齒せず。金氏南氏權を擅にし、宗室殺戮せらるゝの際に當りて、諸金に陷事し、且その子載冕をして科に登らしめんと欲して、金炳基、南秉哲を迎へて、之を嚮せんとす、炳基、秉哲等之を諾せしも、期に及びて俱に至らず、大院君深く之を恨む、されども載冕は終に及第することを得たり。金氏南氏は、常に大院君を輕んじ、大院君も亦侮蔑を受て耻とせず、これ蓋その禍を免るゝ所以なり。李夏全の殺されし時、南秉哲、大院君に謂て曰く、爾必ず夏全の謀を知らん、大院君大に驚き、面色土の如くなりしといふ。これ豈南秉哲の慧眼、已に大院君の遠志あるを看破して、之を試み、大院君の喫驚せしも、亦劉備の雷を聞き、箸を墜すが如くなるに非るを知らんや。

是より先、趙氏と金氏とは軋轢して、遂に金氏に權力を奪はれ、趙妃は之を怨みしかば、大院君は密に趙妃の侍女に結びて、計を獻じて曰く、今王もし不諱ありて、諸金他の王族を立て、哲宗の後を承けしめば、諸金の權力は長久にして、翼宗の嗣は永く絶えん、もし吾が子を立て、翼宗の統を繼がしめば、意の如くならざることなからんと、趙妃之を聞て大に喜び、深く相結託して、規畫する所あり。是を以て、哲宗の薨するに及びて、この計は趙妃の手を假りて、着々實行せられたるものなり。されば趙妃が諸大臣

大院君趙妃と結託す

王族はもと政に干渉するを許さず

大に黜陟を行ふ

をして、大院君の待遇を議せしむる時には、大院君は既にその籠中にありしなり。計畫準備の整ひしこと、大概此の如し、趙妃の手段の敏活にして、よくその目的を達することを得たるも、決して偶然に非るなり。蓋朝鮮にて從來王族は科擧に赴くを禁じ、又朝政に干渉することを許さず、時に或は世祖が未だ位を篡はざりし時、領議政となり、其後世宗の孫、龜城君浚が將相を統べしことなどありしも、浚が誅せられし後には、防禁益密にして、其収入は、三族を留すに足らざることもありしが、近時に至りて、科擧に赴くことは許されしも、大院君にして、大政を協贊するに至りしは、實に開國以來の新例なりとす。

趙妃はまづ教を下して、百官有司をして、大院君の第に到りて、その指揮を稟けしめ、三軍營の兵勇を選びて、護衛に充て、監輿に乗り、闕門に出入することを許し、朝參には、別に座位を大臣の上に設けしめ、元年正月、王は雲峴宮に謁せり。大院君既に政權を掌握して、大に黜陟を行ひ、趙斗淳を領議政とし、金炳學を右議政とし、李宜翼、鄭基世、金世均を吏兵戸の判書とし、李升輔を宣惠堂上とし、李景夏を訓練大將とし、李津濂を禁衛大將とし、李景宇を御營大將とし、李邦立を總戎使とし、申命純を右捕盜大將とせり。この十餘人は、多くは李氏の一派にして、金氏も亦その中にあり、これ蓋その職に就く

景福宮の營建

結頭錢

の初、忽卒任用せしものにて、未だ必ずしも盡くその選を極めしものに非るなり。大院君は、務めて異常の事をなして、權を立んと欲し、その第一に着手せしものは、景福宮重修の土功とす。景福宮は、太祖の時の營建にして、壬辰の亂、兵燹に罹りて、灰燼となりしものなり。憲宗嘗て之を建んとせしが、その工費を計るに、甚だ鉅額にして、多年衰弊の餘、直ちに着手するを得ず、因て私に内帑を蓄ふること、數百萬兩に及びしが、終に果さざりき。是に至りて、大院君は先王の志を成んと欲して、重修の令を下せり、されども其事の容易ならざるは、衆人の皆認めし所なれば、臺諫は之を諫めしも聽かず、まづ八道の民に命じて、田一結ごとに錢一百文を出さしめ、之を結頭錢といひて、その費用に充て、工役に着手し、營建局を白岳山麓なる舊宮址に設け、李景夏を營建都監、堂上として、その事を董さしめ、京城及び附近の住民の役に赴くもの數萬人にして、工事は着々歩武を進めたり。

然るに意外の災厄は、忽然として襲ひ來れり、一夕偶、光化門外より火を失して、風力甚だ烈しく、嘗て四方より運搬し來りて、山の如くに堆積せし美材、良木は、終に一場の焦土と化したり。是に於て、世人往々妖を談じ、怪を説き、これ天の警戒を垂るゝ所以なり、もし之を犯さば、更に大災を被らんとて、工事の中廢を切望するもの尠からず。若

し尋常の人にしてこの頓挫に遇はしめば或は更に好機を待つ心のを生ずることあらん然るに大院君の剛毅不撓なる是等の事を以て遽に沮喪するものに非ず更に令を下して木石を蒐集せしめ凡國內の巨巖喬木にして民間に崇祀せられしものと雖も亦皆伐採を免れず。是に於て妖言益起る大院君之を斥けて曰く木石の神祟を爲さば吾自ら之に當らんのみ何爲れど他人を煩さんと衆之を奈何ともすること能はず。又古來の風習として豪族大家皆その墓地を愛護し占むる所の山林甚だ廣く子孫敢て伐採せざるもの數百年の久しきを経て鬱密として天に參するもの往々あり。大院君之に諭して曰く今王宮を營建せんとして君が家の墓木を以てその用に供せんと欲す君の祖先靈あらば必ず首肯すべきなりと直ちに命じて之を斬伐せしむもし争ひ訴ふるものあれば輒ち之に罪を加ふ豪族大家も亦之に抗すること能はず。

此の如き強硬の手段を以て建築材料を蒐集せしも新宮の工事は未だ成るに及ばずして財力は既に竭乏を告げたり。是に於て更に一法を設け人民の錢財を徵收し之を願納錢と稱す願納の名は美なりと雖もその實は脅迫の獻金なれば人を八方に遣して細かに民産の實況を探查せしめ苟も其家に於て饑粥を食することを得る以上

のものは悉くその戸主を捕廳に召集し威を以て之を脅がしその産の幾分を納めしむ而して往々人に誣告せられて百金の産ある者にして千金の願納錢を強迫せられその産を竭すと雖も之に充るに足らざるが爲めに或は獄に投ぜられ或は自殺するものあるに至る。

是時に當りて大院君の鷹犬となりて之が驅使に任せしものは家令にては千喜然何靖一張淳奎安弼周世に之を千何張安といふこの四人は皆その妹尙宮となりて王の左右に侍するを以て大院君に寵せられその他李承業劉在韶も皆權威甚だ盛なり。官者李敏化は公事廳の内侍となり内命を出納することを掌る故に大院君は之と結納して宮中の動靜を知る。諸司の執吏は聰明にして才藝ある者を選びて吳道榮(刑)金完祖金錫準(戶)朴鳳來(兵)李繼煥(吏)張信水(禮)尹光錫(府)等を任用せり執吏は各司世襲の小吏にして典例事務に熟練せるものなり而して尹光錫の如きは尤傑出の人物にて膽略才幹俱に勝れたるものなりといふ。大院君既に之を操縦して己が用に供す是を以て卿相は徒らに手を拱して署押するのみ。八道の監司留守も亦之に同じく全羅道監營の白樂瑞及びその弟白樂弼慶尙道監營の徐般老の如きは監司も稍その意に忤へば立ろに譴黜せらるゝに至る。右の諸人の中に於て専ら願納錢の徵收

景福宮成

を擔當せしものは、内にありては張淳奎外にありては白氏兄弟、徐般老の如きものに、獨りその徵收の嚴酷たるのみならず、賄賂を貪ることも亦甚だしく、人民皆その肉を啗はんと欲す。されども景福宮の營建は、幾多の困難を排斥して、終にその功を竣へたれば、大院君は更に六曹の各衙門及び諸官舎を修め、四年(三應)に至りて、王は昌德宮より新宮に移れり。大院君宮闕に入ること、意甚だ自得し、新宮の輪奐莊嚴なるを指して、廷臣に誇揚せりといふ。

國讒を利
用す

初め工事に着手するや、某判書玉泉と號するもの、その役を董し、舊議政府石瓊樓の故址に於て、一銅器を得たり、その文に曰く、華山道士袖中寶、獻壽東方國太公、青牛十廻白蛇、節、開封人是玉泉翁と、蓋大院君を以て、國讒に應ずるものとなすなり。大院君之を趙妃に獻ず、趙妃甚だ之を奇とし、大院君を信ずること益深し、王は遂に宴を設け、賀を大院君に獻じ、尊びて大院位と稱す、是より權力益盛なり。これ蓋大院君が、密に讒言を地中に埋めて、趙妃を籠絡するの計をなしたるものなりといふ。是時、民間種々の讒言あり、曰く、李氏に代るものは、鄭氏にして、公州(忠清)の鷄籠山は、鄭氏の都となるべしと、大院君之を忌み、都を移して之を壓勝せんと欲し、役夫を發遣し、基を開き地を掘

らしめたるに、石礎を得ること甚だ多し。民間訛言あり、曰く、この地鄭氏千年の宅なり、之を犯すものは、必ず大禍あらんと、大院君心にその言の取るに足らざるを知ると、雖も一方には又財政窮乏して、都を移すこと能はざるを以て、遂にその事を中止せり。既にして又讒言あり、曰く、大院君萬人の爲めに敗るべしと、或人大院君に言て曰く、萬人を殺さば、この災を除くべしと、大院君之を信じ、大に殺戮を行ひて、萬人の數に充つ。又讒言に李氏五百年にして、革命あるべしといふものあり、この説各地に傳播す、大院君乃ち國政を一新して、其兆に應ぜんと欲して、大に制度の改革を行へり。蓋大院君は豪邁磊落にして、固より庸俗の妄に讒言を信ずるが如くならずと、雖も亦全くその心を動かさざるものにも非ず、又或は之を假りて、他人を籠絡することをもなしたれば、畢竟國讒窩中の人たることを免れざるなり。

大院君の改革は、獨り讒言を壓服するが爲めのみにも非ず、當時の頹風敗俗は、滔々して日に下流に趨くの勢なれば、有爲の士、一たび政權を掌握すれば、奮然起て之が矯正を圖らんとするは、固より當然の事なるべし、况や大院君の剛斷なる、安ぞ手を袖にして、坐視するものならんや。されば改革の第一着手として、まづ議政府の權を復し、備邊司を廢して、三軍府を設け、現在の將相を以て、其職を兼ねしむ。蓋備邊司を廢する

制度の改
革

ことは、正祖の嘗て爲さんと欲して、果さざりし所のもの、今や一朝にして之を斷行せり。又江華府を陞せて鎮撫營とし、江華の留守を鎮撫使とし、別に壯勇を募りて、鎮撫營に屬せしめて、之を別驍士といひ、漢江の楊花鎮に砲臺を築かしめ、北邊に於て、茂山(咸鏡北道厚州南道鏡等)の郡を置き、内地の民を移して開拓せしむ。又西班牙の宰相以下、文弱にして鞭轡を執るに習はざるを以て、公私の出入、皆馬に乗らしめ、更に滿州より馬匹を購求して、富民をして家ごとに一二匹を畜はしめ、之と同時に馬丁を付與す、然るに馬丁には、無賴の徒多きを以て、官府の威勢を假りて、其戸主を脅迫し、富民大に苦しむたりといふ。是等の中には、多少の弊害なきこと能はずと雖も、その意は實に政綱を正し、武備を整ふるにありじなり。

又領議政趙斗淳、判中樞府事李裕元、左議政金炳學をして、經國大典續大典、大典通編によりて、大典會通(卷六)を修めて、正祖十年以後及び純祖憲宗、哲宗、三朝の教式を補輯せしめ、南綾君洪鍾序をして、六官諸司の事例を彙集して、六典條例(卷十)を編纂せしめ、春官通考千餘卷を校正して、本朝の故事を撰集せしめ、士民衣服の制を改め、その笠を少にし、その靴を狭くし、從來朝官の用ひたる白革鞋及び絹製靴を禁じ、悉く黑革靴を用ひしめ、又長珠璣を斷ちて、之を短縮し、士民の笠屨は、漆蓆竹、或は木實を以てするを許さず、

大典會通

六典條例

衣服の制を改む

書院を毀ち、院儒を逐ふ

し、帛を用ふることを許さず、官妓娼女の風俗を矯正せり、これ皆法度を修め、奢侈を禁ずるものなり。且大院君は、もと南人の家に生れしが、その貧困の中に生長し、閭巷の事情に通ぜしを以て、書院の弊害多く、儒生の跋扈強梁にして、人民を侵虐すること甚だしきを察し、その弊害を一掃せんと欲す。然れども、書院は實に當時勢力の集點なれば、之に手を下さんとすることは、極めて困難の事にして、尋常一様の手段を以て、爲し得べきに非ざれば、誰か敢て妄に之を試むるものあらんや。然るに大院君の剛厲武斷なる、如何なる盤根錯節に遇ふと雖も、躊躇逡巡するものに非ず、乃ち令を下して、各道の書院にして、特殊の事由あるものを除くの外、悉く之を毀ち、院儒を逐て、郷里に歸らしめ、拒みて従はざるものは、必ず之を殺さしむ。士族儒生大に驚き、怨憤激昂して、闕門に詣り、書院の復活を請願するもの數萬人、形勢甚だ不穩なるものあり、廷臣その變あらんことを恐れ、諫めて曰く、先賢の祀を崇ぶは、士氣を培養する所以なり、願くは書院廢毀の令を止めよと、大院君大に怒りて曰く、苟も民に害あるものは、孔子復た生ると雖も、吾之を恕せず、况や書院は本邦の先儒を祀るものにして、盜賊の淵藪となれるをや、何ぞ寛容することあらんと、遂に刑曹及び漢城府の兵卒を出して、盡く闕門に集るものを漢

江の外に驅逐せしむ。郡縣なほ儒生の氣節を怖れ、逡巡して敢て書院廢毀の命を奉ぜず、大院君之を聞き、まづ一縣官を黜けて、嚴罰を施す。諸道傳聞して、大に戰慄し、一時に書院一千餘所を毀ちたり。大院君更に密使を入道に發して、士族の舉動を按察せしめ、もし平民を侵虐するものあれば、その身を罪し、その家産を籍沒して、毫も寛假する所なし。是に於て、士族儒生の跋扈するもの、悉く屏息し、庶民大に悦びたりといふ。これ實に二百餘年來、齟齬したる積弊を、一擊の下に粉碎したるものといふべきなり。大院君は、又從來忠勤の子孫の身布(人稅)を免除せしより、士族は皆身布を出さずして、その補充は之を人民より取りしを以て、改めて一般士族よりも、悉く之を徵收するごとし、せり。又八道の監司に命じて、租稅の徵收を嚴にし、未納の稅額、千石以上に超ゆるものは、その首を斬り、千石以下なる者は、海島に竄配せしむ、その法を行ふは、專る重きに從ひ、千石を減ずること一二石なるものと雖も、亦之を斬首に處す。諸郡天に驚き、その吏の戚親故舊は、皆器財を賣りて官に輸し、その死を緩うせんことを請ふ、もしその未納の額に滿る時は、乃ちその死を免ず。是に於て、租稅怠慢の弊習、悉く除きたり。是等の處置は、固より嚴刻に過ぐと雖も、積年頽廢せる紀綱を振肅せんと欲せば、この非常手段も、亦或は已を得ざることをあるべし。

身布を徵收す

租稅の徵收を嚴にする

大院君の政を爲すや、利あり害あり、得あり失あり、未だ一概に之を論ずべからずと雖も、朋黨門閥の弊を打破して、衆民の困苦を除き、尙武の氣象を作興して、邊疆の防備を固くし、勤儉の風を獎勵して、紀綱を振肅せしが如きは、その當時に効益ありしこと、洵に掩ふべからざるものあり。されどもその殺戮を肆にし、重斂を難からざるが如きは、亦豈暴政といはざるべけんや。要するに剛斷猛厲にして、少しも顧慮する所なく、令して行はれざることなく、禁じて止まざることなし、これ獨りその内治に於けるのみならず、その外國に對するも、亦皆然らざるはなし。超凡傑出の才幹、膽略あるに非ざれば、安ぞよく此の如くならん、或は之を稱して、姦雄となすも可なり、或は之を稱して、英豪となすも亦可なり、嗚呼、これ大院君の大院君たる所以なり。

第十二章 朝鮮と歐米及び日清との關係

第一節 天主教徒の誅戮及び佛米の攘斥

朝鮮の歐米諸國と關係を生じたるは、天主教の傳來に始まりて、その教を禁じ、その書物を焚き、その教徒を殺戮せしことも、一再に止まざりしが、歐米人と戰を交ふるに至りたるは、大院君の剛斷によりて、決行せられたり。

天主教の傳來は、その初を詳にせず蓋宣祖の末より光海仁祖の頃に至るまでは、日本及び支那に於て、歐洲人の盛に宣教をなしたる時なれば、その接近せる朝鮮にも亦必ず手を着くべき筈なるに、一も考ふる所し。柳夢寅の於于野談に、日本に伎利但の教入りて、釋氏を撰せしことを記せり、されどもその朝鮮に傳はりしことは見え、柳夢寅は、仁祖元年(元和九年、四曆一)に殺されしものなれば、當時は未だ傳來せざりしなるべし。

天主教の傳來は、その初を詳にせず蓋宣祖の末より光海仁祖の頃に至るまでは、日本及び支那に於て、歐洲人の盛に宣教をなしたる時なれば、その接近せる朝鮮にも亦必ず手を着くべき筈なるに、一も考ふる所し。柳夢寅の於于野談に、日本に伎利但の教入りて、釋氏を撰せしことを記せり、されどもその朝鮮に傳はりしことは見え、柳夢寅は、仁祖元年(元和九年、四曆一)に殺されしものなれば、當時は未だ傳來せざりしなるべし。

丁酉李等天主の書を信

燕京に書か禁す

其後、正祖の時には、丁若鏞(茶山と號す、世遠、表等の著あり、世祖)及び李康賓、李惠賓兄弟等、當世の名儒を以て、天主教の書を讀み、深く之を信じて、密にその書を王に上りしことあり。その後この三人は、竟に絶島に竄せられしも、なほ人を教誘して備まざりしかば、之を信するもの多くして、後世に至りても、全羅道の南邊に行はれしものは、この徒の傳ふる所なりといふ。當時行はれし天主教の書籍は、皆支那より傳來せしものなれば、正祖十年(清乾隆五十六年、四曆一)には、大司憲金履素の言によりて、燕京に使用するもの、書を購ひ歸ることを嚴禁し、十五年(乾隆五十九年、四曆一)には、又その禁を申嚴し、明末清初の文集及び稗官雜記より、經書史記に至るまで、燕京より持ち來ることなからしめ、且教を下して曰く、

四教徒を殺す

齊之以刑、不知道之以德、予將火其書、而人其人、命京外家藏西洋書者、自首于官、聚以火之、凡爲邪術者、以刑以諭、期於感化。と而して朴承燾の如きは、實にその書を購ひ來りて、人を教誘せしを以て、誅せられたり。是時慶尙道黃海道は、邪學に染ひものなきは、先正の遺化なりとて、李彥迪の後裔李鼎揆、李珥の後孫李恒林、及び李泯の祀孫を擢用せしを見れば、他の地方には、多く行はれしなるべし。廿年(清嘉慶元年、四曆一)には、修撰崔猷重は上疏して、邪學を斥けたり。純祖元年(清嘉慶六年、四曆一)に至りては、その教次第に滋蔓せしを以て、大に鋤治を行ひ、その沈溺の甚だしきものを誅し、改悔せしものを宥せり、因て諸道に命じて、常に糾禁を加へ、毎月その狀を報告せしむ。時に黃嗣永(アル、フン、ソン)なるものは、深くその教に感溺し、清國蘇州の人周文謨が使節に隨て、潛に來りしを逃へ入れて、男女を教誘せしが、文謨が誅せらるゝに及びて、嗣永は機を知りて亡命し、書を歐洲天主教國政府に寄せて、六七萬の兵を發遣して、朝鮮を占略せんことを請ひしかば、大逆の律を用ひて、之を誅せり。憲宗五年の繪音に、この時の事を述べて曰く、

身處卿宰、自作窩窟、家傳詩畫、亦有染汚、文謨則變雜制、敢行都市、嗣永則裁帛書、欲招海船、凶圖逆節、於斯爲急。

當時その教の有力者の間に行はれ、且初は支那との關係なりしが、漸く歐洲人と氣脈を通じて、遂に直接關係に移らんとするの端緒を開きたり。

佛國宣教
師京城に
入る

大に四教
徒を殺す

されば憲宗の初(四曆一五年以後)には、佛國天主教ゼシイト派の僧侶、モーパン、ジャスタン、アンベルの徒、相繼て義州地方より邊禁を犯して闖入し、竊に京城に入りて、宣教に従事し、且朝鮮の少年三人を、澳門に留學せしめ、信徒漸く盛にして、九千人の多きに至れりといふ。蓋王の初には、甚だしく信徒を虐遇することもありしが、趙寅永等が權を擅にするに及びて、深く之を憎み、五年(四曆一十九年)七月、新に嚴令を下して、モーパン等三人及び信徒百三十餘人を捕へて、之を虐殺せり、この時の斥邪輪音の中に、
今距辛酉(元祖)四十年所、禁網寢疏、邪教又盛、虺蜮匿影、稜莠易種、逆豎變姓、而出沒妖譯、賈貨而交通、潛募洋人、至再至三、而聲氣接於異域、脈絡遍於同黨、比諸辛酉、殆有浮焉、
といひ、又

嗚呼此若爲光明正大之教、則何必講授於昏夜密室之中、噓聚於深山窮谷之間、而廢種蠲孽、失志怨國之徒、下流至愚、騙財誑淫之輩、互稱教友、各設邪號、賊頭隱尾、打成一片也、哉、即此形跡、已判其至凶至妖、而究竟爲計、不出於黃巾白蓮之包蓄耳、
とあるを見れば、當時宣教の情狀を知るべし。

譯文の體
す書を行

四教信徒
益衆し

其後邊禁は益嚴にして、容易に内地に入ること能はずと雖も、千艱萬苦を犯して、或は海路よりし、或は陸路よりして、闖入を試み、嚮に澳門に留學せし金某(フキン)は、教正フレイオルの命に依り、海路黃海道に來りて捕へられ、西夷に通ずるを以て斬に處せられ、崔某(トホイ)は、宣師教メーストールと共に路を滿洲に取り、瑯春に至りて、驅逐せられしが、尙之に屈せず、十四年(四曆一十八年)崔は、竊に義州より入りて、京城に達し、又全羅に行き、傳道の事業は、大に便宜を得て、譯文に翻譯せし數種の聖書を印刷して、遍く之を頒布せしかば、信徒益増加して、哲宗の末には、一萬八千人に上れりといふ。

今皇帝位に即き、大院君政を擅にする時に至りては、權要の地に居るものにして、西教を信ずること益衆く、帝の乳母朴氏(ハク)承旨南鍾三(ナム)洪鳳周(フウ)李身遠の徒は、その尤なるものなり。殊に南鍾三は、學問淹博にして才略あり、佛國宣教師教一と稱する者を延きて、潛にその家に宿せしめ、聖書(キリシタン)の刊行に務めたり。三年(四曆一十六年)正月、露國の軍艦一隻、元山に來りて通商を求め、頗魯喝の言をなし、朝廷甚だ恐怖す。南鍾三等この機に乗じて、愈西教の根據を堅くせんと欲し、上書して英佛二國に結びて、露國を防ぐの策を陳ず、大院君之を納れ、乃ち南鍾三を遣して、當時北京にありし教正(ベル)ダブル等(ト)を相還せしむ、然るに鍾三等の歸るや、復た召し、事

を議せず。是時に至りて朝廷は西教排斥の議論甚だ盛なりしに、使節の北京より還りしもの、又清國政府は、その域内にある西教信徒を虐殺せりとの事を報ぜり、加之、喬に脅喝の言をなし、露艦は、已に去りて隻影なく、又佛國は憲宗五年の殺戮に對して、復仇の舉をなし、こともあらざれば、西洋諸國恐るゝに足らず、西教信徒悉く誅すべしとは、殆ど當時の輿論なり。是に於て、大院君は左捕廳に命じて、鍾三、周鳳、身遠及び佛入、ペルソ、ダブレイ、張敬一等を捕へて、悉く之を虐殺し、又令を下して、國內を搜索し、信徒數千人を捕へて、或は流竄し、或は誅戮せしかば、佛國人の二十四年間、辛苦經營せし宣教事業は一時その迹を絶つに至れり。

この事變に當りて、佛國の教正僧官十餘人の中、緩に潜伏して、その死を免れたるものは、リデル、及びフロン、カレイの三人のみなりしが、リデルは竊にこの事變を書し英國商船に託して、北京に送り、又已は西教に入りし漁夫と共に、内浦(忠清)より一葉の扁舟に乗じ、芝罘を経て天津に達し、佛國水師提督ローズに其状を報ぜり。

是時北京駐劄の佛國代理公使ペロネーは、この報告を聞き、清國政府に對して、之を詰責せしかば、清は朝鮮の内治外交に干涉するの權なきことを以て之に答へたり。ペロネー乃ち書を清の恭親王に送りて曰く、朝鮮は西教信徒を虐殺せしによりて師を

西教徒數千人を殺す

佛兵敗北

佛兵敗北

出して、その罪を問はんとす、今や朝鮮の王位を處分するものは、獨り我佛國皇帝のみ、決して他國の容喙を許さずと、傲然として眼中既に朝鮮なきもの、如くにて、令を水師提督ローズに傳へ、まづ軍艦三隻を派して、漢江を探險せしめ、その還るに及びて、十月、更に軍艦七隻に六百人の陸戰隊を乗せしめ、來りて宣教師を殺すの罪を問へり。大院君は之を聞き直ちに檄を八道に傳へて、兵を徵し、巡撫營を設け、李景夏を巡撫使とし、梁憲洙、魚在淵を左右先鋒とし、韓聖根、津滌を游擊將軍とし、李景夏は京城に留陣し、意梁洙は兵二百を率ゐて、通津江を渡りて、文殊山城(京畿道)に陣し、魚在淵は兵二百を率ゐて、金浦江を渡りて、廣城(江華島)に陣し、韓聖根、李津滌は兵三百を率ゐて、草芝(同上)に陣して、之を禦がしむ。佛兵まづ廣城を攻めて、之を破り、魚在淵之に死す、佛兵勝に乗じ、進みて江華城を攻めて、終に之を陷る、其後、文殊山城を攻るに及びて、道路險隘にして、進むこと能はず、兩軍相持すること十餘日。是より先、大院君は別に獵虎銃手八百人を募りて、一隊となし、之を援けしむ、銃手小船に乗じて、江華島に渡り、堂塔に據る佛兵之を攻めて、一戰大に敗北す、ローズこの敗狀を見て、茫然として自失し、事の爲すべからざるを知り、翌日火を江華城に放ち、支那に向ひて逃れたり。ローズはこの時虚偽の報告書を爲り、敗を以て勝となし、且寒威既に凜烈にして、鹽河

將に氷合すべきを慮り師を班すといひて江華府城の戦利品、錠銀十九萬九千フラン
ク、書籍數千冊を本國に送達せり。從來朝鮮にては、朝廷史官の記録する所のものは、
内は春秋館に藏し、外は忠州、星州、全州等の史庫に藏せしが、壬辰の兵亂に遭て、唯全州
のみ全きを得たり、因て江華島に移置し、宣祖三十六年に、局を設けて印出し、更に江華
島及び妙香山、太白山、五臺山等に分藏せり、當時佛國に送りし書籍は、蓋この記録なる
べし。

抑佛人のこの舉は、全く代理公使ペロネリの専斷に出でたるものにて、本國政府の與
り知る所に非ず、故に兵數甚だ少なく、準備亦十分ならざるにも拘らず、一舉して半島
王國を覆さんと欲す、代理公使の輕卒なる、水師提督の無謀なる、既に此の如し、その目
的を達せざるも、亦宜ならずや。

是に於て、大院君は頗得意の色を見はし、嚮に設けし巡撫營を罷め、兵を撤し、一碑石を
京城の鍾路に立て、之に文を刻して曰く、洋夷侵犯、非戰則和、主和賣國と、蓋永く洋人と
和せざるの意を示すなり。又墨工に命じて、墨面に必ず右の十二字を印記せしめ、も
し之に従はざる時は、重く之を罰し、更に梁憲洙を御營大將とし、李景夏を水原留守兼
總理とし、新に三軍府を置て、兵事を議せしめ、城郭兵器を修め、軍額を増添して、別抄軍

と號し、國中の銅鐵を收めて、佛國の大砲を模造し、令を八道に下して、兵備を嚴にし、砲
臺を沿海各處に築きて、砲軍を設けて之を守らしむ。領國の城壁は、數十年以來、嚴乎
として之を守りしと雖も、斷然攘夷の旗幟を翻し、砲火を交へて、益閉鎖を固くしたる
は實に此に始まれり。

四年(西曆一千八百六十七年)又獨人オーベルトは主宰となり、佛人米人之を助け、相謀りて、牙山
より上陸して、德山(忠清南道)に至り、大院君の父、南延君球の墓を發掘せり。これ西教徒が
大院君の殺戮を恣にせしを惡み、その父の墓中に金寶多きことを、佛人に告げしを以
て之を奪はんと欲せしものにて、全く盜賊の所爲に外ならず、されども石棺堅く鑽し
て開くこと能はず、空しく手を收めて還り去りしが、大院君は、是より益西教徒を惡み、
其禁令を嚴にして、之を殺すこと愈多かりき。

初め佛國の來寇ありし年は、外國との關係尤繁多にして、米國船の朝鮮の海岸に來り
しもの、前後三隻あり、その二隻は相當の保護を與へしも、シーマン號が大同江に至り
し時には、船員頗暴行をなし、を以て、土人襲うてその船を焚き、悉くその船員を殺し
て、一人の生還する者あらざりき。

是時、米國は既に日本に説きて、條約を結びし後なれば、貿易の關係上、朝鮮をも開國せ

しべむきの議論漸く盛にして一千八百七十年(明治三年)には、その議既に清國駐劄公使ロ、及亞細亞艦隊司令長官ロ、ジャースに訓令を下し朝鮮に赴きて海上遭難の海員を救護し、且貿易を開くの條約を結ばしむ。是に於て、ロ、及びロ、ジャースは、北京に相會して、準備を整ひ、日本長崎を艦隊の根據地となし、八年(明治四年)五月、軍艦五隻を率ゐ、舳舻相銜み、長崎を發して、江華に向ひ、まづ砲艦二隻及び小蒸汽船四隻を以て、測量艦隊を組織し、ブローク之が司令となり、漢江を溯る。大院君命を下して、之を砲撃せしむ、是を以て、砲艦も亦劇しく砲臺を攻撃して、後に江を下れり。其後ロ、ジャースは、更に戰鬪の準備を爲し、旬日を過ぎて、砲艦二隻及び小蒸汽船等に陸戰隊六百五十餘人を載せ、再び江を溯りて、直ちに陸戰隊を上陸せしめ、劇戰數時、終に廣城及び其他の砲臺を陥れたり。されども是時米國の軍艦は、或は舊式のものあり、或は吃水過大なるものあり、或は材木腐朽して、激動に堪へざるものあり、その漢江を溯るに適するものは、獨り砲艦二隻のみにて、その餘は皆江口に止らざるを得ず、且この砲艦二隻も、この戰鬪によりて、急に修理を要することもあれば、進攻を繼續することも能はざるを以て、條約の商議を開くに及ばずして、芝罘に向ひて、師を班せり。要するに米人のこの舉も、亦前年佛人の來寇と同じく、全く失敗に終れり、ロ、及びロ、ジャースの

米艦を砲撃す

米艦芝罘に還る

朝鮮の事情に暗く、外交の驅引に長ぜざる、俱にその效を收ること能はざるも、亦已を得ざるなり。

大院君は既に再び佛米二國の軍艦を擯斥せり、これ敵に幾多の缺點あるによりて、この勝利を僥倖せしにもせよ、百年積弱の後を承け、毅然として外難の衝に當り、再戦して再勝す、豈剛果猛斷、元氣を振作するの致す所に非ずや、その東洋猛虎の稱を得たるも、亦由る所なきに非ざるなり。是に於て、その驕傲は益甚しく、歐米諸國の與し易きを知り、益排外主義を鼓吹し、邪學を斥するの論を著して、國內に頒布し、遍く西教信徒を索めて之を殺せり。蓋今皇帝の初より十年に至るまで、大院君の權を擅にするの時に於て、西教を奉ずるに因て、誅戮せしもの、前後二十餘萬人に及べりといふ。

西教徒を殺すに廿餘萬人

第二節 大院君の失權及び日本との修好

大院君はその威權を内外に奮ひ、生殺與奪、その意の如くならざることなかりしが、盈るもの必ず虧け、盛なるもの必ず衰ふるは、古今の免れざる所、十年の後に於て、悉くその勢力を失墜せしは、亦その故なきにあらざるなり。大院君の失權及び日本との修好、初め王は三年の喪已に終り、年又長ぜしを以て、王妃を立んとす、府大夫、人閔氏(大院君の生母)の弟閔升鎭出でて、其族閔致祿の家を繼ぐ、致祿女あり、書史に通じ、頗閔秀の養女あり、

王妃閔氏
を立つ

大院君及
趙妃親族
あり

り、府夫人之を趙妃に薦め、且大院君に謀りて之を立んとす。大院君も亦その戚族より王妃を立てば己に利あらんことを思ひ、遂に閔氏を迎へ入れて王妃とす。乃ちその父致祿を追封じて、驥興府院君とし、兄升鎬の官を陞す。然るに大院君は王妃の英明なるを見て、心竊に之を忌む。趙妃は初め大院君に寵絡せられしものなりしが、その後大院君の専横甚しきに因て、之を惡み、大院君は遂に趙妃王妃と共に漸く隙あり。且趙妃よりして王妃に賜ひし宮人張氏は辯慧にして智謀ありしが、徐氏と共に趙妃に仕へし時に當りて、大院君は潛に之と通せしかば、その後二人は大院君に侍妾とならんことを請ひしが、大院君は徐氏を許して、張氏を却けしかば、張氏は深く之を怨めり。又大院君の兄、興寅君最應は、人となり懦弱にして、大院君と意氣合はず、大院君の長子載冕は、王の兄にして封君たるべきものなれども、之を封せず、大將たらんことを請ひども、亦許さず。是を以て、載冕はその父の己を愛せざることを恨めり。此の如き種々の事情によりて、大院君に對する宮中及び親族間の感情は、甚だ快からざるものあり。是に於て、王妃は張氏及び趙妃の從姪趙寧夏、閔升鎬等をして、最應載冕を誘ひて、廢王に親政を勧めしめしむ。王未だ決すること能はざりしが、大院君之を察し、閔升鎬を水原留守とし、趙寧夏を訓練大將として、之を慰撫せんと欲せしも、容易にその運動を停

大院君山
莊に退居
す

大院君勢
力を失ふ

鬱陵島の
來歴

めず、十年(明治六年)九月に至りては、王の意愈決せしもの、如し。因て大院君は、王の意のある所を確めんと欲し、疾と稱して北門外三溪洞の山莊に退居し、門を杜き客を謝せしかば、閔升鎬、趙寧夏等は、この機に乗じて、諫官崔益鉉、洪在鉉、張皓根等をして、大院君の政を執る國家に忠ならずして、生靈を殘虐せしことを痛論せしむ。大院君大に怒りて、右議政朴珪壽に請うて、之を殺さしめんとす。珪壽は當時重望の大臣にして、大院君に用ひられしが、亦大院君の專恣を惡みて、其請に従はず。大院君は奈何ともすること能はず、山莊に留ること十餘日なりしも、王之を迎へて還るを請はず。是に於て、王の意既に變ぜしを知り、山莊を出て、先人墳墓の地德山に赴きて、憤怒の意を示し、他日の機會を俟つの外策なきに至りて、政權は已に外戚閔氏に歸し、大君院は全くその勢力を失へり。而して日本との關係は、大院君の勢力を失へるによりて、始めて條約を締結すること、なれり。

日本とは、徳川氏の初より、使聘を通じて、隣交の禮を修めたりしが、たゞ肅宗の時、鬱陵島の事に就て小紛擾あり。鬱陵島は、我が神代卷に宇佐島といひ、公任集にうるまの島といひ、後に儀竹島、又は竹島といへるものにて、太古に於ては、日本に屬せしものなるべけれども、新羅の時には、于山國といひ、高麗の時には、鬱陵島といひて、朝鮮の有と

朝鮮の屬島を
日本と定む

なり、人民も住居せり、其後朝鮮の政事も及ばず、人民も住居せざりしかば、壬辰の亂より以後、八九十年間は全く日本人の漁獵地として池田氏(島取)の領有する所となり、竹島と稱したりしが、肅宗十九年(元祿六年)に至りて、朝鮮人民の竊に漁採を行ひしより、紛紜を生じ、往復交渉七年に亘りて、肅宗廿五年(元祿十年)終にその地の朝鮮に近くして日本に遠きを以て、之を朝鮮の屬島と定めたり。是に於て、紛紜はその局を結びて、また舊好に復せしが、哲宗の時、日本の歐米諸國と和親を結び、通商を開くに及びて、頗之を疑ひ始めて、交聘の儀を止めたり。

明治維新の初に至りて、對馬の宗重正は朝命を奉じ、使を遣して、王政復古の事を報じ、且舊好を修めんことを求む、是時大院君は、政柄を執りしが、その書辭印章前例に違ふるを以て受けず。其後、日本は外務大臣花房義質を釜山に遣し、東萊府使に會商し、對馬貿易船の先例を廢して、日韓通商を開かんとするの希望を示し、官吏を釜山の倭館に駐劄せしむ。然るに東萊府使は、花房以下諸人の服裝皆西洋に倣へるを見て、今や日本は衰弱して、制を夷狄に受るものなりとして、益之を輕侮し、一書を倭館に榜示して曰く、日本人は西洋人と交り、禽獸と均しきを以て、之と交際すべからず、此禁を犯すものは、斷頭(斬首)の刑に處すべしと、これ即ち大院君の旨意を奉じたるものにて、大院君は

日本との
交際を拒
絶す

征韓の
起る
日本に

又之と同じき論文を八道に頒布し、日本との交際を拒絶するの決心を示せり。これ今皇帝九年(明治五年)にして、大院君は既に佛米二國の軍艦を擯斥し、西洋諸國畏るゝに足らずして、得意滿志の時なれば、その日本を侮蔑すること、此の如きも、怪しむに足らざるなり。

是に於て、日本にては憤慨殊に甚しく、征韓問罪の議論盛に朝野の間に起り、廟議殆ど決せしに、岩倉具視、木戸孝允、大久保利通等の歐洲より還るに及びて、非征韓論者遽に勝を制して、西郷隆盛以下の征韓論者は、袂を聯ねて、皆その職を去りたれば、終に兵を出すに及ばざりき。これ畢竟當時日本の朝鮮を視ること、一強國の如くなるより、此に至りしものにて、大院君の内外を震動せしことも、亦與りて力ありといはざるべからざるなり。

大院君既に權を失へし後に於て、閔升鎬は兵曹判書となりしが、竊に燭裂彈を贈りしものありて、升鎬は之が爲めに死し、閔奎鎬、閔泳翊相繼て國政を執るに及びて、對外の方針稍變じ、東萊府使朴齊寬をして、修好締盟の意を釜山駐在の日本官吏に通せしめたり。既にして慶尙忠清全羅三道の儒生は、闕門に伏し、上疏して、王の大院君に對して、不孝なることを論ず、王大に怒りて、推鞠して、之を殺さんとす、大院君乃ち京城に入

大院君京
城に還る

り、王に言て曰く、儒生等我父子の爲めに疏を上るもし此輩を殺さんと欲せば、まづ我を殺せと、王も亦奈何ともすること能はず、たゞ首謀者を寛配し、因て大院君に請て京城に還り居らしむ。是より大院君は、再び國政を左右せんと欲せしも、前日の如く縦横自在の手腕を奮ふこと能はざりき。されども是が爲めに、對外の方針にも、多少の影響を及ぼし、日本との條約は成らんとして未だ成らず、依違の間に彷徨して、空しく時日を経過せり。

日本軍艦
を砲撃す

十二年(明治八年)八月、日本の軍艦雲揚號支那牛莊に赴かんとして、來りて漢江口に泊し、艦長井上良馨、端艇に乗じて漢江を溯らんとす、江華島の守兵、突然之を砲撃す、日本の兵直ちに之に應戦し、且永宗島の砲臺を抜き、其城を焚きて還る。是に於て、日本は十三年(明治九年)黒田清隆を全權大使とし、井上馨を副として、朝鮮に遣し、使書を拒絶し、且雲揚艦を砲撃せしむとを責む。王乃ち判中樞府事申樞、都總府副總管尹滋承をして之と商議せしむ、大院君は申樞尹滋承に囑し、且書を常路の大臣に致して、力めて修好の説を斥く、領議政李最應、左議政金炳國、知中樞洪淳穆以下、皆之に附和雷同せざるものなし。獨り右議政朴珪壽、及び譯官吳慶錫は、群議を排して、通交の利を説きしも、議久しと決せざりしが、朴珪壽、吳慶錫は、事の諧はざらんことを恐れ、閔奎鶴及び李最應に説

日本と修
好條約を
定む

支那は朝
鮮の屬國
に非るを
告ぐ

きて、日本修好の利害を王及び王妃に奏せしむ、王及び王妃大に悟りて之を然りとし、遂に日本の要求に従ひ、修好條規十二條を締結するに至れり。その大要、朝鮮は自主の邦として、日本と平等の權を有し、兩國互に平等の禮を以て交を通ずべし、二十箇月の後、朝鮮國內に於て、新に通商港二箇處を開くべし、日本航海者は、朝鮮沿海を測量することを得べし等の諸件なりき。

朝鮮は從來支那に對して、屬國の禮を執りしかば、嚮に佛國宣教師を殺し、時、北京駐劄の佛國公使ペロネーは、支那政府に對して之を責めたり。時に支那は騷亂相繼ぎ、國歩頗艱難なりしかば、外國との事端を避けんが爲めに、朝鮮の内治外交に干涉するの權なきことを以て之に答へたり。其後朝鮮の米國軍艦を砲撃せし時、北京駐劄の米國公使ロスは、罪を支那に問へり、支那は亦之に答ふるに、朝鮮は支那の正朔を奉ずと雖も、宣戰講和の權は、支那の關知する所に非ることを以てせり、これ支那の歐米諸國に對して、朝鮮の屬國に非ることを公言せしものなり。その後、明治六年、日本全權公使副島種臣が北京にありし時、支那政府は朝鮮に就ては、前年米國に明答せし所の主義を確執する乎と問ひしに、支那政府は、斷然として然りと答へたり。是を以て、今回の條約第一條に於て、朝鮮は自主の邦たることを特書して、朝鮮が支那の屬國に非

元山仁川
を閉く

ずして、獨立王國たることを、世界列國に紹介したるは、實に此時を始とす。是より後、條約により釜山の外、元山仁川の二港を開き、禮曹、參判、金宏集を修信使として、日本に遣し、隣交の誼を修めしめ、日本は花房義質を代理公使として、京城に駐劄せしめ、交際漸く親密なり。王又日本より陸軍中尉堀本禮造を聘し、衛兵をして新式の訓練を受けしめ、金玉均(義子)、徐光範を日本に遣して、その學藝施政を觀察せしめて、大に文物制度の改革を行はんとせり。久しく排外保守を以て國是となしたる朝鮮が、此の如き風潮に趨きたるは、全く日本排斥の頭領大院君が、閔氏との軋轢によりて、その勢力を失墜せしを以てなり。

第三節 大院君及び金玉均の亂

日本と修好條約を結びしより後、新進有爲の士は、頗心を日本に傾け、益開明に進まんと欲せしも、在朝の士日本を嫌忌するものも亦少からず、李萬孫、崔益絃、黃在鶴、白樂寬の徒は、時政を痛論して、摺撃餘力を遺さず、人心恟々たり。且大院君は、久しく閑地に居り、常に王及び王妃閔泳翊等が開國を喜べるを見て、憤懣を懷き、遂に庶子別軍職李載先、承旨安驥、永禁東述及び李鍾學、李鍾海等をして、廢立を謀らしめしが、李豐永なるもの變を、職政府に告ぐ、因て事覺れ、李載先、安驥、永禁、東述等皆殺されたり。是時に

大院君廢
て成らず

當りて、人皆閔氏の政を爲すと食虐なるを惡み、復た大院君の政を渴望す、故に安禁等の死せるを見て、慷慨悲憤の情に勝へざるものあり、人心益動搖して、事變は方に旦夕に迫れるものゝ如し。

兵卒亂を
なす

この危機一髪の際に當りて、恰も一條の導火線となるものあり、兵曹判書閔謙鎬は、陸軍の財政を掌りしが、食冒にして官財を乾没し、兵卒に糧食を給せざること數月に及ぶ、その始めて給するに及びて、屬吏は又その米を扣除して、升斗の不足を致す、是を以て兵卒は大に怒り、十九年(明治十五年)六月、亂を作して閔氏を襲ふ。時に謙鎬は宮中にあり、而して屬吏及び家人は皆後門より逃れて、その目的を達すること能はず。是に於て、兵卒は徒らに死せんよりは、先づ閔氏の諸族を殺して、而して後に死せんには若かずとし、遂に大院君の邸に赴きて、その事を告ぐ、大院君は好機失ふべからずとし、陽に之が鎮撫をなし、陰には益之を煽動す、兵卒齊しく武衛營に會し、都城大に擾亂す、王、武衛大將李景夏をして之を安撫せしむれども、聽かず、兵卒は夜に乗じて日本公使館を襲ひ、火を四方に放つ、公使花房義質圍を潰して出て、京畿觀察營に至りて、保護を求めんとす、營中空しくして人なし、遂に計を決して、王宮に赴きしに、南大門固く鎖して入るべからず、因て亂を仁川に避けたり。亂兵は又領議政李最應の邸に赴き

日本公使
館を襲ふ

亂兵宮闕
を犯す

て、最應を殺し、遂に宮闕を犯し、閔謙鎬及び京畿觀察使金輔鉉を殺し、更に王妃を弑せんとせしが、王妃は已に服を變じて宮を出て、尹泰駿の家に匿れ、一時は既に薨去せりと傳へられ、哀を擧げ喪を服するに至りしが、幸にその禍を免れ、逃れて忠州(北道)に至れり、而して堀本禮造は、此時終に亂兵の爲めに殺害せらる。花房義質等の仁川にあるや、又亂兵の襲撃に遇ひ、濟物浦より小舟に乗じて逃る、會、月尾島にて英國測量船に邂逅し、之に乗じて長崎に還れり。

既にして花房義質は、軍艦數隻を以て護衛となし、再び來りて王に謁し、數條の要求を提出せしも、依違逡巡して決せざりしが、大院君の清國に押送せられしより、廷議忽ち變じ、李裕元を全權大臣として、金宏集を副として、義質と商議せしめ、規約六條、修好續約二條を定め、亂黨を誅し、金五萬圓を以て日本人の死傷者に酬い、金五十萬圓を以て損害の賠償に充て、日本の軍隊を京城に駐在せしむることとし、尋て修信使朴泳孝、副使金晚植を日本に遣して、その罪を謝せしめ、同時に遊覽の名を以て金玉均、徐光範等を遣して、兩國の交情を疏通せしめたり、是と大院君の亂といふ。

蓋この亂は、端と兵卒の暴動に開くと雖も、大院君が是に乗じて日本を排斥し、閔氏を變除して、自己の勢力を回復せんと欲せしより、その勢火の原を燎くが如く、益蔓延す

日本と和
を修む

支那大院
君を本國
に押送す

るに至りしなり。されば亂の初に當りて、大院君はその子載冕と共に宮中に入り、兵卒を指揮して、參判閔昌植を殺し、又貪官汚吏の家を毀ち、王に謁して、軍國大小の機務悉く己に稟決せしめ、十餘日の中に、その憎む所のもの三百餘人を殺し、復た威權を擅にせしが、此時參議金允植、校理魚允中は、事に因て清にあり、その兵力を借りて、内亂を靖んぜんを請ふ。是より先、清は深く朝鮮の事情に注目し、乘ずべきの機會を待ちしが、この亂の起りしは、全く大院君の煽動に出でたるを見、かつ金允植、魚允中の請ありしに因て、直ちに陸軍提督吳長慶、水師提督丁汝昌、侯選馬建忠等をして、軍艦三隻に駕し、兵を率ゐて朝鮮に至らしめ、大院君を拉して本國に押送し、直隸保定府に幽囚せしむ。是が爲めに、遼巡躡躑せし日本の條約は、忽ち決定せられたり。是時、清の吳長慶等は、通衢に掲示して曰く、

朝鮮爲中國藩服之邦、比年以來、權臣竊柄、政出私門、毒積禍深、遂有今年六月之變、殺妃辱王、虐吏一時並發、頃者變告上聞、通路流傳、皆言爾國太公寔知其事、先以國太公入朝、親問事狀、一俟罪人之得、更申天討之威、殲渠釋從、明事典列、廷旨殷切、敢弗祇慄、今統領北洋水師丁軍門、暫與國太公航海詣闕、處人骨肉之間、全恩明義、我大皇帝自有權衡、必不於爾太公有所深責、但舉勳倉々、恐爾上下臣民、未諗斯意、妄生疑懼、以元代執高麗忠

宣忠惠爲例、大負乎地意高深、此外或從前亂黨、因以畏迫、更造異謀、目前大兵水陸齊進、已有二十營、此後繼發者、海上相屬、爾自度待王師、可以顯拒、兵力可以相抗、嚴陳相待、儘可一戰、否則深鑑禍福、早自効發、勿執迷怙惡、自速誅夷、

朝鮮も亦表を清に上りしが、その文中に臣生父航海入朝、臣席鸞候罪の言あり、蓋清はその内治の漸く整頓するに及びて、嚮に朝鮮を放棄せしことの誤れるを悔いて、之を回復せんと欲して、益内治外交に干渉し、朝鮮も亦清に倚頼して、一時の苟安を圖らんとせり。

是時、洪淳稷は領議政となり、金炳國は左議政となり、趙寧夏は兵曹判書となり、李秉文は禮曹判書となり、閔台鎬は宣惠堂上となり、朴泳孝は漢城判尹となり、清の總理衙門に倣て、統理衙門を新設し、分ちて内外とし、各督辦、協辦、參議ありて、洪淳稷、金炳國、閔台鎬、趙寧夏、金宏集、閔泳鎬等之に當りしと雖も、實際に勢力あるものは、閔台鎬、閔泳翊父子にして、趙寧夏、魚允中、金宏集等の如き皆清に奉事するものに非るはなし。而して清の北洋大臣李鴻章の推薦によりて、内衙門には獨逸人穆麟德(自ら朝鮮人の後裔なり、漢字を以て)を、外衙門には清人馬建常を、各その顧問とし、盡く李鴻章の命を聽て、其政を處理し、吳長慶、袁世凱の諸將は、兵三千を率ゐて、京城の内外に駐屯し、或は威力を以

李鴻章の命を聽て政を爲す

事大黨

て官民を壓服し、或は恩澤を施して人心を收攬せり。その後顧問は皆その職を去り、内政は稍羈束を脱せりと雖も、兵權及び外交の事に至りては、依然として命を清に聽きたれば、自主獨立は名ありて實なく、全く清と本屬の關係を呈せり。

國情は此の如く次第に變遷し來り、廷臣は隱然分裂して、外戚王族若しくは閔閔とに論なく、率ね事大黨、獨立黨の二となるに至れり。事大黨は、即ち清に隸屬せんとするものにて、滿朝の士過半は之に屬せり。初め清の滿洲より起り、朝鮮に侮辱を加へしを以て、深く之を怨みしことは、二百餘年來變らざりしが、嚮に大院君が王宮の建築と兵備との爲めに錢幣を清に借り、清に年號と國字とを書したる通貨を國內に流布するに及びて、始めて清國の尊崇すべきを知り。又日本に於て征韓論の起りし時には、清よりして日本は師を朝鮮に用ふるの意あり、宜しく邊海の防備を嚴にすべきことを忠告して、成るべく日本より遠けて清國に親ましめんとするの謀をなし。その後にも種々の干渉をなして、屬邦の實を擧げんとせしより、國民の感情は遂に一變して、この黨派を生ずるに至りしなり。獨立黨は日本と條約を締結せしより、その端を開き、朴泳孝、金玉均、徐光範、洪英植等、日本に至りて、その文物の進歩を見、世界の大事を察して、大に感發する所あり、翻て清との關係を見れば、干渉その度に過ぎ、殆ど憤悶に堪

獨立黨

へざるものあり、是を以て日本の力に頼りて、其國の獨立を固くせんと欲するものなり。

二十年(明治十)朴泳孝、金玉均の日本より還るや、竹添進一郎は、辨理公使として、京城に駐劄し、兵一中隊を以て之が護衛となしたり。金玉均、朴泳孝等は、皆年少氣鋭にして、屢時政を痛論し、革新の實を舉んとせしも、常に事大黨に妨げられて、自由の活動をなすこと能はず、是に於て奮然起て非常手段を施し、その目的を達せんと欲し、同志の士徐光範、洪英植及び徐載弼(我陸軍戸山學校卒業)、李寶鎮、申福模等と相謀り、廿一年(明治十)十二月郵政局開設の祝宴に際して事を舉げ、悉く事大黨の領袖を殺さんとす。この日内外衙門督辦、六胃判書、四營營將及び各國の公使領事皆一堂に會す、亂の起るや、刺客はまづ右營大將閔泳翊を殺さんとして果さざりしが、金玉均、朴泳孝は直ちに王宮に入り、奏して曰く、清兵亂を爲し、閔氏を殺せりと、因て使を遣して、救を日本公使に求む、公使竹添進一郎は、兵一中隊を率ゐて至る、乃ち景佑宮に遷り、日本兵之を護衛せり。既にして王命を以て、内衙門督辦閔泳穆、前營大將韓圭稷、後營大將尹泰駿、左營大將李祖淵、吏胃判書趙軍夏を召して之を殺す、皆事大黨の領袖なり。而して此時直ちに任命せられたるものを舉れば、李載元、洪英植は左右議政となり、沈舜澤は吏

金玉均等
事大黨を
殺す

日本兵王
宮を護衛
す

清兵宮中
に亂入す

金玉均朴
泳孝日本
に逃る

胃判書となり、金玉均は戸胃判書となりて、承旨を兼ね、朴泳孝は前後兩營大將兼左捕將漢城判尹となり、徐光範は左右兩營大將兼右捕將となり、朴泳教(泳孝の兄)は承旨となり、徐載弼は親衛兵の監督となれり。洪英植は、乃ち改革案を王に奏す、その大要は、内治を修整し、國權を擴張して、獨立國の體面を全うせんとするにあり、尋て四營の兵をして、行宮を護衛せしむ、是に於て、革新の政粗その端緒を開きたり。

然れども新政府の基礎は、未だ鞏固ならず、形勢甚だ不穩なりしかば、朴泳孝は王を擁して、姑く江華に退き、援を日本に求めんとし、金玉均等は、主の速に宮闕に還らんことを欲して、議論一ならざりしが、王は終に還幸せり。是時事大黨は、清の兵營軍司馬袁世凱に就て、兵力を以て、君側の奸臣を除かんことを請ふ、袁世凱乃ち兵を率ゐて宮中に亂入し、門内の朝鮮兵は之に應じて、共に日本兵を攻撃せり。是を以て、日本公使の事の爲すべからざるを知り、王と別れて公使館に還り、尋て仁川に退き、朴泳孝、金玉均等も之に従へり。日本兵の退くや、朴泳教、洪著植等は、王を擁して、竊に北門より逃れたりしが、泳教、英植等は、皆清兵に殺され、王は清兵に投じて、その兵營に移され、尋て王宮に還れり。而して官職の主要なるは、率ね事大黨を以て組織せられ、閔應植、閔泳煥、閔泳駿等は、世道となり、金玉均、朴泳孝等は、皆日本に逃れたり、是を金玉均の亂、又甲申

の變といふ。これ實に新進有爲の士が、日本に頼りてその國の獨立を圖らんとし、全く失敗に畢りしものなり。

是に於て、金村諸人の亂をなし、は、日本公使の教唆に出てたりとなし、外衙門協辦徐相雨を全權大臣として、罪を日本に問はんとせしが、その未だ發せざるに、日本は既に外務卿井上馨を全權大使として、朝鮮に遣し、その罪を詰責せしむ。此時清も亦欽差吳大澂を遣し、兵艦を率ゐて、海路より來り、日本に先だちて京城に入れり。王乃ち左議政金宏集を全權大臣として、井上馨と議せしめ、日本人の遭害に對する賠償金十一萬圓、公使館建築費、二萬圓を出す等の事を約して和議を修め、修信使徐相雨、副使穆麟德を日本に遣し、その罪を謝せしめて、この事を結了せり。是時金村諸人の殘黨は、慘殺せらしもの勢からざりしといふ。

日本は又この亂に乗じて、清兵がまづ日本軍に向て發銃し、且京城居留の人民を殘害し、婦女を凌辱せしを以て、伊藤博文を全權大使とし、西郷從道を副使として、清に遣し、その罪を問はしむ。清は李鴻章及び吳大澂を全權大臣として、天津に於て討議を開き、終に日清兩國の朝鮮に屯在する兵を撤すること、將來事ありて兩國の一方より兵を朝鮮に出さんとする時は、互に行文知照すべきことを約し、その殘害凌辱等の事は、

天津條約

證左なきを以て、姑く之を措くこととせり。是を天津條約といふ時に、我明治十八年(朝鮮今皇帝廿二年)四月なり。これ近時に於て、朝鮮の事件よりして、日清兩國の衝突を起して、交渉を開きし始なり。

袁世凱京城に留る

是より後、清は條約によりて、兵を撤せりと雖も、當時清兵に將たりし袁世凱は、朝鮮通商事務全權委員として、京城に留り、陰に内治外交に干涉することは、前日に異ならず。且當時は、兩度内亂の後を承けしのみならず、凶獸疫相繼ぎて、疲弊殊に甚しく、盜賊白晝に横行し、亂民四方に蜂起せり。而して金玉均、朴泳孝等、日本に逃れて、政權は專ら閔氏に歸せしより、閔應植は閔泳翊と相軋し、閔泳煥は閔泳駿と互に世道を競ひ、

袁大黨の軋

防毅令

其他韓圭高、朴定陽、趙秉稷、金宏集、沈相薰等の如きも、陰に相争闘して、國政は益紊亂に趨けり。且日本の朝鮮に對する政略の冷淡となりしより、袁世凱は益閔族を籠絡して、その横暴を肆にし、廿六年(明治廿五年)に咸鏡道監司趙秉式が、その豊稔なるにも拘らず、突然防毅令を布き、同道穀物を日本に輸出することを禁じて、日本商人に損害を與へたるが如きも、亦袁世凱の使囑に出てたりといふ。而して趙秉式は實に閔應植の信任を受けたるものなれば、その關係も亦推察せらるべし。其後、日本公使より損害賠償の要求をなし、こと數回に及びしと雖も、荏苒決せざりしが、三十年(明治廿六年)大石

正己の京城駐劄公使となるに及びて、賠償金十二萬圓を出して、俄に國交を全うすることを得たり。

第四節 英露及び清との關係

大院君及び金玉均の亂ありし頃は、實に内外多端の秋にして、獨り日清兩國のみならず、他の諸外國に於ても、亦外交上の關係を生じたり。諸外國との條約は、今皇帝十三年(明治九年)日本と締盟以來、六年を隔て、十九年(明治十五年)には米國と、廿年には英獨二國と廿一年には露伊二國と、廿三年(明治十九年)には佛國と、相繼ぎて之を締結せしより、漸く世界列國の伍伴に就くことを得たり、而してその關係の尤紛錯せるは日清の外にありては露國にして英國は之に次ぐり。

英國は二十年條約締結以後、中央亞細亞境界の紛議により、英露兩國の間、將に干戈を交へんとするに至りしかば、廿二年(西曆一千八百八十一年)露國に對する攻守上の必要により突然艦隊を派遣し、巨文島を占領して、砲臺を築きたり。巨文島は即ち三山島にして、三山相抱きて、その間に一港を爲す、英人之をポートハミルトンといふ、全羅南道興陽郡に屬して、南海の要地なり。その巨文島と稱するは、順天郡巨麻島を地圖に巨廣島と書せしより、麻の略字廣を文と誤り、又三山島をこの島なりと思ひしより

諸外國との條約

英國巨文島を占領す

起れりと云ふ。英國は占領の後、北京駐劄公使をしてその事を朝鮮に報告せしむ、時に金允植は外衙門將辨たりしが、之を如何ともすると能はざりき。然るに露國は清に對して、この占領を許すや否を問ひしかば、清は直ちに水師提督丁汝昌に命じて、軍艦三隻を率ゐて、實地を踏査せしめ、且日本長崎に至り、英の艦隊司令長官に會して、その不法を詰らしめたり、是に於て、英國はこの地を還さんことを清に約し、清は更に露國より他日巨文島を占領せざるべきことの誓約を取りて、之を英に示せり、因て二十四年(光緒十三年、西曆一千八百八十七年)に至りて、英は終に巨文島の占領を罷めて、之を朝鮮に還したり。

英國巨文島を占領す

露國は哲宗の末に當りて、滿洲數百里の地を清に取り、始めて境土を朝鮮に接せしより以來、歐領及び亞領の中部に多事にして、東顧の暇あらざりしが、その後廿餘年を歴て、餘力の生ずるに及びて、漸く手を朝鮮に下さんとす。會、清の李鴻章が穆麟德を薦めて、朝鮮の顧問となすに當りて、穆麟德竊に露國の力を借りて、己が志望を達せんとす。是に於て露國は北京駐劄公使ウエーベルを全權委員として、來り通商を議せしめ、遂に條約十三條及び貿易規則三條を定む、蓋穆麟德の力多きに居るといふ。尋てウエーベルは、代理公使兼總領事として、來りて京城に駐劄せり。

露國と條約を定む

露國の保
護を求む

露國と條約を締結せしは、即ち金玉均の亂ありし年なりしが、この亂より後、政權は事
大黨に歸せりと雖も、當時別入侍(外國に遊び、その事情の通じし人)の徒、或は王に説き
て曰く、清は既に恃むに足らず、日本は怨を朝鮮に構へ、且つ清と是非を干戈に訴へん
とす、今に及びて早く露國の保護を仰ぐに如かずと。而して別入侍金備元は、王命と
稱して浦鹽斯德に往き、黒龍江總督コルフに就て、日清兩國朝鮮に於て事ある時は、救
援せられんことを請ひたりしに、露國は之を承諾し、廿二年(明治十八年、西曆一八八五年)日本駐
劄公使館書記官スピールを遣して、之が條約を結ぶべきことを迫りたるも、これ固よ
り外衙門の與り知りたる所に非ず、又日清の交渉も、平和に局を結びたれば、スピール
も強硬なる談判をも爲さずして止み、その後金備元は、王命を矯るを以て流竄せられ
て、この議は終に消滅せり。

されども、此時恰も英國が巨文島を占領して、朝鮮の人望を失ひたる際なれば、露國は
勉めて朝鮮の歡心と求めんとし、閔氏の一族は、又王妃と共に王を擁して露國の保護
に頼らんとするの形迹あり、且閔氏の所爲は、往々清の意向に反することもなきに非
ず、之に反して大院君は、久しく清に拘留せられて、その厚遇に感じ、且外夷排斥は、その
最喜ぶ所なれば、清は大院君を放還して、閔氏を抑へ、且露國を疎隔せしめんとす。

大院君
を還す

袁世凱
を謀る

れり。かくて廿四年(光緒三十年、明治二十三年)に至りて、袁世凱は大院君と相謀り、王を廢して、王の
兄載堯の子を立て、世子となし、大院君をしてその政を攝せしめんとせしが、閔泳翊
は初めその謀に與り、その事情を知悉して、密に之を王に告げても、因て逆謀遂に敗れ
たり。

露國はこの間にありて、益その勢力を伸張せんと欲し、條約締結の後、追加條約草案を
提出し、特に露國入のみの爲めに、陸路貿易を開かんことを要求し、穆麟德は亦内にあ
りて、百方力を盡したりしが、清の李鴻章は、書を王に送り、七條の問答を設けて、反覆そ
の利害を論じて、忠告する所あり。且李鴻章が穆麟德に欺かれしことを悔いて、之を
清國に召還せんとせしに、ウエーベルは王に對して、大にその不可を争へり。是に於
て王はウエーベルと穆麟德との關係を察し、益追加條約案の危禍を包藏することを
悟りて、その事一時中止せられたり。

李鴻章は遂に穆麟德を召還し、更に米人デンニを王に薦めて顧問たらしむ、蓋穆麟
德のなし、所に反して、清の爲めに盡力せしめんことを圖りしなり。然るにデンニ
も亦穆麟德の如くにして、その京城に至るや、首として清韓論を著して、清廷の行爲
と袁世凱の施設とを痛斥し、朝鮮の清の屬國に非ずして、獨立の實を表すべき所以を

露國と陸路通商條約を定む

李鴻章の勤王位を

切論す、その言公平なるが如しと雖も、實は露國に倚りて、その志す所を成んと欲するのみ。ウエーベルの慧黠なる、争てかこの機を逸すべけんや、再び追加條約草案を提出せしかば、朝鮮はまた之を謝絶すること能はずして、廿五年(西曆一千八百八十一年)陸路通商條約九條を定め、明年遂に慶興(咸鏡北道)を開きたり。されども初の草案には、豆滿江岸百里の地を開くべきことを要求せしに、是に至りて慶興のみに止め、且特に露國人のみに要求せしことも削除したるは、清の干渉その功を奏せしものなるべし。其後廿八年(光緒十四年、西曆一千八百八十八年)に至りて、清の李鴻章は書をして王に送りて、位を世子に讓らしめんとす。王之を大臣に問ふ、領議政沈舜澤、左議政鄭範朝等、清の意に背かんとを恐れ、王と世子と並びに南面して、政を聽かんことを請ふ、禮判李裕弼深く之を非とす、沈舜澤等出て、罪を門外に待つ。既にして廷議又變じ、世子の代理前例なきに非ざるを以て、その制を定め、李裕弼は却て竄せらる。清の干渉此の如くにして、實に堪ふべからざるものあり、是に於て、閔應植、閔泳駿等は、露國に對して、また保護密約を求めたりといふ、されどもその信否は未だ詳かにすべからず。要するに當時清露に於ける關係は、陰雲慘憺、殆ど測り知るべからざるものなり。抑朝鮮は自主獨立の邦として、列國と條約を締結せしと雖も、清に於けるは、獨りその

清國との貿易章程

朝鮮の獨立に關する矛盾

干渉の甚しきのみならず、條約等に於ても、亦自ら他國と同じからざるものあり。九年(光緒十五年、明)定めし所の中國朝鮮水陸貿易章程は八條ありて、その初に朝鮮久列海封、典禮所關、一切均有定制、毋庸更議、といひ、又此次所訂水陸貿易章程、係中國優待屬邦之意、不在各與國一體均霑之列、といひて、固より對等國の通商條約に非ず。且稅關長たる外國人は、清の任命せるものにして、稅關の報告は之を清國に出じ、清國各港の貿易冊には、朝鮮品の輸出入を内國貿易の中に置けり、これ豈清の朝鮮を屬國視するものに非ずや。されども米國の朝鮮と條約を締結せんとするや、清にその斡旋を求めたるに、清は直ちに之を諾して、その事を成さしめたるを見れば、清は朝鮮の獨立を認めたるが如くなれども、その後朝鮮よりして、公使を米國及び歐洲に駐劄せしむるに當りては、清の牽束妨害を受けたること屢なりき。英露諸國も亦巨文島の事件に就て、清と交渉を爲したるは、朝鮮を清の屬國と認めたるもの、如し、由來朝鮮の獨立に關しては、前後矛盾のこと尠からず。要するに清は列國に對して、初は朝鮮の屬國に非ることを明言せしと雖も、その後之を悔ゆるに及びて、陰に術策を運らして、屬國の實を擧げんとして、百方苦心せしことは、その事實洵に掩ふべからざるものあるなり、これ他日、日本との大衝突を起して、干戈を交ふるに至りたる所以なり。

第五節 日清の争衡及び朝鮮の獨立

東學黨と金玉均

日清兩國が兵を朝鮮に出して相争ふに至りしは、東學黨の内亂に基す、東學黨の初めて亂を起したるは、三十年なりしも、王の慰諭によりて、一たび鎮靜に歸せしが、三十一年(明治廿七年)三四月の頃に至りて、また大に起れり。金玉均の殺されたるも、亦粗その時を同じくせり。金玉均と東學黨とは、固より直接の關係あるに非ざれども、金玉均は閔氏の忌嫉によりて殺され、東學黨は閔氏の專横を憤慨して起る、その由來する所、亦偶然に非るなり。

初め朴泳孝、金玉均等相謀りて、革新の業を成んとして、一敗蹙躑、身を日本に託せしこと、茲に十年、その間閔氏の一族は、之を除かんと圖りしことも一ならずしが、遂に果さざりしを以て、三十一年、竊に刺客李逸植を日本に遣して、之を殺さしめんとす。李逸植は乃ち東京に於て自ら權在壽、權在衡を指搦して、朴泳孝を殺さんとせしも、事遂に成らざりしが、是と同時に、又洪鍾宇なるものを指搦して、金玉均を誘うて、上海に至らしめて、之を殺せり。時に朝鮮の使臣徐相雨は天津にありしが、清の軍艦威遠號に乗じて、上海に至り、金玉均の屍と洪鍾宇とを載せて、朝鮮に返れり。朝廷太に喜びて、之を迎ひ、直ちに洪鍾宇を兵曹判書に除し、金玉均の屍を支解して、頭と胴とは、漢江楫

金玉均殺

東學黨起

華津頭に身し、其傍に榜示して、大逆無道金玉均の屍と書し、四肢は各道に分身せり、是即ち英祖の尹光哲、李夏徵等を誅せしと同一の方法にて、その慘酷も亦甚だしといふべし。當時朝鮮と清との舉動此の如きは、實に日本を侮蔑せしものなり、これ安ぞ日本の義憤を起さざるを得んや。

是時に當りて、全羅道に東學黨の亂起れり、東學黨はもと西教を排斥し、東學を興隆せんとする一派の團結にして、其徒自ら稱す、儒佛仙の三道を折衷し、其華を取り、其粹を抜きて、大成したるものなりと。黨祖は忠清道の人崔福述といへるものにて、その治安を妨害するを以て刑せられしも、餘黨はなほ慶尙、全羅、忠清の間に潜伏せしが、近時に至りて、閔氏の一族はその專横を極め、貪官汚吏は、之が驅使に任じて、爲さる所なく、且外國勢力の侵入は、歲ごとに益甚しきを以て、慨然奮起して、大に革新を行はんとす、而して之が首領たるものは、全瑛準なり。

其初、全羅北道の古阜に起り、尋て慶尙、忠清の諸道にも起りしが、亂民之に附加して、集るもの雲の如く、その最猖獗なるは、全羅道にして、縣官を捕へ、米穀を掠め、武庫を破り、官舎を毀つ、廷臣皆色を失ふ。乃ち洪啓蕪を兩湖招討使として、之を討せしめしが、克つと能はず、全州終に陥り、洪啓蕪及び監司文鉉等皆敗走す。是を以て、洪啓蕪はその

清の援兵
を求めむ

力討ずること能はざるを料り、書を上りて、外國の援兵を借らんことを請ふ、朝廷益々
狼狽す。時に閔泳駿は宣惠堂上兼統衛使たりしが、袁世凱の勸誘に因て、清の援兵を要
求し、又一方には、益兵を招集して、巡邊使李元會に授けて、忠清道に赴き、亂民の北上に
備へしむ。

清兵牙山
に上陸す

清に於ては、援兵の請求ありしは、その權力を擴張し、屬國の實を擧んとするには、尤好
機會なれば、李鴻章は直ちに提督葉志超、礪士成に命じて、三營(千人五)の兵を率ゐて、之
を討ぜしむ。その牙山(忠清道)に上陸するや、葉志超はまづ諭告を發して、民心を緩んず、
其の文中に我中朝愛恤屬邦、不忍坐視不救の言あり。又清國政府は、日本に知照して
曰く、中國の屬邦朝鮮に内亂あり、朝鮮政府の力、之を鎮壓すること能はず、今その要求
に應じ、兵を發して之を勦定し、屬邦を保護するの舊例に依ると、日本は直ちに之に復
答して曰く、貴國兵を朝鮮に出すことは之を領せり、朝鮮を以て屬邦とすることは、我
の承認すること能はざる所なりと、亦在留官民保護の爲めに、兵を朝鮮に出し、混成旅
團長大島義昌は、仁川に上陸し、進みて京城に入る。

是より先、東學黨は益猖獗を極め、全州より進みて石城(忠清道)に至りしが、洪啓燾は公州
(忠清道)に退き、李元會と相合し、更に準備を整ひ、再び進みて全州を攻め、遂に之を回復せ

日本の出
兵

東學黨の
解散

り。既にして清兵は牙山にあり、日本兵は仁川、京城にあつて、勢成甚だ盛なりしかば、
東學黨は之を聞きて大に恐怖し、一時禽奔獸散して、その踪跡を潜められたれば、未だその
渠魁を殲すに至らざりしも、洪啓燾は兵を收めて、京城に凱旋せり。

是時、日清兩國の兵は、共に朝鮮の地にありと雖も、日本兵は京城、仁川の要地を占めた
るのみならず、その運動極めて敏捷なりしかば、袁世凱は兵力を以て日本と争ふの頗
困難なるを察し、日本公使大島圭介に會して、東學黨は既に鎮定に歸せしを以て、兩國
共に兵を駐るの要なければ、速に兵を撤せんことを商議せり、然れども日本の兵を出
し、は、別に理由の存するあれば、大島圭介は斷乎として之を拒絶せり。蓋東學黨の
叛亂は、朝廷の弊政に本づきたるものなれば、その弊政を改革して、禍源を絶つに非ざ
れば、一時その踪跡を潜むと雖も、重ねて暴發せんことも料り難し、是を以て、日本は更
に日清兩國協同して、朝鮮の弊政を改革せしめんことを清に謀りしも、清は亦之を拒
絶せり。

日清交渉
の不調

閔泳駿の
窮乏

朝鮮にては、閔泳駿の袁世凱と結託して、清の援兵を借りしより、遂に日本の派兵を促
がして、如何なる事變の生ぜんも知るべからざる形勢となりしかば、閔泳駿の失策を
責むるもの甚だ多く、閔泳駿は已を得ずして、袁世凱に就て兵を撤せんことを求め

も袁世凱は之を聴かざるのみならず、閔泳駿を罵辱するに至りしといふ。されば閔泳駿は窮困の餘策の施すべきなく、更に多年の讎敵たる大院君に就て其の助力を借らんとす。大院君は大聲一喝之を斥く。是に至りて、一時勢望赫奕たりし閔泳駿も、四方攻撃の燒點となりて、その職を免ぜらる。

日本は既に朝鮮に對して、獨力扶持の策を決し、大鳥圭介はその第一着手として、朝鮮は獨立國たる乎、將た否らざる乎との問を發せり。朝鮮の獨立國たることは、既に明白なることなれども、廷臣の中、その方向に迷ふものも尠からざれば、議論一ならずしが、終に獨立國なりと答へたり。是を以て圭介は、更に改革方案五條を具して、朝鮮に勸告せしかば、王は直ちに之を容れ、校正廳を宮中に設け、頭議政沈舜澤、左議政趙秉世、右議政鄭範朝、判府事金宏集、領敦寧金炳始を總裁とし、金永壽、朴定陽以下、十五人を委員として、その調査に着手し、日本の勸告に應じ、弊政を改革せんことを承諾せり。然るに局面は俄然一變して、日本に對して、その兵を撤し、併せて改革案をも撤回せんことを求めたり、これ豈その故なからんや、他なし、李鴻章、袁世凱等の恐喝使嗟に出たるなり。されども日本は是に因て遽に方針を改むべきにも非ざれば、清は又居中調停を歐米諸國に求めたるを以て、露英米の三國は、各斡旋を試みたれども、日本は皆

日本改革を勸告す

清は歐

の調停を求む

日本兵王宮を占領す

軍國機務所を設く

その好意を謝して應ぜざりき。

かくて日本は温和手段の到底その目的を達すること能はざるを察し、急に兵を進めて王宮を占領し、大鳥圭介は王に謁して、具さに日本政府の本意を述べられたり。この時袁世凱は形勢の益非なるを知り、既に逃れて本國に還り、閔泳駿以下の黨與は皆逃亡せり。因て久しく閔氏の爲めに遮られて父子相見ることを得ざりし大院君を雲峴宮より起して、之を宮中に迎へ、内外一切の政務を委ねたり。大院君は乃ち大に革新の政を行はんとし、まづ軍國機務所を設け、領議政金宏集を總裁とし、議員十數人を置き、大院君は之に臨みてその章程を定め、凡立法行政の事、皆此に於て評議し、その議定せられし施政の方針二十餘條は、王の裁可を経て、着々之を實施せんとす。又獨立の實を明かにせんとし、牙山の清兵を驅逐せんことを日本に託せしかば、大鳥昌義は直ちに兵を出し、數日にして之を掃蕩せり。

是より先、清も亦日本及び朝鮮に對する方略を決し、一方には牙山等の要地に據り、堡壘を築き、海軍との策應を謀り、又一方には北方より進みて、平壤を根據とし、南北夾撃して、日本軍を却制し、朝鮮藩屬の實を舉んとせり。會、清艦は豊島附近に於て、日本の偵察艦と邂逅し、突然戰端を開きしより、兩國共に宣戰を公布せしが、清は豊島の役に

日清兩國

宣戰を公
布す

日本軍平
壤を陥る

新に官制
を定む

於ては、敗没の禍を招き、牙山地方の聯絡を絶たれしも、北方よりは提督衛汝貴、左賓貴、馬玉崑等をして、兵一萬六千餘人を率ゐて、平壤を占領して、その要害に據り、壘を築き、寨を修めて、防禦の備をなさしめ、牙山の敗將葉志超も、亦之に加はりて、衛左以下の諸將を統轄し、朝鮮の平壤兵は、清軍の中にあり、平安、黄海二道の人民は、皆心を清軍に寄せ、その徵發に應じて糧食を供し、牛馬を備へて、之が援助を與へたり。

日本は山縣有朋を征清第一軍の司令長官とし、野津道貫、大島義昌、立見尙文、佐藤正等をして、平壤を攻めしめ、激戦數日、遂に之を陥れ、又日本の艦隊は、清の艦隊を海洋島附近に破りしかば、海陸相應じて益進み、第一軍は鴨綠江を渡り、九連、鳳凰の諸城を拔き、大山巖は更に第二軍を率ゐて、遼東花園河口に上陸し、旅順口を陥れ、兩軍力を協せ、進みて牛莊、田庄臺を取り、又別に海陸兩面より威海衛を攻めて、之を陥れ、北洋艦隊を殲滅し、全軍將に直隸を搦かんとす、是に於て、清は大に恐れ、李鴻章を日本に遣して、和を議せしむるに至れり。

日清兩國の戦鬪此の如くなるの際に當りて、軍國機務所に於ては、新に官制を定め、議政府、宮内府、及び内務、外務、度支、軍務、法務、農商務、學務、工務の八衙門を設け、議政府には、總理大臣、左右贊成、參議、司憲、主事を置き、その他の衙門には、大臣、協辦、參議、主事を置き、

其の下に又幾多の局を設けて、事務を分掌し、粗、日本の官制に模倣して、少しく斟酌を加へたり。而して、金宏集は總理大臣となり、李載冕は宮内大臣となり、閔泳達、金允植、魚允中、尹用久、徐成淳、朴定陽、李景遠、嚴世永は各衙門の大臣となりて、改革實行の任に當り、又日本とは清に對して、攻守相助くるの盟約を結びたり。かく朝鮮にては、日本の勸告を容れ、政府の組織を一變し、大に面目を改めんとするに至りしかば、日本よりは特に西園寺公望を勅使として之を遣し、王及び大院君を慰問せらる。是に於て、王は報聘使を遣はし、之を謝せんとせしも、遷延決せざりしが、遂に王子義和君を遣したり。

されども内部の情狀は、必ずしも之に伴はずして、内外一切の政務を委任せられて、大に革新の政をなさんとせし大院君も、日清兩國平壤の勝敗を見て、向背を定めんとし、大院君の孫李煥鎔は、大院君をして書を清人に送らしめ、一面には東學黨を教唆して、内外相合して、日本兵を逐斥せんことを圖り、朝臣は朋黨比周して、各私利を營み、獨り平壤兵の清軍の中にあるのみならず、到る處として欺と清軍に通ずるものも少なからず。されば官制改革も、攻守同盟も、徒らにその名の美なるのみにして、一たび踪跡を潜めし東學黨も、また各地に蜂起して、日本軍に妨害を試み、平壤陷落の後と雖も、朝

朝鮮の向
背未だ定
まらず

大院君の
政に與るの
能む

鮮の内治は容易に整理の緒に就くべきにも非るなり。
 朝鮮の内政改革の困難なること既に此の如し是を以て日本は更に内務大臣井上馨
 を全權公使として大島圭介に代らしむ。その至るやまづ改革の第三十條を王に勸
 告し王は盡く之を容れたり。蓋井上馨は革新の實績擧らざるは、一に大院君の政權
 を掌握するにあることを察し第一着に大院君の政に與ることを罷めしめたりとも
 その他官吏の黜陟は政府の組織粗整ふに至る迄は妄に行ふべからざることを忠告
 せり。然るに是時法務協辦金鶴羽は暗殺せられし後なるも他は缺員あらざるにも
 拘らず突然内務法務工務農商務の協辦四人を任免せりその新に任ぜられたる韓者
 東李建昌李容植は皆閔氏の黨なれば王妃の容喙に出でたることは復た掩ふべから
 ざるなり。是に於て井上馨は勸告の信用せられず廟議の恃むべからずして改革は
 殆ど成功の望なきを以て王に謁して直ちに改革案の撤回を要求せり。王及び諸大
 臣は大に驚き之を謝して再考を求め且今より後王妃をして政に與らしめざることを
 を誓ひたれども猶聽かずして退出せしが其後金宏集李載冕金允植魚允中趙義淵の
 諸大臣は數度公使館に至りてその慮を回さんことを求ることも甚だ切にして金宏集
 以下五大臣の誓約書をも出すに至りしかば井上馨も終に之を承諾し再び王及び王

宗廟誓告
式を行ふ

朝鮮内部
の紛擾

妃に謁し肝膽を披瀝して忠言を進めしかば王及び王妃も深く之を信じ百般の事悉
 くその指導に従ひ是より後朴泳孝を用ひて内務大臣とし徐光範を法務大臣とし清
 商保護規則を發布し王を大君主と稱し發布の法令を勅令と稱し更に冬至の日を以
 て自主獨立の基礎を固くし内政を改革し積弊を矯るが爲めに十四條の要項を掲げ
 て宗廟誓告式を行ひ尋て議政府を宮中に移して内閣と改稱せり。
 朴泳孝徐光範等は既に大臣の位に上りしと雖も是時大臣中に於て勢望の最盛なる
 は金宏集又最強硬なるは魚允中にしてこの兩人の並立する時は朴泳孝徐光範等も
 素より政權を専らにすること能はず。是を以て朴泳孝は竊に王妃と結託し一時閣
 臣の總辭職をなして金宏集魚允中等を除き更に王妃の黨金嘉鎮李載純安駟壽沈相
 薰等と共に新政府を組織せんことを計り三十二年(明治廿八年)朴泳孝の發言により
 勅命を奉じて弊政の改革に従事せしと雖も毫も實効の擧らざるはその責一に我等
 にありといひて閣臣一同辭表を呈せしも王は直ちに井上馨を召してその意見を聞
 き辭表を却下せり而して井上馨の勸諭により閣臣は再び舊の如く事を視ることゝ
 なりたれば朴泳孝等の計畫は全く失敗せり。又需に金鶴羽の暗殺せられしより李
 堧鎔の非望を覬覦して陰謀を運らじふことも發露して李堧鎔は遂に喬桐に竄せら

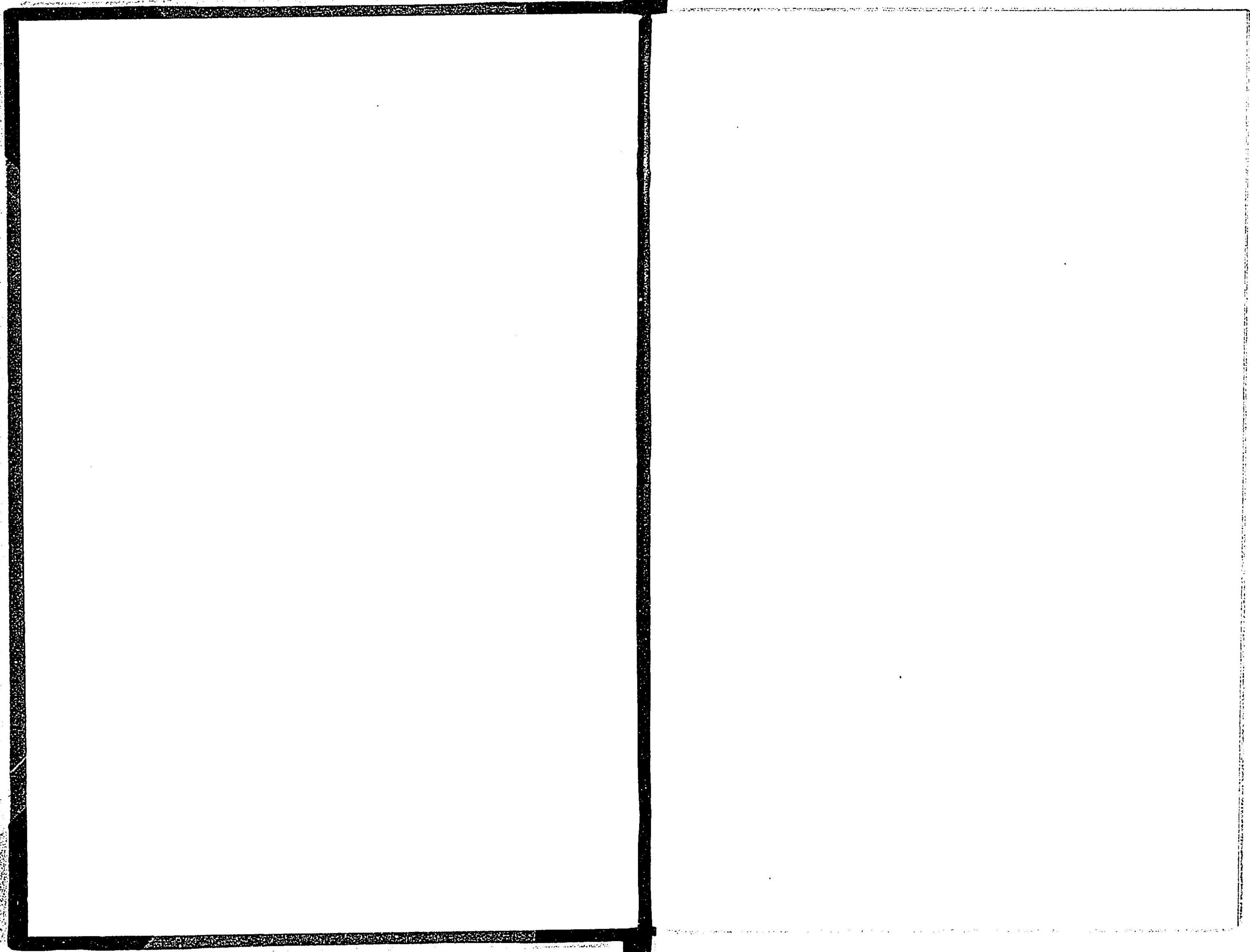
馬關條約
成る

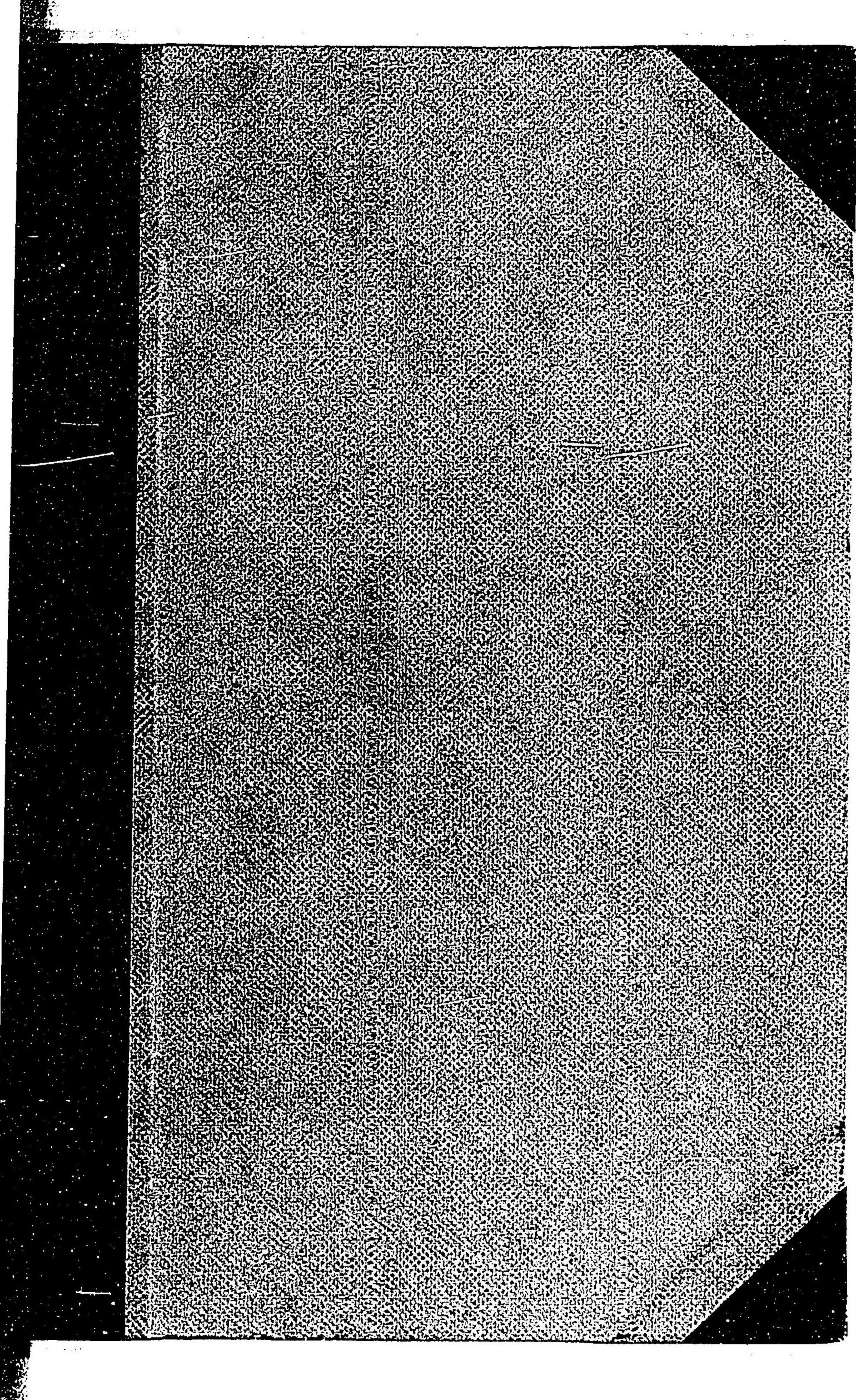
國號を韓
帝と改め
帝と稱す

る。其後にも内閣には朴泳孝と金宏集との兩派ありて、新舊の意見は常に衝突を免れず、王妃は動もすれば閔族の勢力を回復せんとして、その術策を弄すること怠らず、内部の紛々擾々は、積年の宿弊にし、容易に之を除くこと能はず、改革の實効と收めんことは、殆ど捉風捕影の感なくんばあらず。

されども是時、日清兩國の全權大臣は、既に馬關に會し、講和條約を定めて、その第一條に於て、清は朝鮮の獨立を確認することを記したれば、日本の力に頼りて、全く清の羈束を離れて、獨立國となるに至れり。これ畢竟、日清爭衡の結果、日本の勝利に歸したるを以て、朝鮮は坐ながらにして、この幸福に遭遇することを得たるなり。其後國號を韓と改め、年號を建て、皇帝と稱し、祖宗を追尊し、形式上に於ては、獨立帝國の體面を備ふと雖も、その内治の實に至りては、未だ必ずしも舊時の面目を變ぜざるなり、これ豈永くこの儘にて經過すべきものならんや。

近世朝鮮史 完





003464-000-3

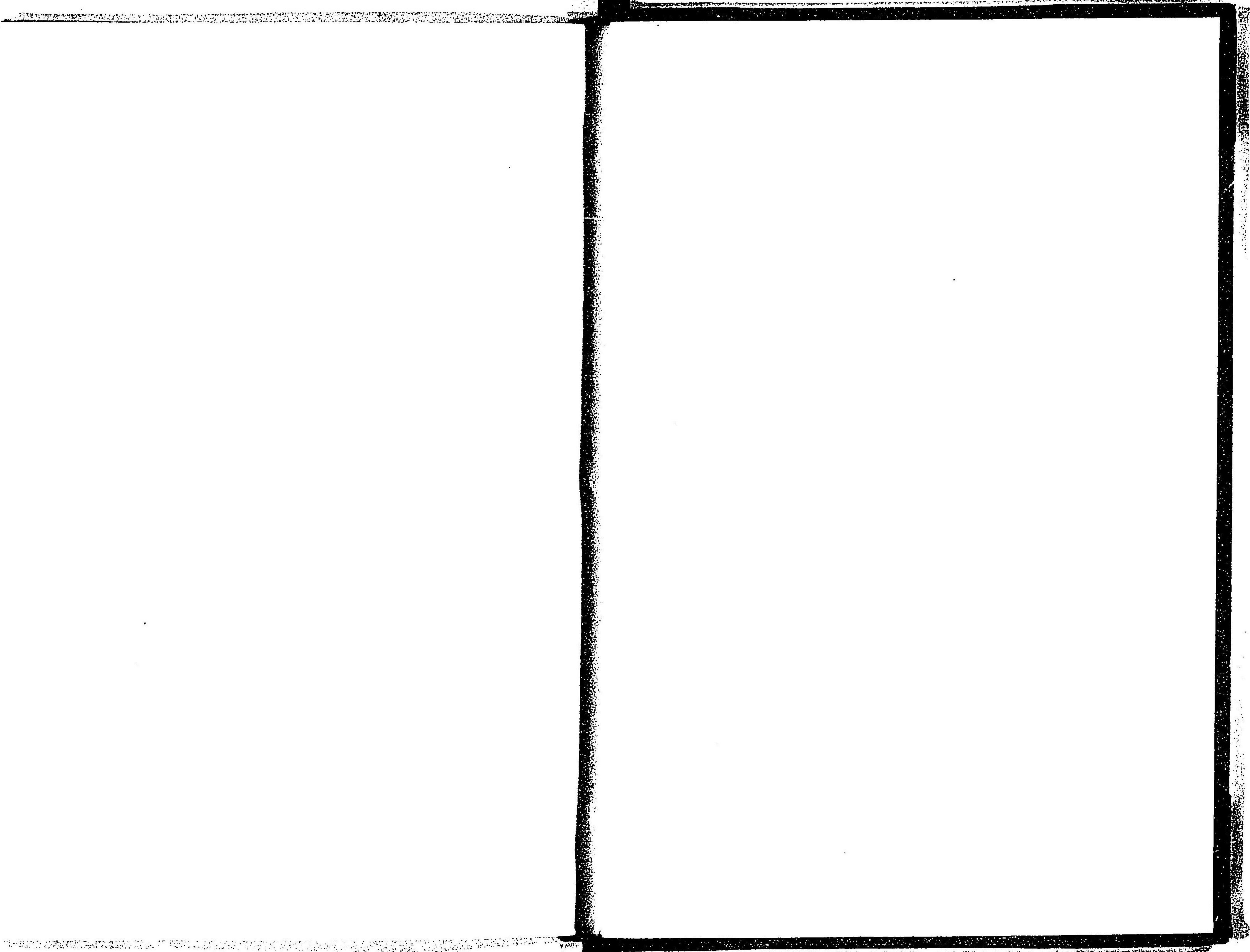
221.05-H392k

近世朝鮮史

林 泰輔 / 著

ACC-2158





1950

1950